

百數十名に及び、各自の専門科目につき夫々満足な收穫を齎して社業の發展に貢献してゐる。

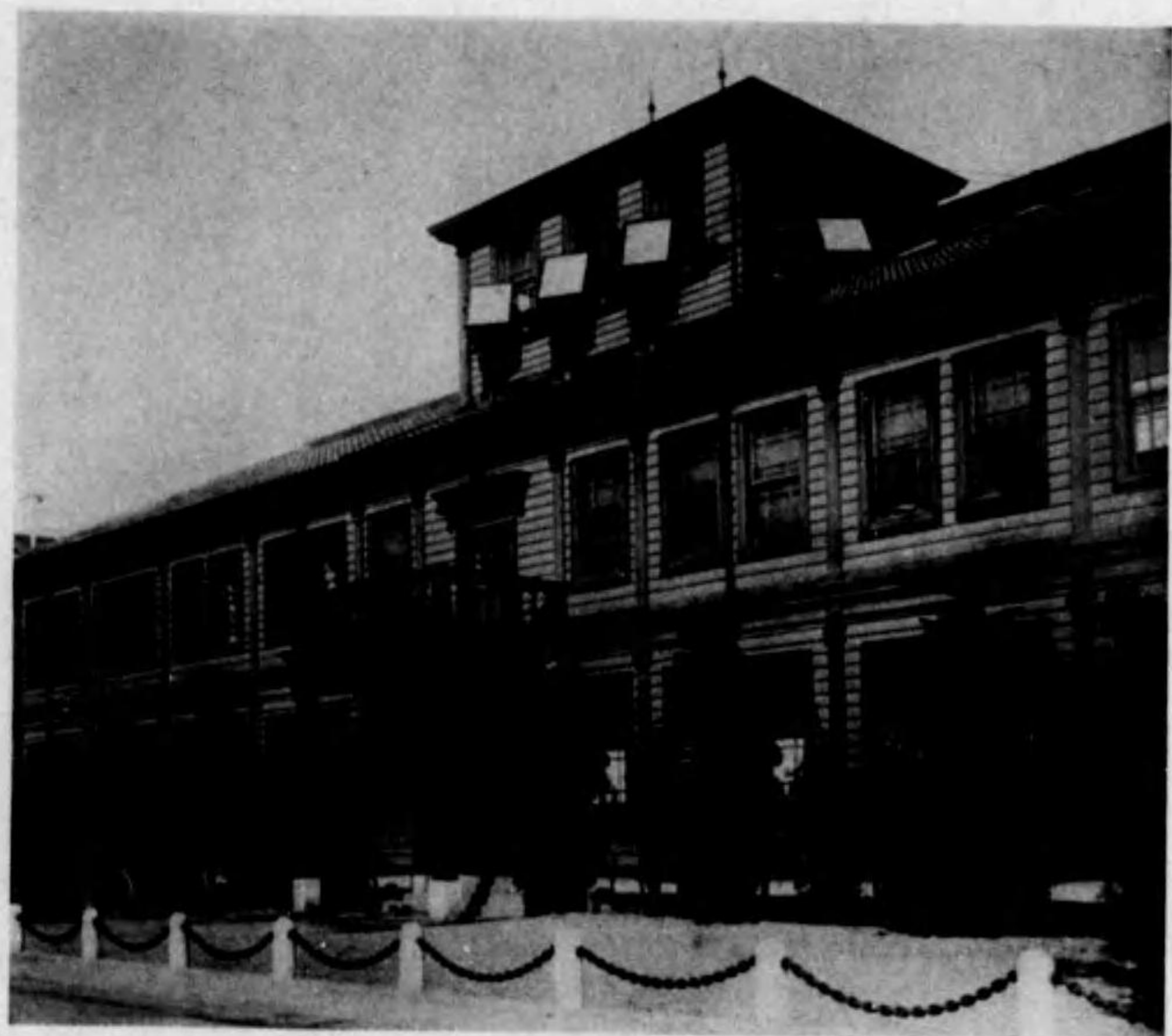
「電球製造業ノ進歩ハ近年誠ニ異常ノ極メ使用材料ノ選擇、新式機械ノ發明等々斯業者ガ競ツテ改良ヲ計リツツアルハ本業近時ノ狀況ナリ
當社モ亦東亞ノ最大電球大製造業者トシテ世界ノ電球大製造者ノ範ニ伍シ永ク其面目ヲ維持セントスルニハ技術者ヲシテ常ニ研究ヲ怠ル事ナカ
ラシムベシ若シ夫レ技術ニ於テ之ニ遅レンカ即チ事業ノ進路窮ルト言フモ不可ナカラン故ニ年々數名ノ社員ヲ彼地ニ派シ彼ノ進歩改良セン技術
ヲ齎ラサシメ以テ當社技術ノ進歩ヲ計ルハ誠ニ必要事ナリトス
此ノ時ニ當リ米國ゼネラル電氣會社重役諸氏モ亦前段ト同一ノ趣旨ニ基キ速カニ當會社ヨリ技術者又ハ適當社員ヲ米國へ派遣スルノ必要アル事
ヲ奨誘シ併セテ製造場ニ於ケル本會社々員ノ研究傳習ノ爲メ大ニ便宜ヲ與ヘン事ヲ好意ヲ以テ約セリ……云々」

第四節 芝浦製作所との合併問題

當社芝浦合併の議

尙ほ此前後に於て特筆に値する事件として數ふべきは明治四十一年十二月末、G・E會社外
國部長ウダン氏の來朝を機とし、當社と三井物産株式會社經營に係る株式會社芝浦製作所とを合併して、電氣機械器
具の一大製造會社を設立せんとする議が起つたことである。

當時當會社は電球及び電氣器具類の製作を主要業務とし、芝浦製作所は汽機、汽罐、起重機、發電機、電動機、變
壓器等の電氣機械の製造に従事してゐたが、兩社共齊しく電氣用機器の製作を行ひ、且當時芝浦製作所は機械製造部
を石川嶋造船所に讓渡して電氣機械製造の専門工場となり、又當社も電球及び電燈用器具類以外に變壓器、發電機等
の製造に着手せんとしてゐた際であつたから、茲に兩社を合同して綜合的な一大電氣機械器具製造會社を設立し、機
械設備或は技術等を交流的に活用し以て經營の合理化を圖らんとしたのであつた。



明治四十年頃の芝浦製作所

合併案の骨子と其不成立

而してこの合併案
の要領は、(一)兩社合同の上資本金四百萬圓を以て新
會社を設立し、(二)東京電氣會社は現在財産に對し四
百萬圓の内七拾萬圓を引受け、(三)更に五萬圓(即ち二
千株)の新株募集に應じ、(四)之に對し芝浦製作所は
百五十拾參萬七千圓を引受け他に六萬五千圓(即ち一
千三百株)の新株募集に應じ、(五)G・E會社は特許
權及び販賣權に對し百萬圓の出資を引受けると共
に、六拾四萬八千圓(即ち一萬二千九百六十株)の株
式募集に應ずるといふ案で本邦會社側にとつては概
して不利な提案であつた。然し兩社の提携合同その
ものは、當時電氣事業勃興の機に際して電氣機械器
具類の需要が著増し、之に對應するために一層の生
産擴充を必要としてゐた際であつたから、兩社共に
之が實現を希求し、日米三社間に於て屢次の接衝を
行つたが當社とG・E會社間並に三井物産側(芝浦

製作所)とG・E會社間に意見の一致を見るに至らず明治四十二年末不成立のまゝ、一時中止の姿となつた。

芝浦G・Eの提携

然し之が動機となつて、芝浦製作所とG・E會社との提携が成立し、且明治四十三年五月の芝浦製作所百萬圓増資の際は當社に於て貳拾萬圓(四千株)を應募して兩社間に緊密な關係が生じ、爾來姉妹會社として本邦電氣機械器具製造業界の發展に寄與した。加之芝浦G・E兩社提携の結果、從來當社が所有せる百キロワット以下の機械器具製造に關するG・E會社特許の實施權を芝浦製作所に讓渡した。茲に於て當社と芝浦製作所とはG・E會社を仲介として一脈の連鎖を形作つた譯である。

當社芝浦合併の伏線

その後約三十年、當社芝浦兩社の間に右の形態以外に格別の弛張伸縮もなく過ぎ來つたのであるが、昭和に入つて兩社事業上の交錯が深化して膠漆の度を加へ、單に相互に株式を保有するのみの程度から百尺竿頭一步を進めて、或は重役の相互就任となり、或は新規事業への共同投資となり、更に昭和十四年七月一日當社と芝浦製作所とは對等合併を爲し、茲に現在の東京芝浦電氣株式會社となつたのである。而かもその伏線は遠く三十年の昔に張られてゐたと見てもよいであらう。

第五節 タングステン電球の出現

タングステン電球出現迄

西曆一八七九年(明治十二年)十月二十一日、エヂソン氏によつて實用的白熱電球が發明されて以來、電燈事業は目醒しい發展を遂げるに至つた。而して止まることを知らぬ科學界の進歩は、炭素電球に代る新電球の發明を促し、遂にタングステン電球(Tungsten lamp)の出現によつて電球工業界に一大革命を齎

すこととなつた。但しタングステン電球が完成される迄には、ゼム電球(Gem lamp)を始めとし金屬纖維電球たるネルンスト電球(Nernst lamp)、オスミウム電球(Osmium lamp)、タンタラム電球(Tantalum lamp)、イリヂウム電球(Iridium lamp)、ジルコニウム電球(Zirconium lamp)等多數の新電球が世に紹介されたが、夫々に缺點や不備の點があつたので何れも廣く世に行はれるに至らず、間もなくその地位をタングステン電球に讓ることとなつた。蓋し是等の諸電球はタングステン電球の先驅者として、又炭素線よりタングステンへ進む間の過渡的所産として、電球發達史上にその存在と意義とを立派に果したものと云へやう。

是等の内ゼム、ネルンスト及びタンタラムの三電球は、本邦に於てもカーボン或はタングステン電球と共に一部に使用され、特にゼム電球の如きは當社に於ても、押出タングステン電球の製造開始直後の明治四十三年五月より製造を行ひ、その價格はタングステン電球程高くなく、又纖維もネルンスト電球、タンタラム電球又は初期のタングステン電球等よりは強靱で、加ふるに光色が金屬纖維電球に似て白色優美であり、且所要電力も普通炭素電球に比しその約七割半である等の優れた性能を有してゐた爲、需要家側より多大の好評を博し、一時は註文殺到の盛況を呈したこともあつた。しかし所詮ゼム電球は、タングステン電球へ進み行く過渡期の所産に過ぎなく、その後タングステン電球の製造設備の完成を見るや、大正元年初頭から全然製造を廢止されるに至つた。

タングステン纖維製作の研究

抑々金屬タングステンが發見されたのは相當に古く、大體西曆一七八一年頃とされてゐるが、それ以來百餘年の間眞に之が有用性を認めた者とはなく、たゞタングステン鋼に合金鐵材料としてその用途を見出したに過ぎなかつた。

然るにタングステンが現在の如く重要性を帯びるに至つたのは、言ふ迄もなく之が電球織條に用ひられ始めたことに由るもので、之を電球材料として製造することに成功し、この世にタングステン電球を出現せしめる迄には、尊い幾多の研究が積まれてゐるのである。

一八八七年(明治二十年)九月、米人ターナー・ボトム氏はその出願に係る特許に於て、タングステン化合物を炭素織條に附着させ更に之を還元してタングステン金屬を得、この工作を繰返すことによつて炭素織條中に適當量のタングステンを含ませることに成功したが、カーボン電球より織條の温度をあげ、能率をよくすると忽ちガラス球面に炭素の蒸發物が附着して急激に黒化を起し、結果に於て實用の域に達するに至らなかつた。

次いで露人アレキサンドル・ド・ロデイギン氏は、タングステン織條完成の爲にウエスチングハウス會社に於て二年間之が研究に没頭した結果、一八九三年及び翌九四年に特許を出願した。之は炭素の芯に高抵抗物質のコーティングを施して抵抗の大なる織條を得ようとしたもので、この外被物質として、タングステンを使用して成功するに至らず、ついでモリブデン、ロヂウム、イリヂウム、ルチニウム、オスミウム及びクロミウム等を用ひたが何れも失敗に終つた。

タングステン電球の出現

右の兩氏に續いて更に數年間の刻苦研究を重ね、一九〇五年(明治三十八年)七月六日に至つて粉末を用ひてタングステン織條の製作に成功し、この織條を用ひてタングステン電球を完成せしめたのは、オーストリア人アレキサンダー・ユスト及び彼の良き助手であつたフランツ・ハナマンの兩氏である。かくして一九〇六年九月には、早くも兩氏の發明になるタングステン電球が歐米の市場に現れ、電燈需要家の絶讃を博すると

共に「電球工業界に革命來る」と叫ばしめるに至つたのである。斯くして世に出たタングステン電球の織條はダイヤモンドの型を通し押出して製作する故、「ブレッツェル・タングステン」織條と稱され、後年更に進歩をみた「ワイヤ・ドローイング」織條の完成迄は、各國共に總べてこの「ブレッツェル」(押出)製造法によつてゐたものである。

引線タングステン織條の發明

押出タングステン織條の發明について、一九一〇年(明治四十三年)三月、G. E. 會社研究所のウキリアム・クーリツチ博士(William Coolidge)は「ドローン・ワイヤ・タングステン」(引線タングステン)織條の製作に成功した。このことは、先のユスト、ハナマン兩氏による押出タングステン織條の完成を電球工業史上の革命と稱するならば、クーリツチ博士のこの發明こそは、タングステン電球史上に一新時期を劃したものと稱し得られるであらう。而して現在觀るが如き電燈照明界の絢爛たる發達も、畢竟このクーリツチ博士による「ドローン・ワイヤ・タングステン」織條の發明に由來すると言つても敢て過言でないのである。

元來タングステンは硬くて脆いため、引いて線となすことは當時の冶金學から云つて殆んど不可能とされてゐた。クーリツチ博士は一九〇六年以來之が引線の研究に着手し、前記の如く一九一〇年三月に至つて遂にタングステン線を加熱しながら線引きし、茲に強靱にして可鍛性なるタングステン織條を完成するに至つた。博士の發見したこの方法以外に金屬の可延性を斯くも増大せしめる方法はなく、更に又如何なる機械的方法を施すも、脆い金屬を化して可鍛性のものとした前例は全然なかつた。この意味に於てクーリツチ博士の發明は電球史上に於ける空前の偉大であると認めざるを得ない。

引線タングステン電球の出現

クーリツチ博士が引線タングステン織條の製作に成功した一九一〇年を轉機と

して電球の織條は各國共に引線タングステンを採用するに至り、翌一九一一年には早くも引線タングステン織條電球が市場に現はれ斯界の歡迎する所となつたが、この引線タングステン織條電球は織條が強靱であるため之を電車、汽車、自動車等震動の激しい場所に使用出来るのみならず、その織條生産費も亦押出タングステン織條に比して著しく低減し得たので、延びては電球の價格をも低廉ならしめ得るに至り、尙ほ其上に之を捲狀と爲すことが出来るので集照型電球に應用の途が開かれた等幾多の利點を有する所から、爾來今日に至るまで之に換はるべき優良な電球の織條は他に發見せられないのである。

次に引線タングステン電球出現當時本邦に於て使用されてゐた各種電球に就いて、その消費電力、電力費、有效壽命、光色等を當社の記録並に逓信省電氣試験所の調査等に基いて比較掲記すると左の如くである。

電球名	毎燭電力の消費電力	百燭時分の電力費	有效壽命	光色
炭素電球	三・一—三・五 (ワット)	六・三 錢厘	七〇〇時間	帶黃白色
ゼム電球	二・五—二・八	五・〇	六〇〇	約白色
電タングラム球	(直流) 二・一—二・七 (交流) 二・一—二・七	四・二	八〇〇 五〇〇	約白色
電タングステン球	一・〇—一・三	二・二五	一、〇〇〇	約太陽色

第六節 タングステン電球の製造並販賣

當社のタングステン電球製造

引線タングステン織條の發明は斯くの如く電球製造界に新時期を劃したのであるが、曩て當社に於けるタングステン電球製造の過程に就て觀るに、當社のタングステン電球の製造は押出タングステン電球の發明に遅れること四年、即ち明治四十二年に開始されたのであるが、之より先タングステン電球の聲價は逐日高まり、歐米市場では從來の炭素電球を驅逐して將に世界の電球市場をも席捲せんとするの概があつた、當社は明治四十一年七月を以て技師長新莊吉生氏を特に歐米各國へ派遣して同電球の製造技術の研究とその製造に必要な機械器具並に材料等の購入を行はしめることとした。新莊氏はこの重要使命を帯びて獨逸その他の各著名電氣會社を審さに視察すると共に、歸途更に米國 G・E 會社に立寄つてその製法を習得し、且タングステン電球の製造に必要な機械器具、材料等を購入して同年末歸朝した。斯くて早速芝三田の本社工場に機械の据付器具の取付等に着手し、その完成を俟つて、明治四十二年三月から之が製造に着手したのである。然し三田本社工場は敷地が狹隘で之を永久的な大工場となすには不適當なものと、加ふるに歐米電球市場の趨勢等より推して將來タングステン電球の益々有望なる點に鑑み、同年六月當時建設中の川崎工場内に新にタングステン電球工場の建築を開始し、翌四十三年三月之が竣工を俟つて、愈々本格的にタングステン電球の製造に精進することになった。

押出タングステン電球の缺點

然し當時は製造技術もまだ未熟であつたのみならず、その織條も亦脆弱なる押出タングステンに依つてゐた爲め、當に製造能率が上らぬばかりでなく、斷線も意外に多く、加ふるに生産原價が一個

うも切れて困った。はたきて叩いたりすると直ぐ切れてしまふ、それさへなければ電燈界に革命が起るのであるが、豫てさういふものゝ出現を望んで居たところ今度タリツチがやつた。自分の所へ十箇かそこら米國から送つて来たばかりであるが、一つお前にやるから持つて行つて點けて見ろ、はたきて叩いても切れやせぬ。是れて日本の電燈に使ふ電力といふものは非常に節約することが出来、電燈と云ふものは非常に普及することになるんだ。人はさう云ふことを注意しないで居るけれども、是は大變な革命的變化が起るんだと云つて非常に喜んで居られました。只今考へますと數字は云はれなかつたのでありますが、我が國に於て、このカーボン・フィラメントがタングステンになつたといふことだけでも、只今の金額にして何億圓と云ふものが年額違つて居る譯であります……云々

引線タングステン電球製造及販賣

前記明治四十三年下半年の營業報告書にもある如く當社に於ても押出織條のタングステン電球の脆弱なるには困り果てて低壓タングステン電球の研究を進めつゝある時、幸にもG・E會社のタリツチ博士によつてドロロン・ワイヤ・タングステン織條が完成され、同年末から翌四十四年に互つてアメリカの電球市場に發賣されて多大の好評を博するに至つたので、當社も早速G・E會社より之が製造技術竝に材料の供給を受けて、明治四十四年十月からドロロン・ワイヤ・タングステン織條電球の製造發賣を開始するに至つた。茲に於てか當社の電球製造事業は始めて確乎不動の基礎を得、遂に今日あるを得たのである。尙ほ當社の引線タングステン織條電球の發賣に際しては、左の如き定價を制定したが之を從來の押出タングステン織條電球の一個當三圓乃至四圓の定價と比較すれば破格の廉價であつた爲め、脆弱で高價な電球は茲に強靱で廉價な電球に代はることとなり、需要家は競ふてこの引線タングステン織條電球を使用した。これ引線タングステン織條電球が電燈事業の發展に伴ひ急速に普及した一大原因である。

タングステン電球定價表

燭力	電 壓	一〇〇—二〇〇ボルト	五〇—五五ボルト	二五—二七ボルト
五燭 (六ワット)		・七五 錢	・七〇 錢	・六五 錢
八燭 (一〇ワット)				
一〇燭 (一二・五ワット)				
一六燭 (二〇ワット)				
二〇燭 (二五ワット)				
二四燭 (三〇ワット)				
三二燭 (四〇ワット)				
五〇燭 (六〇ワット)				
八〇燭 (一〇〇ワット)				
一〇〇燭 (一二五ワット)				
二〇〇燭 (三五〇ワット)				
		四・〇〇	二・〇〇	一・〇〇

電球製造力の躍進

前述の如く當社は明治四十二年三月に押出タングステン織條電球の製造發賣を、更に同十四年十月に引線タングステン織條電球の製造發賣を開始したのであるが、是等タングステン織條電球、殊に引線タングステン織條電球はその品質性能等に於てその優秀なること到底炭素電球の比ではなかつたので、その一度市場に出現するや需要家の好評を博し、爾後逐年幾何級數的に其製造發賣高を激増した。今試に明治三十九年より大正二年

に至る迄の當社電球製造高を左に掲げて此間に於けるタンダステン電球の躍進振りを示すこととする。

年次	炭素電球	タンダステン電球	合計
明治三十九年	七五,〇〇〇個		七五,〇〇〇個
四十年	一,一〇〇,〇〇〇		一,一〇〇,〇〇〇
四十一年	一,三五〇,〇〇〇		一,三五〇,〇〇〇
四十二年	一,九〇〇,〇〇〇		一,九〇〇,〇〇〇
四十三年	二,四〇〇,〇〇〇		二,四〇〇,〇〇〇
四十四年	四,七〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	四,九〇〇,〇〇〇
大正元年	六,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇
二年	四,〇〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	七,一〇〇,〇〇〇

電氣供給事業の進展

明治の末葉に於て當社の電球製造能力は斯くも著しい躍進を遂げ其品質性能亦劃期的の向上を示したが、一方電氣供給事業の進展も之に劣らず頗る目覺しきものがあつた。即ち明治四十年、東京電燈株式會社が山梨縣桂川の水力を利用して駒橋に發電所を建設し、電壓五萬五千ボルトの高壓送電線を以て東京早稻田に至る約四十七哩の送電を行ったのを端緒として、水力電氣開發の氣運は昂騰し、次で明治四十二年には箱根水力電氣株式會社の塔之澤發電所(出力三、五〇〇キロワット)、翌四十三年には名古屋電燈株式會社の長良川發電所(出力四、二〇〇キロワット)、四十四年には名古屋電力株式會社の木曾川發電所(出力一〇、〇〇〇キロワット)、大正元年には鬼怒川水力電氣株式

會社の下瀧發電所(出力二四、〇〇〇キロワット)、同二年には宇治川電氣株式會社の宇治發電所(出力二五、〇〇〇キロワット)、及び桂川電力株式會社の鹿留發電所(出力一五、〇〇〇キロワット)等全國各地に互つて大水力發電所が陸續として建設された。

電燈料金の低減と電燈の普及

斯く電力供給事業の急激な發展に伴つて電燈事業の促進されたことは言ふ迄もなく、又電燈料金も従來に比較すれば約半減されたので、益々電燈民衆化に拍車を加へるに至つた。次に電燈料金低下の一例として當時の東京電燈株式會社の定額及び従量電燈料金表(明治四十一年四月改正の前後)を掲げてみる。

燭光別	定額電燈料金		従量電燈料金	
	改正前	改正後	改正前	改正後
五燭	一・〇〇〇	〇・六五	一燈一ヶ月平均使用量 一キロワット時迄	三〇〇錢
八	一・七五	〇・〇〇	一キロワット時迄	六〇
一〇	二・〇〇	〇・〇〇	二キロワット時迄	八五
一六	三・〇〇	一・八〇	三キロワット時迄	一〇五
二四	四・〇〇	二・二〇	四キロワット時迄	一・二〇
三二	五・〇〇	二・七〇	五キロワット時迄	一・二〇
		(止 廢)		

而して是等水力電氣事業勃興を契機とする電燈料金の遞減は、單に水力利用の電氣會社のみならず全國各地の電氣供給業者に通ずる一般的な趨勢となつた。之が抑々明治の末期から大正の初頭にかけて、電燈が全国的に普及するに

至つた重要原因の一つである。今、明治四十年以降大正二年に至る期間の各電燈會社の點燈料金平均金額を掲記すると次表の如くである。

電燈料金(但し炭素線電球十燭光終夜燈一個に付)

年次	水力電燈料金	火力電燈料金
明治四〇年	七三・三 ^圓	一二六・七 ^圓
四一年	六六・八	一二〇・二
四二年	六六・三	一一八・九
四三年	六五・五	一〇五・五
四四年	六四・三	九四・三
大正元年	六二・〇	八四・〇
二年	六〇・〇	七七・〇

新販路の開拓

かゝる電燈事業發展の好機に際會したので、当社も益々販路擴張を圖ることとなり、その第一着手として明治四十年九月には横濱市山下町四二番地所在の電氣器具輸入販賣業バグナル・アンド・ヒレス合名會社(Bagnall & Hilles)と販賣契約を結び、同社門司支店に九州方面の電球販賣を一手に取扱はしめ、更に同年十一月には上海のアンダーソン・マイヤー商會(Anderson Mayer)と提携して、從來当社が直接配給を行つてゐた支那、印度及びマニラ方面への輸出販賣を委託し、同時に同商會を通じて是等諸地方に於ける新販路の開發に着手した。

越えて明治四十一年四月には、需要の豊富なるにも拘らず遠距離のため兎角配給上に圓滑を缺いてゐた大阪方面の販賣業務の敏活を期し、且近畿、中國の各府縣下に新販路を開拓する目的を以て、バグナル・アンド・ヒレス合名會社大阪支店をして同地方一圓の販賣配給に當らせることとなつた。

多年舶來電球の輸入轉賣に従事し、本邦及び支那、印度、南洋方面に確乎たる供給地盤を有してゐた是等輸入業者と提携を行つたことは、当社製品を容易に舶來電球に置き換へ得る有效な結果を齎し、ために販賣數量殊に外地向の販賣數量は急激に増加し、延びて当社製造部は目覺しい活況を呈するに至つた。かくの如く内地外地兩方面に對する懸命な販路擴張の結果、明治四十二年十一月には一ヶ月の賣上高二十二萬個といふ寔に当社創立以來未曾有の好成績を收め、翌四十三年一月早々には、全従業員に慰勞と感謝の大祝賀會を催すといふ盛況振りを示し、更に引線タンクスタン織條電球の發賣を見るや一層加速度的に躍進を續け当社發展の素地を爲した。

田村社長の辭任と藤岡博士の社長再就任

斯くの如く明治四十三、四年當時に於ける當社の状態は恰かも嚴冬を過ぎて春を迎へた如くであつたが、この一陽來復の時に於て過去約十年の永きに亙つて當社の多難な經營を擔當し、社運振興の基礎を定めた専務取締役社長田村英二氏は明治四十三年一月二十四日を以て辭任し、代つて藤岡博士は再び社長の椅子に就き當社の經緯を行ふこととなつた。而して之れ即ち藤岡博士の當社に於ける第二次の社長就任であり、又大正七年三月五日その逝去せらるゝに至るまで、晩年を當社の經營と發展とに盡瘁せられた最も意義深き時代であるのみならず、この社長更迭の時期が適く炭素電球がタンクスタン電球に置き換へらるゝ時期と略ぼ時を同じうしたことに於て一種特異の感慨なきを得ないのである。

重役の異動 之に先立ち明治四十一年十二月二十四日の定時株主總會に於て、取締役エー・エル・バグナル氏は辭任し、シー・カートライト氏 (C. Cartwright) が之に代つて取締役に就任したが同四十三年六月二十七日にシ
ー・カートライト氏も亦辭任して、コンウェイ・ロビンソン氏 (Conway Robinson) が取締役に就任した。

第七節 大井工場の創設と營業の好轉

大井工場の設置 当社が明治の末期に於ける電氣供給事業發展の氣運に乗じて、新製品たるタングステン電球の製造販賣に力を注ぎ、本邦電球工業界に一新時期を劃したことは前述の如くであるが、當時は未だ川崎工場の設備進捗せず、日々激増する需要に應じ切れなかつたので、明治四十四年十二月、東京府下荏原郡大井町字關ヶ原一三〇二番地所在の元後藤毛織會社工場を借受け、翌四十五年二月、同所に於てタングステン電球の製造を開始し、且深川の陶器工場及三田の磁器工場をも此處に移轉することとした。

當初借入れた大井工場は、敷地一千九百二十坪、四百九坪の煉瓦建工場一棟で、製造能力は一日平均三千個であつたが、四十五年五月更に炭素電球工場をも設置したので、茲に大井工場はタングステン電球、炭素電球、陶器の三工場を併有する大工場としての形態を整へ、越えて大正元年十二月には附近の工場建家八千坪を購入して一層その規模を大にし、名實共に當時に於て最も完備せる一大電球工場となつた。

深川硝子工場の擴張 斯くて當社は三田、川崎、及び大井の三工場に於て、大規模に電球を製造することとなり、従つて之が主要材料たるバルブの需要も自然激増するに至つたが、當時新設中の川崎硝子工場の竣工は前途尙ほ



大正初年の大井工場

多くの日子を要したので、不取敢數次に亙つて深川工場の設備を擴張し、從來日産九千個の製造能力を有するに過ぎなかつた深川工場のバルブ製造を大正元年十二月以降は日産三萬個以上に迄上昇せしめ、優に前記三工場の電球製造力に對應せしむることを得た。

營業の好況 他方當時の營業狀態を觀るに、明治三十八年に於けるG・E會社との提携を一轉機として、新工場の開設と之に伴ふ製造能力の増大、竝に本邦電燈事業の發展に基く一般的需要の激増等に依つて社運は愈々隆盛に赴き、毎期相當の収益を擧げ得るやうになり、殊に明治四十五年上半期の如きは、川崎、大井兩工場の建設並に機械器具の擴充に多額の資金を要したにも拘らず、普通配當一割二分の外に八分の特別配當を行ひ、なほ後期繰越金も潤澤に爲し得るの好況を呈した。往年の無配當或は五分、六分の低率配當時代と思ひ合せれば、洵に今昔の感に堪へざるものがある。

第八節 川崎工場の竣工と本社移轉

川崎各工場の工事進捗 川崎工場の建築並に設備に就ては當初設計の慎重を期したためその工事は遅々として進

の初頭漸くその竣工を告げ、一日優に三萬立方尺の工業用瓦斯を自給し得て、工場作業上に資する所非常なものであった。而してこの當社の工業用瓦斯の自家供給こそは川崎方面に於ける石炭瓦斯の發生並に配給設備の先驅を爲したものである。

三田工場の移轉

斯くの如く明治の末期から大正の初頭にかけて川崎工場の建設が進捗し、最後に残された硝子工場の作業も亦大正二年六月より開始し得る見透しがついたのと、大井工場内の諸設備も亦逐次完成したので、従來三田本社工場内にあつた炭素線工場、炭素電球工場、陶器工場及び之が附屬設備等一切を漸次川崎、大井の兩工場に移轉して設備の合理化を圖ることとなり、大正二年二月一日先づ新設の工業部を川崎工場に移し、爾來この地を製造上の本據となすに至つた。

本社の移轉

次で營業と製造の分離による不便を除き、延いては業務の運営に一層の敏活を期するため、同年七月一日には本社並に營業部を川崎工場の所在地たる神奈川縣橋本郡御幸村南河原一〇九〇番地（現在當社所在地）に移轉し、従來本社に在つた東京市芝區三田四國町二番地第一八號所在の建物は之を東京工場と改稱し、一部の炭素電球製造のみ行はしめることとなつた。

この本社の川崎移轉を契機として、當社の事業はその製造品目に於て著しく増加したるのみならず、營業成績も亦驚くべき飛躍を遂げ、その後は時の推移に伴ひ多少の張弛があつたが、概ね順調の二字で盡される状態に進むことが出来た。顧みれば國會開設、憲法發布等のことあつて、國家そのものが漸く形態を整へ、産業の移植が何呉れとなく相次いで試みられつゝあるに過ぎなかつた明治二十三年、先覺者の明斷によつて生れ出でたとは云へ、風霜常に烈し

く、一度びは社運盡きて危く存廢の岐路に彷徨した當社が今や社礎盤石と自らも信じ人も亦之を認め、且洋々たる前途を望見して、古く狭き芝區三田四國町から、新しく廣き神奈川縣橋本郡御幸村（現在の川崎市）に移るに臨んでは、當時の社長以下重役諸氏従業員一同に至るまで、悲喜交々の感慨を禁じ得なかつたであらう。

第九節 同業會社の續出と四社聯合會議

電球製造事業の勃興

本邦電氣事業は前記の如く明治四十年代に入ると、従來の火力發電以外に各地に水力電氣事業が起されて、茲に斯業未曾有の勃興時代を現出したのであるが、之に伴つて本邦電球製造事業界も頓に活況を呈するに至つた。

即ち當時は、曾て猛威を逞しうした舶來電球は漸くその勢力を減退せるに反して、電球の需要は急激に増加し、而かも之れが供給者たる國內電球製造會社は僅かに當社一社を數へるに過ぎなかつたのであるから、供給は動もすれば需要に追はれる状態であつた。茲に於てか東京、大阪の兩大都市には漸く電球製造を企てるものが續出し、本邦電球製造事業史上に於ける開花期とも稱すべき華やかな時代を將來するに至つたのである。

當時設立の電球會社

當時設立された主要電球會社は次の如くであつたが、是等の設立に就いては、單に電燈事業の發達に職出するのみならず、他面當社業績の躍進に因つて電球製造事業の營利的價值が、強く業界人を刺戟したことが主たる誘因の一つであることは争はれぬ事實である。

西成郡鷺洲町大字大仁七〇番地に設立されたものである。大阪電燈會社は、從來自社の使用する電球は主として獨逸アルゲマイネ電氣會社（A・E・G）及び當社より供給を受けてゐたが、事業の發展と電燈需要の増進に伴つて自家工場設置の必要を痛感するに至り、之を創立したもので、當時大阪電燈會社の技師長であつた池田虎一郎氏を専務取締役に擧げ、又當時大阪に於て營業中の電球製造所錦商會（經營者井上守氏）を買収して直ちに製造に着手せしめたのである。

東京電球製作所 伊藤隆三郎及び根岸鐵太郎兩氏の共同經營によつて、明治四十一年三月、東京市芝區神明町に設立されたもので、開業當初は設備、規模共に狭小で日産漸く五、六百個程度に過ぎなかつたが、明治四十五年早川鐵治氏外三名を幹部に加へて資本金一萬六千圓の合資會社とし、次いで同年六月東京市下谷區二長町に工場を新設するに至つてタングステン電球の製造を開始し、更に大正二年二月十六日を以て資本金貳拾五萬圓の株式會社に改組したものである。

帝國電球株式會社 元、東京市麻布區富士見町五三番地所在の電光舎の工場並に設備一切を繼承して、炭素及びタングステン電球の製造販賣を目的として明治四十二年十二月設立されたもので、設立當初の資本金は貳拾萬圓（内拂込濟六萬圓）、當時の社長は飯井善吾氏であつた。

日本電球株式會社 明治三十九年、河村春太郎氏は大阪市西區靱町に獨力で「日本電球製造所」を設立し、炭素電球の製作に従事してゐたが、大阪、京都、神戸の各都市に於ける電燈事業の隆盛と且は關西方面に同業者が少かつた爲に業務繁忙を極め、明治四十一年には同市南區難波岸原町に新設して事業の擴張を圖つた。越えて明治四十二年、令弟河村久吉氏が農商務省實業練習生として渡英し、同國クライセル電氣會社に於てタングステン電球製造技術を習得して歸朝せるを機會に、更に社容の整備擴充を行ひ、明治四十三年九月、龜多商會より一部の出資を仰いで、資本金貳拾萬圓（内拂込濟六萬圓）の株式會社に改組し社名を標記の通りに改めた。當時の社長は太田正躬氏であつた。

江東電球合資會社 永年個人經營で白熱電球の製造に従事してゐた恩田電球製造所（經營社森田光次氏）と大類商會經營者大類宇一郎氏とが合同して、明治四十四年五月に設立されたもので、當初の資本金は一萬圓であつた。工場は東京市本所區龜澤町二丁目一〇番地所在の元帝國電球株式會社の建家を繼承して、一ヶ月平均三萬個の炭素電球を製造しつゝあつたが、タングステン電球が一般に使用されるに及び、技術と設備の點に於て到底之に追隨し得ず、設立後數年ならずして解散の否運に立到つた。

是等諸會社は皆設立當初は炭素電球のみの製造販賣を營んで居たが、タングステン電球の出現後は、その或者は歐州の電球製造會社と提携し、或はその技術を取入れて當社に對抗するの地歩を占めんとし、自然販賣競争を激成する状態を將來した。然し其半面に於て國內電球製造高が頓に増大したので、明治四十五年（大正元年）に至つては、從來各方面に相當數量の供給を續けてゐた舶來電球を全國總供給額の約一割にまで激減せしめ、以て本邦電球工業の基礎を鞏固に爲し得たことは、大正年代の初頭に於ける全國的な大送電網の建設と共に、本邦電燈事業の發展のために慶賀すべきことであつた。

當時の國內需要電球數量 當時（主として明治四十五年前後に於ける本邦電球總生産額並に舶來電球の使用額等に就いては、正確な資料を缺く爲に明示し得ないのは遺憾であるが、諸種の記録を綜合すると、國內電球會社による總生産數量は、一ヶ年約千二、三百萬個（この價額約四百萬圓）であり、他方舶來電球は、獨逸のシーメンス・シュツケルト會社、アルゲマイネ會社、アウエル・グリュート會社等の製品を合して一ヶ年約百二、三十萬個、價額にして約三、四十萬圓を出なかつたものと推定し得るのである。

而して當社の生産高は明治四十五年及び大正二年の兩年に於て

	炭素電球	タングステン電球	合計
明治四十五年	六,000,000個	1,000,000個	7,000,000個
大正元年	四,000,000個	3,100,000個	7,100,000個
大正二年	四,000,000個	3,000,000個	7,000,000個

であつたから、本邦全供給數量の約六割乃至七割、國內生産總數の約七割乃至八割の製造を行つてゐた譯である。

社礎益々堅實

斯して當社の社礎は漸次鞏固となつたので、當社は單に製造力の増大にのみ甘んぜず、更に進んで炭素及タングステン電球の製造技術を研磨して一層製品の質的向上を圖るために米國G・E會社より優秀な知識を輸入し、製法は勿論、機械、設備の點に至るまで着々之が整備改善を行つた結果、製品は益々需要者側の好評を博すると共に、他の同業會社製品を壓して全國的に牢固たる地盤を獲得し、殊に從來獨逸系電球に慣れてゐた大阪及び近畿方面に於ては、當社がバグナル・アンド・ヒレス商會の手を通じて同地方に大量の配給を行ひ始めるに及び、漸次當社製品の愛用者が増加し、従つて舶來電球を完全に市場より驅逐するに至つた。

大阪電球との提携

當時大阪電球株式會社は、大阪電燈株式會社を背景として活潑な經營振りを示し、タングステン電球の出現後は、新に獨逸アルゲマイネ電氣會社(A・E・G)と提携して同電球の製造に手を染めやうとしたが、當社製品の優秀性と壓倒的な好評を知るに及んで、その計畫を捨て、明治四十五年三月、當社へ提携を申込んで來たので、當社に於ても種々疑議の結果、遂に大正元年十一月二十六日提携契約の成立を見るに至つた。

その結果として大阪電球會社は資本金を壹百萬圓に増資し、當社よりは立川勇次郎、新莊吉生、ゼー・アール・ゲロー、エヌ・ダブリユー・マツカイボアの四氏が取締役になつた。

帝國電球及日本電球との提携

次いで翌大正二年一月十四日には、東京市所在の帝國電球株式會社と對大阪電球同様の提携契約を結び、更に同年一月十八日には大阪所在の日本電球株式會社とも同様の提携契約の成立を見たので、

こゝに當社を中心として本邦四大電球會社は、密接な連繫の下に協同して各種電球の製造、販賣に當ることとなつた。

四社聯合會議

次で同年三月十一日には、當社の主唱に依り、是等四會社相互間の連絡を一層緊密ならしむると



七代社長
新莊吉生氏

共に、各社の販賣區域及び販賣價格等を協定して無用の競争を避け、以て共存共榮の實を擧げんとの趣意に基き「四社聯合會議」を開設した。同會議は爾來十數年に互つて繼續され、斯業の發展と加盟會社相互の利益擁護の上に尠からぬ寄與をなしたのである。即ちこの四社聯合會議は、當社の間接的な支配の下に本邦電球市場の發達を促進すると共に、國內の諸他電球會社に對して當社の位置を不動のものたらしめたのである。

アルゲマイネ會社との協定　當社は斯く國內市場の安定を圖る一方、當時タンクスチン電球とその性能に於て優劣なく、本邦に於ても多數の需要を有してゐた獨逸オスラム電球の國內販賣に關しても、大正二年二月、右四會社と同一趣旨の協定を爲す意圖の下に交渉を開始し、先づ双方の間に協定覺書を交換し同年十一月技師長新莊吉生氏をその用務のために米國に派遣する等の經緯を経て大正三年一月アルゲマイネ會社との間に契約を締結した。茲に於て獨逸電球會社と當社との間に電球の販賣協定が成立し爾來本邦電球市場は完全に舶來電球の脅威から脱する事を得た尙ほ明治末年より大正の初頭にかけて設立された電球製造所は、前掲の六會社以外にも個人經營或は合資形態によつて多數の開業をみたが、設備、技術共に見るべきものなく、大部分は後年漸次閉鎖或は廢業するに至つた。

第十節 「マツダ」の商號採用

技術の進歩と電球の値下　當社が引線タンクスチン電球の製造を開始した當時は、之に使用するタンクスチン纖維は全部をG・E會社より輸入してゐた。加之引線タンクスチン纖維電球の製造については技術上種々困難な點もあつたので、明治四十五年五月には高野、八卷、石川の三技師をG・E會社に派遣して製造の實地見學をなさしめ技術

の向上に資し、其結果大正二年初頭にはG・E會社製品にも劣らぬ優秀な電球を製作し得るに至り、その生産費をも切下げ得たのみならず、需要も亦大に増加する見通しがついたので、同年二月一日からは、タンクステン電球全部に互つて約二割の大幅値下げを断行した。

その新定價表を掲げれば次の如くである。

燭力	電壓	一〇〇—二〇〇ボルト	五〇—五五ボルト	二五—二七ボルト
至白	六ワット	圓	圓	圓
五三燭	四〇ワット	・六〇	・五五	・五〇
五〇燭	六〇ワット	・九〇	・八〇	・八〇
八〇燭	一〇〇ワット	一・二〇	一・二〇	・
一〇〇燭	一二五ワット	一・五〇	一・五〇	・
二〇〇燭	三〇〇ワット	三・〇〇	一・五〇	・

當時タンクステン電球は、性能の優秀なる點と電力消費量の著しく少量なる點等によつて、需要家側の好評を博してはゐたが、従来の炭素電球に比べて價格が稍不廉であつた爲に、一般家庭への普及は比較的緩慢な状態を免れなかつたのであるが、恰かもこの時に當つて、当社が最も需要の多い五燭以上三十二燭迄の全電球に就き二割強の大幅値下げを断行したことは、同電球を普及せしめる上に多大の効果を齎した。

金屬電球好望

以上の定價引下げ及び當社の製造技術の進歩等に就いて「金屬電球好望」(大正二年二月一日發行「電氣の友」誌)なる一文はよく當時の世評を代表して居ると思はれるから、左にその一部を摘記して追憶の資料とする。

金屬電球の一度歐米市場に現るゝや、世人は電燈界に一大革命を惹起するならむと豫期せしに拘らず、愈々廣く之れを實用に供せむとするに際し、其壽命及代價の點に於て種々の障礙物横たはるあり、進歩極めて遅々たるの憾ありしが、我自熱電球製造の先鋒たる東京電氣株式會社は、米國ゼネラル電氣會社の特許に係るワイヤ・タンクステン・ランプの製造權を譲り受け、爾來孜孜として研究する所ありしに拘らず、最初の内は米國本家製真正のフキラメントを使用せしも、尙其製造上に及ばざるの點ありしものか、使用者側の小言絶ゆる事なかりしが、同社にては其後益々奮勵以て日夜研究の結果、昨今其技大に進歩し稍々豫期の成績を見るに至り、従つて渺からず生産費を減ずることを得たるにより、従來十燭光より三十二燭光迄一個六十五錢なりしものを、今日より愈々五十錢に値下げする筈なりと云ふ、而してこれ我電燈界の爲め最も祝すべきの現象なると共に、我輩は同社研究の辛勞に對し深く感謝の意を表する者なり、従つて此機に際し吾輩は本邦電燈營業者並に電球製造家諸君に對し大いに希望せざるを得ざるものあり、思ふに今日都鄙共に何れの點より見るも、電燈の便益なるに異議を抱くものはあらざるべし。而も今日の民間經濟に於て家政上獨り點燈料のみに多分の費用を拂ふ能はざるは明瞭なり……(中略)……苟も電球製造家にして斯界の爲め最も便益なるものを製出し以て電燈需要者に供給せんか、當に研究者自身の榮譽のみならず、必ず相當なる報酬の之れに伴ふべきこと毫も疑ふの餘地なきや必せり……(後略)

斯くタンクステン電球が一般需要家の實用に供せられるのと前後して、當社は同電球を「マツダ」と命名し、炭素電球と區別することとした。

マツダの名稱

このマツダ(Mazda)なる名稱は、一九一〇年(明治四十三年)、米國G・E會社を始め世界各國の著名なる電球製造會社が、タンクステン織條の改良研究の目的を以て相會した際爾今是等諸會社に於て製作するタンクステン電球には、ゾロアスター教義に記されてある暗黒の神アトリマンを征服して、現世を光明、眞實、清純の世となした光の神アウラ・マツダの神話に倣つて、マツダランプと稱することに定められたが、當社も本邦斯業界を代表して之に列席してゐたので、他の世界主要電球會社と齊しく同電球にマツダなる名稱を附するに至つたのである。



大正初年の技術課及び工場の幹部

然し當社に於てマツダランプと呼稱し始めたのは大正二年の初頭からで、爾來タンクステン電球の普及發達と當社の全國的配給とに依つて、この名稱は普く人口に膾炙するに至り、遂に製造元たる東京電氣株式會社の名も「マツダランプ」の名に蔽はれ、製品も事業も共にマツダの名の下に世に行はれるといふ事態を將來するに至つたが、纏つて之が創定の典據である開黒、虚偽、不純を征服して現世に光明と眞實とを齎すアウラ・マツダの神の光榮ある使命を思ふ時、この名の意義深く且如何にも照明器具に相應しい名であることを感ずる。

第十一節 職制改革

職制の改革 以上述べ來つた如く逐年電球及びソケット類の製造が繁忙となり、各工場並に各課の事務も複雑化するに至つたので、當社は大正二年二月一日を以て職制の大變改を行ひ、新に全組織を工業部及び營業部の

二部に分ち、工業部長には新莊吉生氏を、營業部長には綾井忠彦氏を夫々任命し、更に川崎、大井、深川及び後に東京（三田本社）の各工場に夫々所要の分科を新設した。

而してこのことは單に事務組織の變改たるに止らず、從來兎角日々の製造に追はれて他を顧みる暇の無かつた當社にあつては、實は劃期的の職制樹立であり、又内容の整備と強化の第一階梯をなすものであつた。かゝる意味から云つてこの新組織の制定は、雜然とした事務運用の舊態を棄てて、事業の新なる進展に重要な一基線をなしたものである。

第五章 發展時代 (大正三年より同十五年まで)

第一節 川崎工場の設備概要

貳百萬圓増資 本社及び營業部を川崎工場内に移轉して間も無い大正二年九月十八日の臨時株主總會に於て、當時の資本金額壹百六拾萬圓に貳百萬圓増額して、資本總額を參百六拾萬圓となすことの決議をしたのであるが、當時社内には既に別途積立金壹百萬圓を保有してあつたから、右の増資は之を公募に附することなく、拂込は別途積立金を以て充當することとし、同年九月二十四日附株主名簿登録の株主に對して、舊株一株に付新株一株四分の一を割當てることとした。

當時の模範工場 當時川崎工場に於ては、次から次へと建築工事が行はれ、大正二年六月には、電氣器具工場及び電球用各種硝子工場の増設が竣工した。續いて大正三年五月には、電氣計器組立工場、理化學實驗室、電球工場(増設)、鍛冶工場等の竣工を見、新築白壁の美しき工場の群落は川崎驛頭を壓し、新興工業の力強き風貌を示すに至つた。蓋し川崎工業都市建設の先達は當社が之を承つたのであつた。この川崎工場の建築に就いて特筆すべき點は、建築の附帶設備に當時の最新式のものを採用したことである。即ち各工場内の防火、防災、衛生設備につき萬全を期するため、全工場に自動消火装置「スプリンクラー・ドレンチューア」を取り付け、防火壁を完全にし、「ルーブル式

換氣窓」を採用し、窓にはすべて網入硝子を用ひ、便所はすべて水洗式にした外に汚物の排除並に之れが淨化に就いても當社は當時獨特の設備として誇り得る汚水淨化装置を設け、我が國工場衛生設備の上に一大進歩を劃したのである。

尙ほ、工場の採光、照明等の設備に就いても十分の研究を重ね、可能な範圍に於て出來得る限り多數の窓を取付け外光を利用すると共に、必要に應じ、一般照明、局部照明等を隨所に施し、以て照明の不備に基く不測の災害を除き、且作業を愉快になし得る様に努めた。各工場内に通風管を設け、冬季には電氣扇に依つてラヂエーターよりの暖風を送り、又夏季には之を通して外氣を吹き入れ場内の換氣を行ふやうにした。

當時、建設工事の進行に伴つて設置された衛生竝に防災設備は以上に止らず、この種工場設備としては實に完璧に近いものであつて、明治の末葉、この地をトして工場建設に着手した當初の宿志たる東洋に誇るべき模範的大工場の理想は茲に漸く實現をみるに至つた譯である。

第二節 窒素電球の製造

窒素電球の出現 一九一三年(大正二年)、從來のタングステン電球に更に改良が加へられ一層効率の高い窒素電球(ナイトロゼン・ランプ)が、G・E會社研究所のラングミューア博士(Irving Langmuir)に依つて發明された爲め、電球界に一大進歩を齎すこととなつた。

即ちラングミューア博士は、在來のタングステン電球が、排氣の不完全なため球内に各種のガスを發生し、之が炭

化してガラス球の内面に附着する爲に黒化することを防止するため、窒素ガスをガラス球内に封入してガス中の対流作用に依つて生ずる物質の堆積する位置を變じ、ガラス球の黒化を防ぐことに成功したのである。之は現在使用されてゐるアルゴンその他のガス入電球の第一階段的な所産であつて、窒素電球の發明後間もなく當社に於ても、G・E會社より技術を移入して之が製造を開始し、翌大正三年二月より一般に發賣することゝした。

窒素電球の特徴 而してこの窒素電球を従来の真空電球と比較すると、有效壽命は約一千時間以上を保ち、ガラス球が黒化せず、又效率は高く消費電力は後者の約半分しか要せず、加ふるに光色が殆んど日光に近似した白色である等の特徴を有して居たので、之が出現に依つて真空電球は完全に驅逐されるかに見えたが、製造技術の關係上窒素電球は高容量電球のみに限られたので自づとその需要も制限された。

然し、このガス入電球たる窒素電球の出現は、單に電球工業史上の一進歩たるに止らず、本邦に於ける照明發達の一要因をなしたもので、之と前後して當社内に設置された照明課を中心として、配光或は眩輝その他電球の光色と周囲との調和等に關する所謂照明啓蒙運動が開始せられ、又一方に於ては高燭電燈需要喚起策も之を契機として實行に移されることゝなつた。

C電球の名稱 當社に於ては、窒素電球の發賣に伴ひ、従来の真空タンクステン電球と區別する爲に之をマツダC電球と稱し、又従来の真空電球をマツダB電球と名付け、最初に使用された押出タンクステン纖維電球をマツダA電球と呼ぶことゝなつた。

バルフ型の改良

尙は窒素電球には發賣當初、即ち一、五〇〇ワット、一、〇〇〇ワット及び七五〇ワット等の高

容量時代には、總べて丸型ガラス球が用ひられてゐたが、一九一四年（大正三年）秋、二〇〇ワット及び三〇〇ワットの窒素電球が製作されるに及び、ガラス球の上部を圓筒状にし、その頸部に雲母片を置いて加熱ガスの上昇を防いだ所謂長丸型が考案され、その後この形は更に變更されて現時の洋梨子型（長茄子型）に改められるに至つた。

第三節 増燈増燭運動と販賣組織の擴充

タンクステン電球普及運動

明治の末期において完成發賣をみたタンクステン電球は、大正年代に入るに及んでその工業化が實現されて、多數製品を市場に賣出し得るに至つた。

茲において當社は、この新製品たるタンクステン電球の普及を圖るために、大正三年以降、各地に係員を派して講演會を開催し、一般需要家に對して、この新電球が、在來の炭素電球に比較して消費電力量、光色、或は眼及び視力に及ぼす關係その他の點に於て遙かに優れてをり、タンクステン電球を使用する方が種々の點で徳用である所以を説明して、炭素電球からタンクステン電球への取替使用の勸奨とその全國的な普及運動を行ふことゝなつた。又この間、當社は是等講演會の開催と同時に、當社撮影に係る電球製造工程の映畫を映寫したり、或は又電燈電力應用の實地を示す電氣普及展覽會を随時開催したりして、一般人士の電球並に照明に關する知識の啓發に資し、以てこの運動の普及と徹底とを期した。

電燈會社への勧誘運動

他面當社は、この一般需要家に對する普及運動と並行して、各地電燈會社に對しても、タンクステン電球點燈料金の改善法やタンクステン電球取付勸誘の方法等について、係員を派して懇切に之を解

説指導するところあつたが、當時電燈會社は、タングステン電球と炭素電球との品質並に消費電力量等に就てその優劣差等を認識してをらず、單にタングステン電球の定價が若干高い事や、或はタングステン電球に對する消費電力量は、炭素電球に比べてその三分の一であるの同一料金を徴收するのは不當であると云ふが如き需要家側の批難に因つて、兎角同電球の公認使用をしなければならぬに、當社は是等電燈會社に對しタングステン電球並にその點燈に關する再認識を促すと共に、電燈會社を通じてタングステン電球への取替促進と之が増燈普及とを圖つたのである。當時、このタングステン電球普及運動の主唱者であつた當社販賣部長新莊吉生氏は、この運動實行上の標語として、「電球會社の販賣員は、電燈會社のマネジャーとなつた心算でやれ」と教へたが、この運動は、前述の如く、當社の一般需要家側への直接の働きかけと、電燈會社の營業増進を顧慮した上での兩者の協同勸誘と云ふ二段構への方法に依つて、豫想以上の好成績を收め、運動開始後三、四年にして、炭素電球からタングステン電球への取替を一應完了すると共に、全國都鄙を通じて、電燈取付燈数を著しく増加せしめ得たのである。

小賣課新設

斯く當社は、種々な方法で増燈増獨運動の促進を圖つたが、他方に社内販賣組織を擴充して、この運動の完遂を期するため、大正三年三月に先づ營業部に小賣課を新設した。

從來、一般需要家へ直接供給する電球の小賣販賣は、當時の電燈事業が定額點燈制によつて營まれて居たために、極めて少數に限られてゐたのであるが、當社は、タングステン電球の發賣並に之が普及運動を機として電球の個別賣り促進を圖るために小賣課を設け、更に之と前後して、電燈會社に對しても、多數點燈需要家に特に有利である從量燈制（メーター制）の採用を促した。

出張所の新設

次いで同年四月には、電燈の普及に伴ふ販賣業務擴充の意味に於て、東京市京橋區尾張町一丁目一番地に東京出張所（大正三年十月販賣部第二課と改稱）を、同年六月には、横濱市伊勢佐木町一丁目一〇番地に横濱出張所を、更に同年九月には、大阪市西區阿波堀一丁目五番地に大阪出張所（十月に販賣部第三課と改稱）を夫々新設し、同年十月本社内に販賣部第一課を設けて東北、北陸方面の販賣業務に當らせることにした。而して北海道方面の販賣は之を三井物産株式會社に、九州、朝鮮、臺灣方面は之をバグナル・アンド・ヒレス合名會社に、支那方面をアンダーソン・マイヤ商會に夫々委託した。

斯くて日本全國並に支那方面に對する當社の販賣網は一應整頓したのであるが、是等各地の當社出張所は、電球の小賣業務と、タングステン電球の普及とを主たる使命としたもので、その開設以來、販賣員をして各電燈會社へは素より各家庭へも歴訪せしめて、或は炭素纖維電球とタングステン電球との比較點燈實驗を行ひ、タングステン電球を使用することの如何に徳用であるかを實地に就て説明し、或は又各出張所の店頭に、兩電球の優劣を示す興味ある實例を掲示する等、一般需要家に對する電球知識の啓發に力めた。

ハロツト氏を招聘

一方大正三年の初頭、當社はこの電球普及運動を開始するについて、販賣の第一線に立つて直接勸誘の衝に當る者に對し、新電球の知識並に販賣技術の再教育を施す必要あるを認め、當時斯界の權威者であつたG・E會社のロバート・パーカー・パロツト氏（Robert Parker Pallot）を招聘して、その指導に當らせることにした。

招聘に應じて來朝したバ氏は、或は炭素電球とタングステン電球との取替使用によつて生ずる損益の計算を科學的

に教授し、或は歐米各國に於ける電燈事業經營の理論と實際とに就いて講演する等、當社の電球普及運動の促進に裨益するところ大なるものがあつた。氏は又、本邦電燈會社その他斯業關係者等の懇請に依り、屢々各地に出張して、「電燈需要家勸誘方法」に就いて講演し、本邦電燈事業の普及發達のためにも尠からず寄與したのである。

第B號表の採用 斯くバロツト氏は、我國の電球界並に電燈界に數々の事績を遺したが、当社にとつて特に記録に値するものは、同氏創案の「第B號表」の採用である。

即ち、同氏は、從來當社のみならず一般會社商店等において行はれてゐた商取引の方法を全然改めて、一年間を單位とする「延取引契約」の制度を採用することを勧めた。この方法の要點は、定價の大幅割引を實行して、販賣を長期間定期的に繼續するを眼目とするもので、之に附隨して、製品の各品種別に互つて嚴密な定義を附し、個々の取引に對する回收不能の場合を想定してその取引高に制限を設ける等、販賣の確實と利益とを期する上に於て極めて有効適切なものがあつた。

當社は大正三年二月、この新販賣方法を採用して以來、之を「第B號表」と名附けて最近に至る迄販賣の準則として來たのであるが、この方法は當社の販賣技術の向上に多大の貢獻をなしたのであつた。

部制の改革 斯くの如く當社は販賣の第一線を強化すると共に大正三年十月、從來の營業部を廢して販賣、經理の二部を新設し、工業部長新莊吉生氏をして販賣部長を兼務せしめ、前營業部長綾井忠彦氏を經理部長に任命し、以て社内における作戰部の陣容を充實した。

高燭勸誘運動

炭素電球からタンクステン電球への取替勸誘並に之が増燈運動に引續いで、當社は更に高燭電

燈の需要喚起運動を行ふこととなつた。この運動開始について、直接の動機となつたものは、当社が製造を完成せる瓦斯入電球の發賣であつたが、又他に次に述べる如き當時の一般電氣事業界の情勢に促されたのもあつた。

即ち、本邦電氣事業は、明治の末から大正の初めに掛けて急激な進展を示し、各地に發電所の新設、増設が相次いで行はれ、そのために供給電力は漸く過剰を告げるに至つたのみならず、更に電燈事業方面に於てはタンクステン電球の普及により、消費電力を著しく節約する結果となつたので、所謂電力洪水時代來るの憂懼を懷かしめる情勢であつた。

茲に於て、各地電燈會社は、或は電燈料金の大幅引下げ、或は増燈勸誘の實行に乗り出す等、専ら電力を適正且大量に消化することに懸命の努力を拂つたのであるが、当社に於ても、此情勢に對應して瓦斯入電球の需要を促進すべく、電燈會社と協力の下に、低燭力電球から高燭力電球へ、タンクステン電球から瓦斯入電球への取替を需要家に勸誘し、之に依つて一般家庭及び工場、官廳等における照明を改善すると共に、又一方には商店の店頭、飾窓等の照明を向上せしむることによつて、顧客の吸收並に商賣の繁榮に資せしめ、以て過剰電力の合理的使用による各電燈會社の營業を助長し、電氣事業の發達を援助することに力を致した。

當時の平均燭力 當時、我が國に於ける使用電燈の平均燭力は、歐米各國に及ばざること遠く、未だ十燭光乃至十六燭光程度であつて、かゝる低燭力電球を以てしては、視力保健の點から見ても照明度の不十分である事は言ふ迄もない。よつて當社の高燭勸誘運動の目標は、是等低燭力の電球を可及的廣範圍に互つて三十二燭光以上の電球に置換させることにあつた。而して文化生活の進展に伴つて、良照明の必要は年々加重されたために、當社は爾來多年に

互つて時勢に適應する照明向上運動を繼續し、以て本邦に於ける明視電球の普及に力を致したのである。

高燭勸誘の困難

尙ほ、この高燭勸誘の運動は、各地電燈會社と協同聯携の下に、高燭電球の購入者に對し、種々の特典を與へ或は定價の割引を爲す等只管需要家の利便を圖つてその運動の進展に努め、更に當社販賣部に於ても、各地出張所を總動員して、電燈需要家の各層を歴訪して、高燭電燈使用による利得、便益の點等を説明して照明知識の普及に盡力したのである。然し、當時一般の通念としては、電燈を使用すること夫れ自體を贅澤視し、點燈は單に夜間用を辨じ得れば足れりとしてゐた有様であつたから、各層の需要家共容易に高燭電燈使用の勧めに應ぜず、殊に商店等では、之を店内に用ひると却つて商品の取扱いを曝し商賣上不利であるやうに考へ、依然從來の薄暗い低燭光乃至炭素電球を廢止しようとしなかつた。従つて本勸誘運動も其目的を達するまでは尠からざる年月と努力とを要したのである。

然しこの難事業も熱心に運動を續けた甲斐があつて、全国各地に互つて漸次其必要を認識せらるゝに至り、高燭電燈に依る幾多の商賣繁昌の實例も擧がつて、需要家側から多大の好評を博するやうになり、良品質高燭力電球の普及するに伴ひ逐次從來の瓦斯燈、石油燈、炭素電球等を驅逐するの効果を擧げ得た。

當時の宣傳廣告

當時好評を博した宣傳廣告は、各主要都市に於ける街路照明、工場照明、室内照明、或は商店の店頭又は飾窓等の模範照明の實演と之に伴ふ照明講演會の開催等であつたが、是等以外にも、或は電球の製造工程、或は各種照明の實際等をフィルムに収めて全国各地を巡回して映寫講演をなし、又東京、横濱、名古屋、大阪等の各大都市には隨時「通俗電氣講演會」を開催して、電燈の點け方、效果的な照明方法、高燭電燈の必要なる所以等を通

俗的に講述すると共に、電熱器、その他電氣應用の家庭器具の使用方法的實驗を行ふ等、單に當社製品の宣傳廣告のみに止まらず、一般電氣知識普及の爲にも多大の努力を拂つたのであつた。

而してかゝる間接的宣傳方法の採用は、本邦に於ては實に當社を以てその嚆矢とするもので、又「マツダ」の名が全國的に知られるに至つたのも、是等各種の催しによるものである。

マツダ新報

尙ほ當社は高燭勸誘運動開始に先立つて大正三年七月廣告課から月刊雜誌「マツダ新報」を發行したのであるが、當社は本誌を通じてタンクステン電球並に瓦斯入電球の普及運動、高燭勸誘運動等に對する各種資料の紹介及宣傳に力めたのみならず、爾來引續き現在に至るまで二十有餘年間一度も中斷なく之を繼續刊行して、當社新製品の紹介或は照明に関する新知識普及の任務を果しつつある。

照明課の新設

大正三年十一月、タンクステン電球の普及増燈運動の開始と前後して、當社は販賣部に照明課を新設して、之まで本邦では試みられなかつた電燈照明の諸問題、例へば、採光、配光、照度、眩輝、能率等に就いて科學的な實驗調査を行ひ、電燈使用に關する保健並に能率の兩方面に一段の改善を圖ることとなつた。

照明知識の發達

從來、世人一般に照明と云へば、單に部屋を明るくすることぐらゐに考へ、又電燈そのものに就いても、蠟燭よりも明るく、石油燈よりも便利である程度にしか考へられてゐなかつたのであるから、之が點燈、並照明の方法等に就いては何等注意もせず研究もされなかつた。然し乍ら、タンクステン電球が普及し且電燈需要家の遞増するに従つて、照明に關する科學的研究の必要が痛感されて來たのであるが、當時は未だその研究に必要な資料も乏しく、況んや指導者は尙ほ更らなかつた。斯かる照明學草昧の時代に於て、當社が敢へて照明課を設けて、本

邦照明界の改善に邁進すること、なつたのは、我國照明史上に特筆に値することであらう。

今照明課新設當時を顧ると、前記の如く本邦では未だ照明の何たるかをさへ知らなかつた時代であるから、當社は纔かに米國に於て採用せられてゐた照明方法を參考に、或は照明器具の設計を行ひ、或は室内點燈の場合の採光の調和を計るなど、その方法も今日から見れば極めて幼稚なものであつたが、その後、電球の進歩するに伴ひ、嶄新なる各種照明が考案されるに至り、照明方式の點でも、之を一般照明、局部照明、直接照明、間接照明等に區分し、又照明應用の範圍でも、工場照明、商店照明、街路照明、室内照明等の細目に互つて精密なる研究と照明方法の改善とが行はれるに至り高欄誘導運動にも大に役立つたのである。

照明學會の創設

尙ほ、當社の照明課設置による照明研究の進歩が動機となつて、大正五年十一月には、當社新莊吉生氏主唱の下に、山川義太郎、中原岩三郎、石川芳次郎、若林信明等の諸氏發起の下に照明學會が創設せられた。

第四節 工場の増築と實驗室の新設

工場の増設改廢

前節に述べた如く當社の販賣力を充實する意圖の下に出張所を新設して販路を擴張し、又電燈需要喚起運動によつて電燈も一般的に普及し、當社の製造方面は愈々繁忙を極めるに至つたので、之に應ずる爲に生産力を擴充し、且製品及材料の貯藏室に使用するために鐵筋コンクリート造りの第十一號建家を建設し、更に既設各工場の合理的統合改廢を行ふこと、なつた。

即ち大正三年末、當時東京府豊多摩郡澁谷町大字下澁谷字町田一、五四九番地に於て硝子製造を行つてゐたエビ

ス硝子製作所の機械、設備、工場敷地、並に營業一切を買收し、翌大正四年一月より同工場を當社惠比須工場と改稱して、ガラス球その他コップ等の硝子類の製造を行ふこととした。次いで同年二月には、大井工場に電球製造工場二棟と小型電球工場一棟とを増設し、翌大正五年一月、芝區三田四國町所在東京工場の機械及び設備一切を大井工場内に移轉した。その後東京工場は製品倉庫として使用することとし、名稱も東京倉庫と改められるに至つた。更に、深川及び新設の惠比須硝子工場の生産能力では不十分なことが明瞭になつて來たので、大正四年の初、大井工場に硝子工場を併設することとなり、同年末には建家の竣工をみるに至つた。

その後大井工場に於ける硝子製造設備は屢次の増設改造により製造能力を擴充し得たので、大正六年三月には惠比須工場の作業一切を大井工場に移して之を閉鎖し、續いて翌大正七年三月には深川工場の設備一切をも同じく大井工場に移して之を廢止し、茲に硝子工場の單一強化を見るに至つた。

川崎工場の第二期擴張

又、川崎工場の第一期擴張工事は既に全部竣工し、操業を開始してゐたが、電球の需要は急激に増加し到底この程度の製造能力では不足を告げる状態にあつたので、大正五年三月、新たに第二期擴張工事に着手し、その第一計畫として電球工場一棟（鐵筋コンクリート造三階建第十八號建家）電氣計器及び機械修理工場一棟並に陶器工場平家建一棟合計三棟の建築に着手した。是等の内第十八號建家は、實に一年有餘の歳月を要した大工事で、大正六年末に至つて漸く竣成をみたが、當社は之を第五金屬線電球工場とし、以てタンクステン電球製造能力の大増進を圖つたのであつた。

而して是等各工場の建設に引續き大正六年には川崎工場内に口金製造工場一棟、機械工場一棟、治療室一棟等を新

設し、更に翌七年にはメタルタンクステン工場一棟、硝子工場一棟を竣工して、漸次本社工場たる形態を整へるに至つた。

實驗室の新設

之に先立ち、大正三年十月、電球製造技術の研究並に之が改善を圖る爲に、從來工業部技術課に屬してゐた左記の事務を同課より分離せしめ、新に實驗室なる一課を設置するに至つた。

- (一) 電球其ノ他一般製造ニ關スル新規技術ノ研究調査
- (二) 電球其ノ他製品ノ一般的壽命試験ニ關スル研究
- (三) 積戻サレタル電球ノ試験調査
- (四) 特殊技術ヲ要スル製造用材料ノ検査

この實驗室は大正七年八月十五日、工業部より更に分離して研究所と改稱され當社各部の外に獨立した特異の地歩を占めるに至つたが、爾來屢次其規模を擴大すると共に内部組織を充實し、多數の青年學徒を迎へて當社製品の基本的研究を爲さしめるは勿論、更に廣く且深く當社製品に關係する理化學の各般に互り學術的研究を進めしめ、以て今日事業會社經營の研究所としては世界的大研究所の一に數へられて居る、東京芝浦電氣株式會社マツダ支社研究所の大成を見るに至つたのである。

取締役の更迭

次にこの間に於ける當社の人事異動に就いて略記すると、大正四年六月二十六日、取締役エヌ・ダブリュー・マツカイボア氏の死去に伴ひエー・エル・バグナル氏が取締役に就任し、更に同年十一月二日、取締役前社長田村英二氏が逝去したので、同年十二月二十三日の株主總會に於て新莊吉生氏が新に取締役に就任し、越えて

大正五年六月二十二日の臨時株主總會に於てはシー・イー・ランドル氏が取締役を辭し、代つてシー・エー・ビール氏(C. A. Beal)が取締役に就任した。

第五節 大戰時に發達せる製品

世界大戰と當社

大正三年八月に勃發した世界大戰は、世界の大國がすべて參加し、各その國力全部を賭けて勝敗を争つた大消費戰であつたので、製造工業の全能力は擧げて軍需品の生産に投せられるに至つた。我が國も八月末には之に參戰はしたもの、歐米の參戰國とは地域的並に本質的に事情を異にしてゐた關係上、大戰の工業界に及ぼした影響は、他の參戰諸國とは自ら異なつた形態をとつて現れた。即ち從來我國が歐洲各國に依存して居つた各種の物資は輸入杜絶となり、之に對する自給自足の應急策の樹立と他の參戰國に對する物資の供給とに急がしかつた。従つて當社の事業にもその反映が相當強く現はれた。

レントゲン管球の試作

當社取扱商品の内の醫療器具レントゲン線装置の如きは、從來殆どその全部を獨逸よりの輸入に仰いでゐたため、戰亂勃發と共に忽ち輸入杜絶の厄に遭つたので、我國醫療界の狼狽と困惑とは尠からぬものがあつた。そこで當社は不取敢新設の實驗室に於てレントゲン管球の試作研究を始め、同時に又管球の修理をも行ひ以て醫療界の苦境を緩和するの應急措置を講ずることとし、當時斯界の權威者と云はれた東京市本郷順天堂病院X光線科長醫學博士藤浪剛一氏の指導の下に、藤井(鐵也)實驗室長之を擔當して研究を進め、その結果、大正四年十月に至つて優秀な新型式のX線管球の製作に成功することを得たので、之にギバ・レントゲン管球の名稱を附して發

賣するに至つた。然し當時に於ける當社の製造能力は猶ほ甚だ微弱なものであつて、当社製品のみでは醫藥界の渴望を充し得なかつたので、同年末からはG・E會社の專賣に係るクローツ管球の輸入轉賣をも併せて行ふに至つた。

ギバ・レントゲン管球の製作　ギバ・レントゲン管球は、幸ひ使用者から多大の好評を以て迎へられ、註文も相踵いで到ると云ふ盛況を呈したので、その製造能力の増大を圖ることとなり、大正六年三月、實驗室より之を分離して一工場を新設し、他方その普及を計るために、大正七年四月「レントゲン講習會」を開催した。この講習會はギバ・レントゲン管球の機能、使用法の訓練を目的としたもので、その指導者は藤浪剛一博士であつた。同講習會は爾來毎年開催され、全国各地より參集せる醫家並にX線技術者を啓發し、本邦醫藥界にレントゲン装置の使用を普及せしむることに多大の貢献をなしたのである。

電燈事業の發展　一方本邦電燈事業は日進月歩とも稱すべき勢を以て發展し、電燈は都鄙を分たす急速度を以て全国的に普及するに至つたが、之に伴ひ各地電燈會社は電力の節約及び點燈料金の公平を期する爲、從來採用して來た定額電燈料金制から漸次従量電燈料金制へ變更するもの多く、隨つて之に使用する電氣計器の需要も頗る増加するに至つた。

電氣計器の製作販賣　當社に於ては、夙に料金制の變更による電氣計器の需要増加を見越して、明治四十四年四月、當時の三田工場にメートル工場準備係を置き、電氣計器（積算電力計）の製作を計畫して居つたが、次いで大正三年四月には、藤岡圭助氏を米國G・E會社へ派遣して積算電力計の製作技術を研究せしめる等々準備を進めて居る内、偶々勃發した歐洲大戰によつて、當時最も多く用ひられたサンガモ、アルゲマイネ、ジーマンス等の外國製積

算電力計の輸入杜絶に遭ひ、圖らずも當社の計畫は最も機宜を得たものとなり、各電燈會社は、舶來品に代る國産品の出現を歡呼して迎えたので、當社は大正四年三月先づ誘導型I-14型（定格—交流單相二線式—100ボルト5アンペア50サイクル）の型式承認申請書を逓信大臣宛に提出し、同年七月その認可を得て同年九月から愈々之が製作發賣を行ふに至つた。

次いで大正五年三月には、誘導型I-14Y型を、同年七月には誘導型D-6型等を夫々矢繼早に新製品として世に紹介し、以て舶來品の杜絶による業界の窮狀を救ふと共に、國産品の自給自足を茲に確立し得たのである。

最も当社製品の發賣當初に於ては、部分品は悉く之をG・E會社よりの供給に仰いで居たのであつたが、大正五年、D-6型の發賣と相前後して當時最も需要の多かつたI-14型の部分品製作に着手し、同年末にメートル工場を擴充すると共に、漸次各種計器の部分品をも自給し得るやうになり、その製作數量も漸次増加するに至つた。

社内に檢定設備設置　斯くの如く製作數量及需要が逐年増加するので、從來の如く製品に一々逓信省の檢査を受けて居たのでは檢定に長い時日を要し營業上に及ぼす不便不利が尠くないので、大正九年六月當社内に檢定設備設置の儀を主務省に請願したところ、同年九月之が認可を得た。因に此年度の如きは、一ケ年間の註文總數も三萬個の多きに達し、當時に於ける本邦需要額の八割強を占めるの盛況を呈したのである。

國産品の成育　試みに明治四十三年以降大正五年に至る本邦電氣計器生産總額及び輸入總額を示すと左表の通りであつてこの表によつて見ても國産品が輸入品に逐年代替して行つた跡を見得べきである。

年次	國內生産額	輸入額
明治四十三年	(不)	四九九、〇七九圓
〃 四十四年	(詳)	五〇七、二六七圓
大正元年		八〇四、一三七圓
〃 二年		五六二、六七七圓
〃 三年	一六四、四九九圓	三五五、三八三圓
〃 四年	一一二、〇七四圓	一八二、五八二圓
〃 五年	五七五、六九七圓	二四一、六九一圓

従量燈制に伴ふ電球の進歩

積算電力計の採用は従量燈制を促進し、それに附隨して高燭電球の採用を助長せしめたが、更に電球製造部面に於ては、工場設備の増大と實驗室に於ける科學的研究と相須つて、生産能力及び電球性能の上に著しい進歩改善をみせ、特に大正七年五月には、従來のマツダ瓦斯入電球に一層の改善を加へた晝光色電球の製作を完成したので、之にマツダC-2電球の名稱を附して發賣すること、なつた。

斯くタンクス電球の發達するに伴ひ各地電燈會社に於ては之を公認電球として、従來の炭素電球を廢してタンクス電球を採用するやうになり、炭素電球の需要は逐年激減し、大正七下期には、電球販賣總數の内炭素電球は僅かに四パーセントを占めるに過ぎない状態となつたので、遂に翌八年五月三十一日付を以て標準品としての同電球の製造を廢し、以後は特殊品としてのみその製造販賣を行ふこと、なつた。

投光器の製作發賣

尙ほ當社は、積算電力計の製作發賣と前後して、大正四年には投光器(フラットライティング・プロセクター)の製作を開始し、夜間屋外照明、特に戶外運動場、廣場照明等の上に一大進歩を劃すること、なつた。然し發賣當初は使用電球が不完全であつたのと、一般に照明知識の普及が十分でなかつた爲に未だ廣く利用されるに至らず、同年十一月執行行はれた 大正天皇御即位の大典に、奉祝用の照明或は一部裝飾用として利用されたに止り、一般的に使用せらるるに至つたのは後年のことに屬する。

第六節 電球企業の統合

營業の順調に伴ふ増資

大正二年七月本社の川崎移轉後は、工場の設備は擴充する新製品は續々出現する、事業は將に滿帆に順風を孕むが如く一路發展の途を進んだ。従つてこの間に於ける當社の營業状態は空前の好成績を挙げ、毎期二割の株主配當を行ふ外に多額の利益金を積立てることを得た。

茲に於て、當社は更に一層事業の擴張を期する爲に、大正六年四月二十八日開催の臨時株主總會に於て、現在資本金參百六拾萬圓に貳百四拾萬圓を増額して資本金總額を六百萬圓となすことに決議し、之が増資方法としては、大正六年上半期決算に於ける別途積立金貳百四拾萬圓を利益金の内に繰戻して、之を同年五月三十一日現在の株主に分配すると同時に、その増資株を舊株三株に對する新株二株の率を以て割當て、同年六月二十二日より同月二十五日迄の間はその全額を拂込ましめること、した。

東京聯合電球會社の設立

斯くて當社はその増資によつて社業一層の發展に備へると共に、年來企圖しつゝあつ

た同業者との技術的提携乃至合同の實現に乗り出すことに依り、曩に資本的提携を爲した株式会社東京電球製作所及び大崎電球株式會社の經營を合理化する爲に、大正六年十一月兩社を合併して、新に資本金額四拾壹萬圓（内拂込濟拾萬貳千五百圓）を以て東京聯合電球株式會社を設立し、その本社を東京市京橋區銀座四丁目二一番地に定めて、合併兩社の事業を接收繼續せしめた。

大正電球會社との提携

次いで大正七年八月には、當時小倉市室町六五番地所在の大正電球株式會社との間に、電球の製造並に販賣に關して契約を締結し、引續き之が製造事業の完全なる接收を行ふ爲に、同年八月二十六日、川崎本社内第二大正電球株式會社を設立し、同年十二月一日付を以て第二大正電球株式會社を大正電球株式會社に合併せしめて、爾來當社は同社の經營、製造兩方面に關與することとなつたが大正九年六月に至り、同社の電球製造事業を中止し、以後は同社をして専ら當社製品の販賣、配給を行はしめることとなり、同時に當社は同社所有に係る電球工場の建物、機械、設備等の一切を讓受け、當社小倉工場と改稱して作業を開始した。

關西電球會社との提携

又當時大阪市東區本野町に本社を置き、大阪電球及び日本電球の兩社に伍して關西方面の電球市場を三分してゐた關西電球株式會社（取締役社長宅萬次郎氏）との間に、大正八年十月一日付を以て、タンダステン電球の製造販賣に關する特許權實施に就いて契約を締結し、更に同社との提携を安全にする目的を以て、同年十一月十五日、當社内資本金六拾萬圓を以て川崎關西電球株式會社を設立し、次いで大正九年二月一日を以てこの兩者を合併して新に資本金六拾萬圓を以て同名の關西電球株式會社を設立し、その製造事業は全部之を當社に接收して以後は専ら關西方面に於ける當社製品の販賣配給の業務に當らしめることとした。尙ほ同社は後、大正十五年十

二月に至つて、當社の企業合同強化の方針の下に、日本電球株式會社との合併に依り新設された關西聯合電球株式會社に吸收合併された。

大日本電球會社との提携

更に大正八年十二月には、「スメラランプ」の名に依つて知られてゐた大日本電球株式會社所在地、東京府北豐島郡巢鴨町、資本金壹百萬圓、取締役會長大橋新太郎氏との間に、前記各社と同趣旨の契約を締結して、同社の經營に關與することとなり、茲に當社を中心とする本邦既設電球事業の大合同策は進捗をみるに至つた。

帝國聯合電球會社の設立

越えて大正九年六月一日には、當社の協約會社たる帝國電球株式會社と東京聯合電球株式會社とを合併して、東京市芝區芝口一丁目一番地に資本金貳百萬圓を以て帝國聯合電球株式會社を設立し、専ら當社製品の販賣、配給に當らしめた。茲に於て、本邦電燈事業の發展に伴つて從來各地に設立された電球製造會社は、大體當社によつて統制せられ、大正八年末に至つて鞏固なる東京電氣ブロックの形成を遂げ、電球製造業者たる當社の地位は愈々確乎不動のものとなつたのである。

三保舎と日本電飾會社

當社は一方に於て斯く電球事業の統合、集中に依る企業の擴張、強化を圖る傍ら、他方、材料の支給を確保するため原材料供給會社を買收し、電燈照明事業の向上發達に資する爲に電飾會社を新設した。而してこの意圖の下に實現を見たのが大正五年五月に於ける當社と三保舎間の事業協同經營と、大正八年四月に於ける日本電氣裝飾株式會社の設立である。

三保舎は明治二十八年渡邊八十吉氏の個人經營の下に創立されたもので、工場を東京市本所區太平町一丁目四五番地に置き、専ら硝子工業用粘土製坩堝その他一般耐火物の製造に従事してゐた。當社は硝子球の製造開始以降、坩堝、

耐火煉瓦等の供給を全部同舎に仰いでゐたが、當社の電球事業の發展に伴ふ是等材料の需要は逐年急激に増加したのみならず、他方又亞鉛精鍊業並に一般硝子工業の勃興に依り坩堝及耐火煉瓦の一般的需要も著しく増大した、め、到底同舎の既設生産能力を以てしては之を充たし得ぬ状態となつたので、當社は大正五年五月同舎を株式組織に變更せしめると共に、同舎の總資本金貳拾萬圓（四千株）の内拾五萬圓（三千株）の出資を引受けて、同舎の經營、並に製造事業一切に關與することゝなつた。

次に大正八年四月、當社の企業經營の下に、電氣看板、電氣廣告並に照明裝飾等の工事請負を目的として、資本金五拾萬圓を以て東京市麴町區有樂町一丁目三番地に日本電氣裝飾株式會社を設立し、裝飾としての電燈照明の普及發達を圖ることゝした。同社は、翌大正九年、商號を日本電飾株式會社と改め、爾來事業發展の爲盡すところ大なるものがあつたが、之が現在の日本電氣工事株式會社（所在地、東京市麴町區内幸町二丁目七番地）この前身をなすものである。

（本史關係會社篇「日本電氣工事株式會社」參照）

關係會社への投資額

今左に大正九年六月現在に於ける當社關係會社の各々に就き、當社所有總株式數及びその拂込金額を掲げて、當時に於ける事業擴張の概要を示すことゝする。

當社關係會社所有株式表

會社名	總株式數	拂込總額
大阪電球株式會社	(舊) 一一、四七七 (新) 一一、四七七	五七三、八五〇・〇〇 一四三、四六二・五〇

日本電球株式會社	四、〇〇〇	一六〇、〇〇〇・〇〇
帝國聯合電球株式會社	二二二、〇九四	三八六、六四五・〇〇
大正電球株式會社	六、一一〇	一五三、〇〇〇・〇〇
大日本電球株式會社	二〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇・〇〇
關西電球株式會社	一一、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇・〇〇
三保會社	四、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇・〇〇
日本電氣裝飾株式會社	八〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇
合 計	九一、九六八	二、六七六、九五七・五〇

第七節 マツダ販賣網の擴充

商標盗用と偽造電球の續出

電球界の統合による當社事業の進展に伴つて、當社製品は全國に普及し、延いては「マツダランプ」の名は漸次本邦電球の代名詞化するに至つたので、之に隨伴して東京市内及び各地に於て商標の盗用或は電球の偽造を行ふ者が現はれ、一般需要家に多大の迷惑を及ぼすと共に當社の營業上にも屢々意外の障礙を及ぼした。而してこのことは一面、當社製品の壓倒的な聲價を物語るものではあるけれども、顧客の迷惑を顧れば之を其儘放置する譯にも行かぬので、大正九年に至つて是等偽造製造家並に小賣店に對して警告を發し嚴重に取締ることとなつた。

當時に於ける商標侵害或は偽造電球續出の模様には、大正九年九月十六日の重役會に提出された報告書に大

要記述されてゐるので、左にその全文を援用する。

商標侵害事件報告

一、商標侵害概況

近來マツダ電球偽造品市場ニ跋扈スルコト甚ダシク、東京市内ニ散在スル小賣店ニテ販賣スルマツダ電球ト稱スルモノ、多クハ偽造品ニシテ其偽造電球製造高ハ一ヶ月約五萬個以上ニ達スル見込ミナリ、是等偽造電球ハ其品質甚ダシク劣悪ニシテ、其外觀ニ於テハ其眞實ヲ確ムルニ困難ナル程巧妙ナル模造ヲナス、而シテ多數ノ小賣業者ハ偽造電球製造者ト共謀シ、隱密ニ互ニ連絡ヲトリ不正ナル利ヲ得ツ、アリ、之ガ爲メ我會社ニ於テハマツダ電球ノ信用ヲ毀損スルコト頗ル大ニシテ其損害ノ及ボス所計リ知ル可カラザル有標ナリ



二、偽造電球製造者

東京市内ニアル偽造品製造者ハ其數五六ヶ所ニシテ、各一日三百乃至四百個ノ粗悪ナル偽造電球ヲ製造シツ、アリ、中ニハ外部ニ漏洩ヲ恐レ無印ノ電球ヲ買集メ、之ニ偽造商標「レツテル」及ビ蝕刻ヲナシ偽造品ノ製造ヲナシ居ルモノアリ、彼等ハ皆多クノ小賣業者ニ其情ヲ打開ケ互ニ共謀ノ上廣ク販路ヲ廣メツ、アリ、又彼等ノ使用スル偽造「レツテル」及ビ蝕刻用「ゴム印」ハ印刷屋ニ其情ヲ明カシテ供給ヲ受ケツ、アリト言フ

三、販賣者

多數ノ小賣業者ハ皆製造者ト連絡ヲ取り、其情ヲ知りテ市中ニ小賣販賣ヲナシ、或ハ眞正マツダ電球ノ一箱中ニ偽造品ヲ約半數混入シテ地方ニ販賣シ居ルモノアリ

新商標の設定

之に先立ち當社は大正七年七月以降  商標の外に、新に左の如き登録商標を當社製品に對して使用して居た。而して是等の商標は大正十四年五月以降漸次  の商標に置き替へられるまで、夫々の製品に對して使用されたのである。



本商標は電球以外の製品及び支那行電球に使用せるもの、なほ之は當社の「モノグラム」として一般印刷物その他印刷物等全部に使用す。



本商標は當社製電燈器具類全部に使用す。

販路の擴張

從來本邦に於ける當社製品の販賣は、東京、横濱、大阪の三出張所並に三井物産會社その他電氣器具輸入販賣業者等の手に依つて配給を行つてゐたが、事業の發展に伴ひ之が擴張、増設の必要を生じたので、大正五年十月、前記以外に門司、仙臺、札幌、名古屋、福岡の各主要都市に出張所を新設し、九州は勿論、北海道、東北、山陰、山陽地方及び臺灣、朝鮮の各方面に對する販賣に當らせることとした。

門司出張所 (第四課) 門司市西本町三丁目二九番地

仙臺出張所 (東京 第二課所屬) 仙臺市大町五丁目一五番地

札幌出張所 (同 前) 札幌市南一條通四丁目二二番地

名古屋出張所 (同 前) 名古屋市中區南大津町二丁目三番地

福岡出張所 (門司 第四課所屬) 福岡市博多下店屋町一六番地

支那滿洲へ進出

斯くして本邦内に於ける販賣機構を整備、充實すると共に、當社は當時本邦電球界にとりては未開拓地域とも云ふべき支那及び滿洲方面に對する販路開發に着手することとなつた。尤も是より先き當社は既に上海

を中心とする中、南支方面の一部に對してはアンダーソン・マイヤー商會の手を通じて、當社製品を販賣して居たが、何分その距離が遠隔であること、且同地方ではアルゲマイネ電氣會社やフィリップ會社等の獨逸製電球が壓倒的な勢威を有してゐたため、當社の販賣は是等に押されて進展しなかつた。仍て當社は、大正五年二月、販賣部員一名を派遣して、支那電球市場の實情並にその將來性に關して精細に調査せしめ、派遺員歸社後の報告に基いて、愈々販路開發の意を固めると共に、更に同年七月遠く北滿洲、佛領及び蘭領印度支那、南洋群島方面へも、販賣員五名を派遣して、各地に於ける電氣事業の状態と當社進出の成否等に就いて調査を行はしめた。

上海出張所の設置

これらの調査の結果、當社製品の大連進出は略々實現の可能性あることが認めらるるに至つたので、大正七年一月には、從來川崎本社内に置いてあつた販賣部第一課を上海南京路P五六四號に移駐せしめ、次いで同年五月には北京、漢口、天津、香港の四主要都市に駐在員を常置せしめることとした。

大連出張所の設置

又滿洲方面に對しても、大正五年十一月大連市山縣通四五番地に大連出張所を設置した。同出張所は其後上海と相呼應して、次第にその地盤を固め販路を擴大したので、大正八年十一月、之を販賣部第五課に昇格した。

南洋方面進出計畫

當社は更に南洋方面に對する進出を目指して大正八年末より Japonica Lamp の名稱に依つて電球の輸出を開始したが、その販賣圏は左の如く南洋の全土に亙る廣汎な地域であつた。

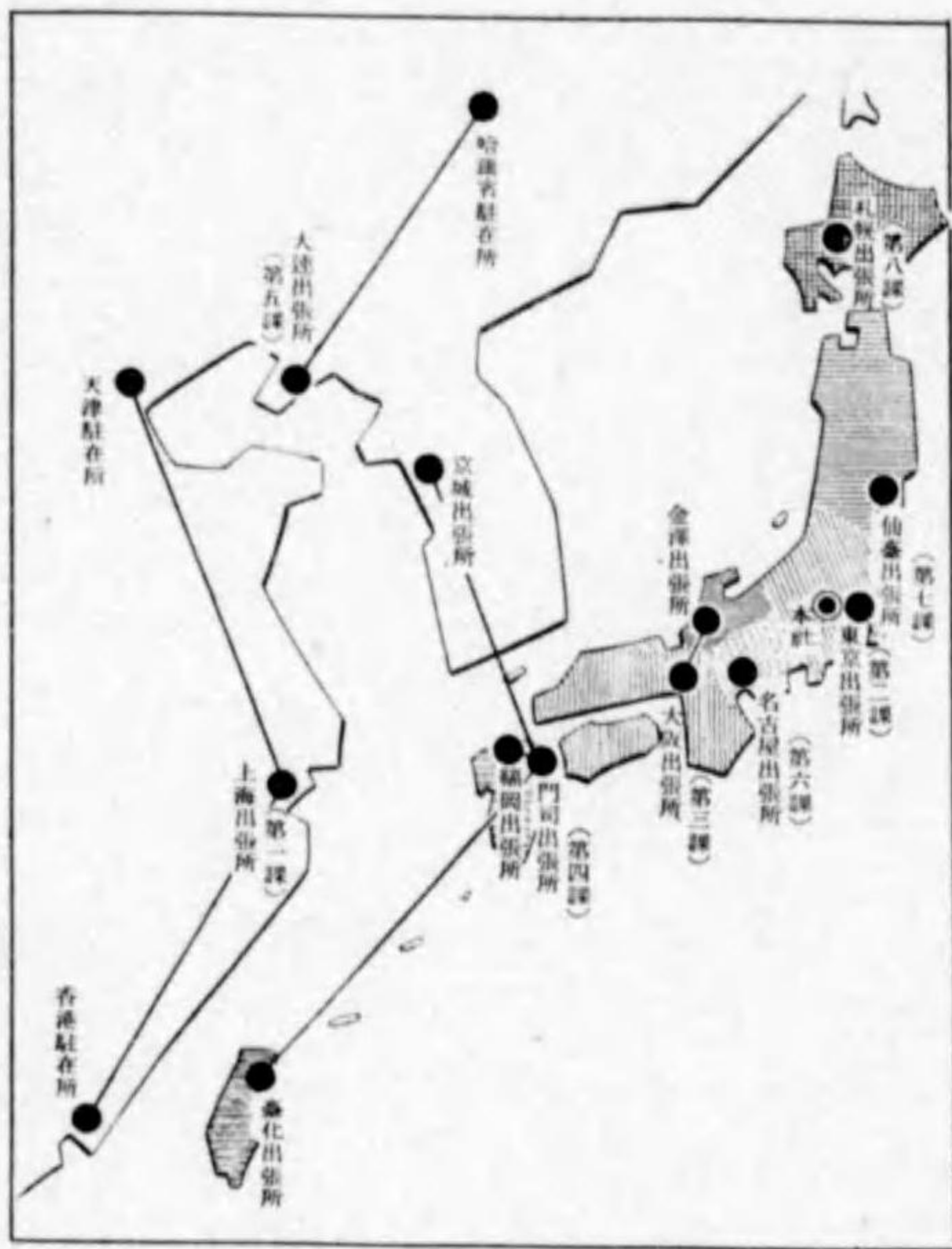
シヤム (Siam) 蘭領東印度 (Dutch East India) 海峽植民地 (Strait Settlements) シンガポール (Singapore) ヲナー半島 (Malay Peninsula) スマトラ (Sumatra) ジャバ (Java) ボルネオ (Borneo) センダヌ (Celebes) ニューギニア等の他諸島 (New Guinea and other Islands) 南洋群島 (South Sea Islands)

内地販賣機關の強化

斯くの如く當社は海外各地に進出する一方、内地販賣機關の強化をも試み、大正十年現在に於ける販賣第一線は大約左記の如き陣容となつた。

- 第一課 (上海出張所)
- 第二課 (東京出張所)
- 第三課 (大阪出張所) (金澤出張所を含む)
- 第四課 (門司出張所) (福岡、京城、臺北の出張所を含む)
- 第五課 (大連出張所)
- (新設) 第六課 (名古屋出張所)
- (新設) 第七課 (仙臺出張所)
- (新設) 第八課 (札幌出張所)

當時に於けるマツダ製品の販賣網一覽圖を掲げて、出張所の所在その他各課の配給管掌區域等を圖示すると左の如くである。若し假りに當社々業發展の迹に最も顯著なる一時期を劃するとすれば、この販賣網整備の時たる大正十年前後に求められるであらう。即ちこの時期に於て、當社は對外的には電球事業の統合を一應終了し、内には全國各地に亙つて販賣、配給機關を整備して、以て斯界に於ける企業的地位を確乎不動のものたらしめたのであつて、是等は多年に亙る當社經營當事者の努力に育まれた一大所産であると共に、爾來今日に至るまでの飛躍的な發展を可能なら



大正十年における販賣網一覽圖

しめた最も貴重なる基礎工作ともなつたのである。

第八節 社長の更迭と新施政

藤岡社長の逝去 明治四十五年から約七ヶ年間、中風症で療養中であつた當社専務取締役社長工學博士藤岡市助氏は、大正七年三月三日肺炎の徴候を呈して病勢頓に革まり、主治醫吉本博士の全能を盡しての療法も施すに術なく、近親の手厚き看護の裡に遂に同月五日午前十一時、六十二歳

を以て易蕘した。

危篤の報 天聽に達するや、博士生前の功を嘉せられ、特に破格の位階陞叙の御沙汰あり、從六位に叙せられ、勳四等に叙し瑞寶章を授けられた。これは當に博士の光榮のみならず實に本邦電氣事業界並に電氣學界無上の光榮として、遺族近親をはじめ電氣界の人々悉く聖恩の渥きに感激したのである。

藤岡博士の功績

電球製造事業に於ける藤岡博士の功業は、上來本史に記述し來れる所で、今茲に更めて贅説を

須むないが、要するに博士は本邦電燈事業の基礎を確立するために世人がまだ混沌茫漠として適從する所を知らなかつた草昧期に於て、活眼遠識時流に先んじて決然電球製造の研究を始め、略々その製造可能の見極めがついた明治二十三年四月一日、白熱舎を創立し爾來三十有餘年間、その大成を畢生の事業とし、苦難の間にあつては私財を擲つて之を救ひ、技術上の難局に當つては日夜寢食を忘れて之が解決に心膽を砕く等、その半生を電球と終始し、その苦心の結晶は茲に鍾つて當社となつたのである。即ち博士あつての當社であつて、當社の存する限りその營々たる苦心の跡は、永代不滅の金字塔となつて、當社に關係ある後人を教へ導くことであらう。

藤岡博士の社葬 されは當社はその功績に酬ひるために、取締役會の決議により社葬の禮を以て葬儀を執行することとなつた。

大正七年三月九日午前十一時三十分、迎僧によつて出棺經が行はれ、喪主圭助氏始め遺族近親知己の方々の最後の御別れがあつて正午出棺、午後一時靈柩は芝増上寺へ着、午後二時から法鼓の悲しい音と共に葬儀は嚴肅に行はれた。導師堀尾大僧正の莊嚴な讀經の裡に、毛利公爵、舊岩國藩主吉川子爵、吉川男爵、大村子爵等の焼香があり、次いで喪主未亡人以下遺族の方々の焼香あり、午後二時を以て式を終り、靈柩は谷中墓地に埋葬された。當日の會葬者約四千五百名、洵に故人の偉業を偲ぶにふさはしい盛儀であつた。

尙ほ靈前に捧げられた各方面からの弔辭弔電頗る多く、博士の徳望を光揚するに足るものがあつた。

取締役の改選

社長藤岡博士の逝去に遭つた當社は、同年六月二十一日開催の株主總會に於て、取締役の選舉を行ひ、山口喜三郎、立川勇次郎、イー・ダブリュー・ライス (E. W. Rice) の三氏を新取締役に擧げ、次いで取締役

互選の結果イー・ダブリュート・ライス氏が専務取締役社長に、取締役新莊吉生氏が専務取締役副社長に夫々就任し、
會社代表者としては新莊副社長が之に當ることゝなつた。

新莊氏の社長就任 藤岡社長長逝の後を享けて社長に就任したイー・ダブリュート・ライス氏は、在任僅か一年に
して大正八年六月その任を去つたので、新莊吉生氏之に代つて社長の任に就き、爾後其逝去に至るまで當社の全經綸
を行ふことゝなつた。

勿論、從來とても當社の經營は、藤岡社長引籠の後には、専ら新莊氏一個の方寸に出でたもので、本社川崎移轉以後
に於ける當社の各方面に於ける飛躍的な活躍と發展も、亦新莊氏に負ふ所尠くなかつたのである。

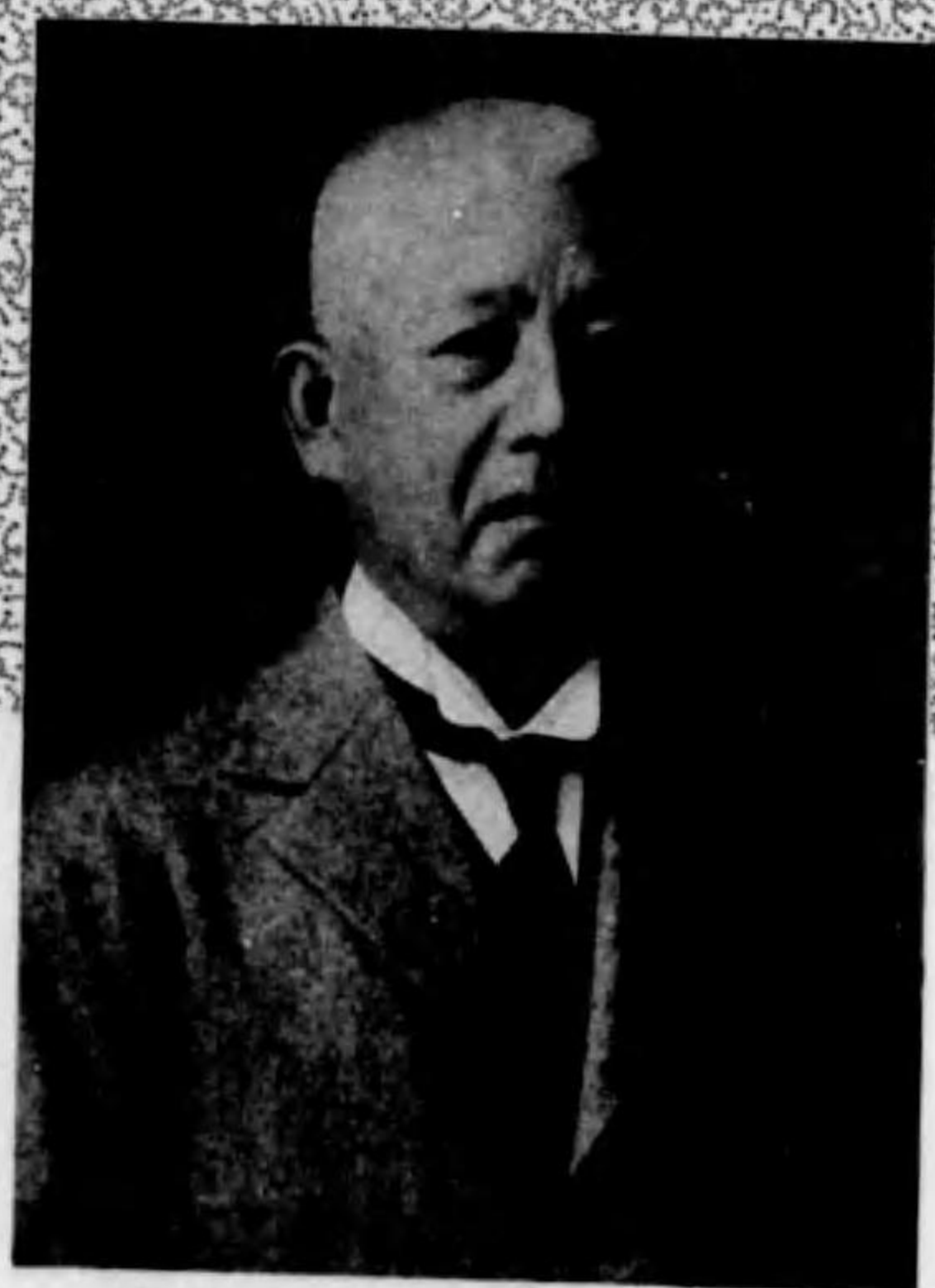
この故に、藤岡博士の逝去、ライス氏引退に續く新莊氏の社長就任は、當社事業の上には格別新しき變革を意味し
たものでなく、新莊氏の既往に於ける潑刺明敏なる經營手腕が茲にその時を得て、名實共に全般に互つて發揮せらる
るに至つた迄である。

新莊社長の經綸 斯くて新莊新社長のもとに、當社が愈々隆々の躍進を續けたことは言ふ迄も無いが、茲に特に
記して置き度いことは、氏が事業經營の上はその卓抜なる識見と手腕とを遺憾なく發揮した外に、會社百年の大計と
して人材養成に深く意を用ひ、併せて従業員に福利増進の上で大いに力を注いだことである。當社が年々多數の社員
を選抜して、交互に之を米國その他歐洲各國に派遣して技術を習得せしめてゐたことは前述の通りであつて、このこ
とは、優秀な技術者を養成する點に於て多大の効果を收め得たことは勿論であるが、技術者以外に會社の經營に當る
べき技術者以外の人材の養成に就ては稍々缺ける憾がないではなかつた。製造會社として一流技術の必要なことは論

取締役 大井才太郎氏



監査役 渡邊修氏



取締役 岩垂邦彦氏

を俟たないが、然し當社をして名實共に一流會社の列に伍せしめる爲には、卓越せる技術者を多數擁すると共に、事業人として又社會人として業務上の技能と識見と而して經營の才とを具備する人材を得ることが不可缺の條件である。若し百年の大計を案すれば、「金を作るよりも先づ人を作る」ことに専念しなければならぬ。

かゝる信念を把持してゐた新莊吉生氏は、社長就任以後は、特に人材養成の目的を以て、逐年多數社員を歐米へ派遣して、單に一技術、一科目を研究習得せしめる許りでなく、事業人として又社會人として必要なる基礎的な教養を培ふことに努力したのであつた。而して右の趣旨に基いて派遣された多數社員が、後日當社の成長と發展との上に致した根幹的な、又精神的な影響と效果の如何に大なるものであつたかは、更めて喋々を要しないところである。

重役陣の強化

大正八年六月、新莊吉生氏が當社社長に就任する時を同じくして、岩垂邦彦、ゼラート・スウオープ (Gerard Swope) の兩氏が取締役に、渡邊修、シー・イー・ランドル (C. E. Randall) の兩氏が夫々監査役に就任したが、次いで大正九年五月六日開催の臨時株主總會に於て、更に淺野應輔、大井才太郎、オー・ブルスマン (O. Prussman) の三氏を取締役に、大塚榮吉氏を監査役に迎へることとなつた。而して當時の當社として、岩垂、淺野、大井氏等の如き碩學、大家を重役陣に加へ得たことは、寔に力強き限りであつたのである。

長富元社長の逝去 之に先立ち、大正八年二月二十六日、元専務取締役社長で當時の監査役であつた長富直三氏が逝去した。

同氏は、當社の前身白熱舎時代より引續き常に當社の經營に參畫し、爾來逝去に至る迄二十年の間終始渝らざる努力を續け、その當社事業の發展に盡した功績は尠からざるものがあつた。

殊に明治三十二、三年以降の當社苦難時に際しては、克く藤岡博士を輔けて粉骨碎身、金融の途絶えれば私財を擧げて之に投じ、社運危殆の間に處しては夙夜奔走に力めて倦むことを知らず、當社回瀾の業はその一半を氏に負ふといつてもよい程であつた。

而して、氏は已を持すること極めて謙讓で、その事業生活を専ら當社内部の強化整備に傾注し、藤岡、新莊兩氏をして存分に表面に活躍せしめ、以て社業の大成に力を致したのであつた。

新莊社長の逝去

新莊社長は、大正二年一月、日本電球株式會社對當社間の電球製造並に販賣に關する契約を自ら立案起草し、日夜之に没頭して家事を顧みる暇なかつたため僅かに三時間の手遅れによつて令夫人を喪はれて以來、只社業を伴侶として夙夜之に盡瘁したのであるが、遂に大正十年二月病褥に臥し、病むこと月餘にして同年三月十二日午前七時病革まり溘然として逝去した。年齒未だ四十九歳の若きであつた。

危篤の報 天聽に達するや、特に從六位を賜り、また陸軍大臣よりは生前の功勞に對して銀杯を贈與せられた。

日頃父兄の如く敬慕して居つた新莊社長の死に遭つた當社従業員一同は恰かも暗夜に灯を失つた如く、茫然自失するのみであつた。

藤岡博士を嚴師に譬ふれば、新莊社長は慈父にも等しき人であつた。數千の従業員皆俱に、或は鞭撻の辭に奮ひ、或は恩愛の情に泣き、その徳を仰ぎ、その行に倣ふといふ有様で、威の互らざるなく、徳の蓄はざるなく、寔に當社中興の偉業は總べて氏の徳に俟つものと云つてもよい程であつた。

新莊氏は明治三十一年に當社に入社以來、星霜を閱すること二十有餘年の間、製造に經營に拮据精勵して身を社運

の興隆の爲めに捧げ、遂に往年の陋巷の一工舎をして東亞の電球市場に覇を唱へしめる迄に成育せしめた。その不滅の功業は、當社沿革史それ自體が如實に之を物語つて居る。

新莊氏の社葬

當社は同年三月十四日、芝増上寺に於て社葬の禮を以て新莊氏の葬儀を執行したが、この日相弔する者七千餘名、電氣界は勿論、一般事業界、理學界、工學界、教育界等社會各方面の人々が多數參列して、故人の偉業を偲ぶにふさはしい盛儀であつた。

新莊社長創案の福利施設

新莊社長が會社の人材を養成することに力を注いだことは既述の如くであるが、次に列記する福利施設、衛生並に修養施設の如きも亦新莊氏の會社従業員に對する心遣ひの現はれでないものは無いもので、是等の殆ど全部は新莊氏獨自の創案に係るものであつた。

(イ) 松風會と婦人共勵會

従業員特に工場従業員等の精神修養を目的に、大正五年秋、男子部の機關として松風會を、女子部の機關として婦人共勵會を設置し、夫々一ヶ月數回宛知名の士或は名僧知識を招聘して、修養講話を聴講せしめることとした。

又同年十一月には社内の機關雜誌として「共勵」を發行して全従業員に頒布し、勤儉貯蓄を奨励する一方、精神の陶冶と従業員相互間に於ける意思の疏通並に情操の向上を圖ることとしたが、同雜誌は爾來今日に至るまで繼續發刊されて、社内唯一の報道乃至指導機關として重要な役割を果してゐる。

(ロ) 安全委員會と消防隊

多數の工場設立と工員の増加によつて火災その他の災害防止の重要性を加へたので、同年五月、安全委員會を設置したが、之は單に外部的な危険を防止するばかりでなく、作業に伴ふ不慮の過失、負傷等を極力防止せんとするものであつて、或は安全、災害豫防に關する講演會を開催して之が注意を喚起し、或は又「安全デー」を催して之を徹底せしめる等各種の方法を講じた。而して之は當時米國に於て唱導されてゐた安全第一主義 (Safety First) に準じたもので、かゝる試みは本邦に於ては實に當社を以て嚆矢とするのである。

右について同年末には、新莊氏自ら隊長となつて社内の消防隊を組織し、定時猛烈な消防訓練を行つて不慮の災害に備へた。

ハ體育及び娛樂施設 尙ほ大正七年末より八年にかけては、従業員の積極的な保健衛生策として、且は業務の餘暇の善用と體位の向上とを圖る爲に、社内に柔道、劍道、野球、庭球、弓道、端艇、擲球、角力等の各部を設けて體育を奨励し、剛健尙武の風を培ふことに力めた外、健全なる娛樂、趣味の涵養にも意を用ひ、音楽(マツダ音楽團の設置)、繪畫(マツダ美術展覽會の開催)、俳句(水のべ會の設置及び句集の發行)、謡曲等の各方面に互つても助成を與へ、従業員の品性向上と相互の融和を圖ることとした。

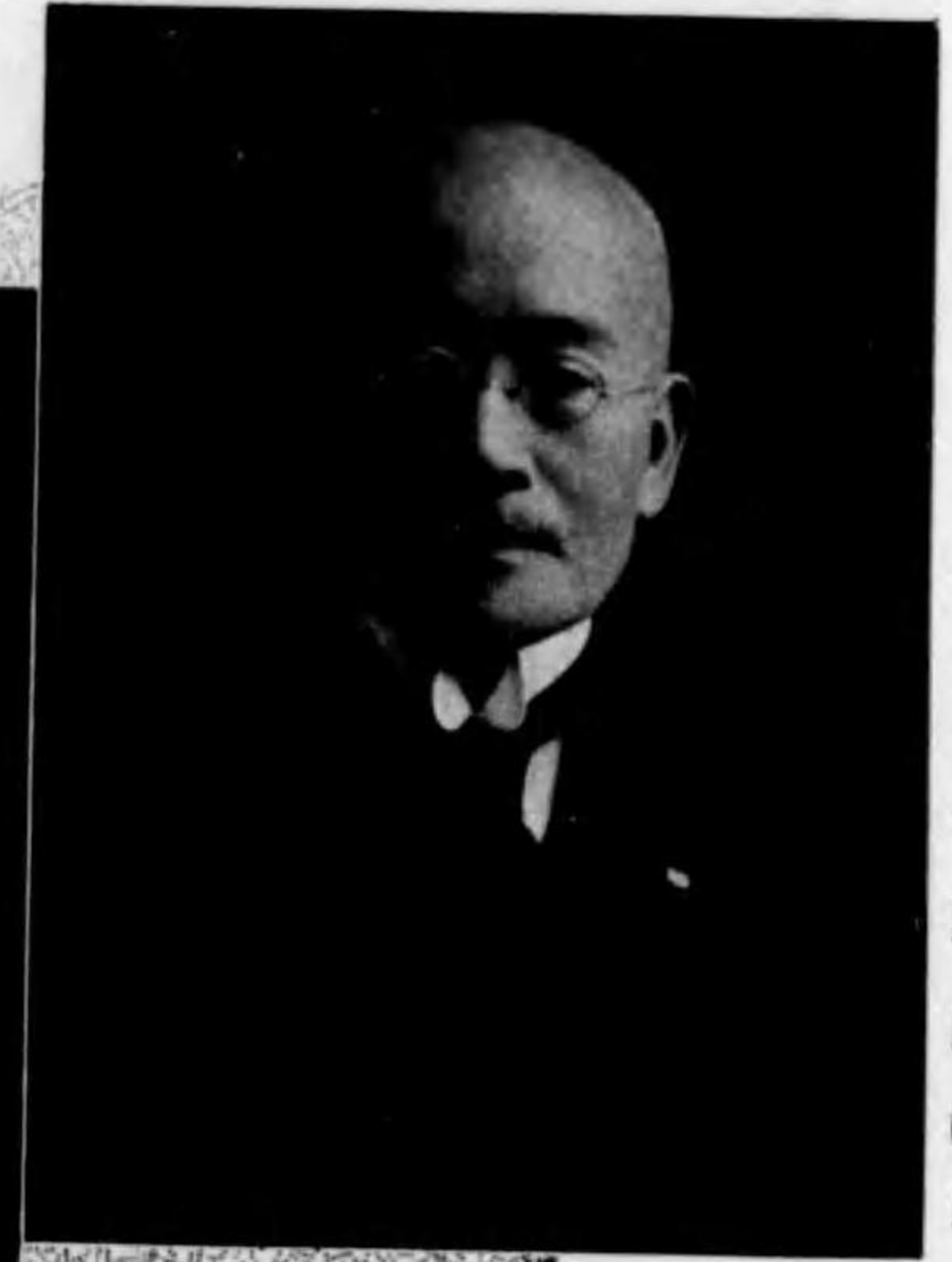
ニ貯金共勵會と日用品配給所 従業員各自の將來に於ける生活の安定を圖る爲に、大正六年十一月、貯金共勵會を設置したが、後之に附隨した金融部を設けて、不時の出費に對する融通の途を開くこととした。而して是等機關の運用に要する費用はその大半を會社から補助し、以て従業員の財政的安定を圖ることとした。

次いで大正九年二月には歐洲大戦による諸物價昂騰の趨勢が著しかったので、日用品必需品の廉價販賣を目的とした日用品配給所を社内に設置し、以て従業員家族の家計を援助することとした。之れが即ち現在の「マツダ購買組合」の前身である。

ホ衛生施設その他 大正六年末醫務室を擴張して、内科、外科の外に齒科を設け、各専門醫によつて低廉な施薬と治療とを與へ保健衛生に萬全を期するに至つた。

尙ほ是等以外にも、或は食堂を設けて栄養食の實費支給を行ひ、或は従業員の家族に對して年二回の定時家族慰安會を催す等、之を外にしては會社を中心とする従業員の家族との間に精神上的の融和を圖り、之を内にしては従業員各自の衛生、保健、修養、娛樂等に關する萬般の設備を整へて、全員舉つて愉快に且安心して日々の職務に孜しみ得る様に深く心を用ひたのである。而して是等の諸施設は今長しへに新莊氏を記念する勞資協調の一範例となつた。

新社長と副社長 新莊社長の逝去に伴つて、同十年五月十二日、専務取締役副社長ゼー・アール・ゲーラー氏を



取締役 淺野應輔氏



取締役 岩原謙三氏



監査役 石井伍四郎氏

社長に、又取締役山口喜三郎及び岡オー・ブルスマンの兩氏を夫々専務取締役副社長に選任し、イー・ダブルユー・ライス氏は取締役を辭任し、翌大正十一年十二月二十二日に當時の芝浦製作所社長岩原謙三氏が取締役に就任した。

第九節 大戦後の財界と當社の經營方針

大戦後の財界 驟つて當時に於ける社會經濟情勢を概観するに、大正七年十一月、前後五ヶ年の永きに亙る歐洲大戦も漸く終熄を告げるに至つたが、一般經濟界は戦時中と等しく依然好況を持續し、却つて大正八年六月以降の如きは空前のブーム時代を現出して、物價の奔騰物凄く、日本物價史上空前の最高數字を示したのである。

然し翌九年三月十五日、東西兩株式市場に於ける一大パニックを端緒として、銀行の取付或は支拂停止が行はれ、銀行諸會社の倒産するもの相踵いで生じ、經濟界は一時收拾し難き恐慌状態を呈するに至つた。

惟ふに戦時好況時代に於ては、各業界とも高率の配當が頻りに行はれ、中には株主が増配運動を起して會社當事者の經營方針を制肘拘束するなどの事例も尠からずあつたが、當社當局は世の風潮に護ねることなく、毅然として所信に邁進し、營業利益の大部分を社内に保留して、各種積立金中に振向けてあつたので、この前古未曾有の恐慌にも聊かも狼狽することがなかつた。従つて當社は之が影響を直接に蒙ることなく、單に一般事業界の不振と企業の縮小等に由つて販賣數量に稍々減少をみたに止まり、後金融の緩和と一般經濟界の常態化するに伴ひ需要も遂増し、事業は好調の一途を辿り續けたのであつた。

山口氏の工業會社經營方針

之より先、山口喜三郎氏が當社の經營に參畫して以來、氏は製造工業會社の繁榮は

一に製品の學理的研究と之が工業化に依る一貫的な作業に俟つものなることを力説し、大正七年八月、従来の實驗室を工業部より分離して研究所と改稱し、同時に研究部門並に設備の上に擴充を行ひ、本邦に於て最高水準を示すべき一大工業研究所たらしめるやう企圖したのであつた。

而して之が爲には年々巨額の經費を投ずると共に、廣く優秀の技術家を聚め、研究科目も單に電氣工學のみに限らず之と有機的な關聯をもつ諸般の部門に互つて研究を行はしめ、その所産として當社は大正八年以降年々多數の新製品を完成發賣するに至つた。

重なる研究所製品 當社研究所創設以降二、三年間に於ける研究所製品の内、主要なものを年歴順に列記すれば左の如くである。

大正八年 光學高溫度計、熱電氣高溫度計、簡易電球高溫度計、標準電池、レンズガラス、オートオノン、ブライオトロン、熔融シリカ管、電熱用抵抗線、X光線用ギバ板、マグネシア耐火管及び坩堝等。

大正九年 熔融ガラス、マツダC-3電球、マツダC-4電球、ブラウン管球、ケノトロン、タンクステン弧光燈、タンガー整流電球、寒暖計用ガラス、乾電池、熔融水晶、海軍型受信真空管、D型ブライオトロン等。

大正十年 カナリヤ電球、ギバ體溫計、マグネシア製品等。

又大正十年以降は、特に無線電信用各種真空管の研究に力を盡し、之が進歩發達に貢獻するところ大なるものがあつた。

重なる一般製品 次にこの間に於ける當社一般製品とも稱すべき、電球、照明器具、配線器具等の主要新發賣品を掲記すると左の如くである。

大正八年 電球 真空電光電球(マツダB-1)、船舶用耐震電球(ミルタイプ)、活動寫真用映寫電球、スパイラル電球、自動車電球、集魚燈電球等。照明器具 和風照明器具花籠、エキステリヤ、眞色燈等。配線器具 玉スイッチ、鉛スイッチ、14 A シーリングスイッチ等。

大正九年 電球 低ワット瓦斯入電球等。照明器具 熔融硝子製ルーミナリヤ、バラソリヤ等。

大正十年 照明器具 珪瑯引フアクトリヤ、テーブルスタンド、アルバ照明器具。配線器具 Y型眞鍮ソケット、タンブライスイッチ等。X光線管 クーリツチ管球。

大正十一年 電氣計器 M-4型最大負荷表示器。照明器具 各種意匠照明器具。

大正十二年 電球 蠟燭形電球。

前述の如く、歐洲大戰直後に襲來した經濟界の不況に際しても、當社の財政は微動だにすることなく、却つて各部門に互つて新製品を續々發賣し、單なる一電球會社から更に大電氣器具製造會社へとその地歩を進めるに至つたが、かゝる好調發展の途上、彼の振古未曾有の關東大震災に遭遇したのである。

第十節 關東大震災と當社の被害

關東大震災

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、突如として關東地方を襲つた大地震は、帝都を中心として横濱市及び之が近傍一帯に未曾有の慘害を興へ、加ふるに之に伴つた劫火は、瞬時の内に幾萬の尊い人命と幾億の貴重な財寶とを消失せしめたのであつた。就中、帝都と横濱市は地震と火災のために忽ち一望千里の焦土と化し、眞に慘禍悲愴を極めたのである。

當社の被害

當社に於ては震動が始ると同時に、第十三號竝に第二十五號建家の一部は倒壊し、殊に第十三號建

家よりは火を發して連日燃え続け、その他設備の優秀を誇つた各工場の建家も殆んど總べて損害を被らぬものとはなかつた。而してこの慘憺たる損害の内、最も悼ましく且再び償ひ得ぬ損害であつたのは、建家の倒壊或は火災の爲に従業員六十五氏の生命を喪ふたことである。設備は再び整ふべく、機械は再び購ひ得るが、この災厄に依り喪はれた貴き六十五氏の生命は去つて復還らず、眞に悲痛の極みである。

喪命の六十五氏

殊に第十三號建家は、伸線科(一階)、技術課(二階)及び研究所(三階)に使用されて居つて、前途ある優秀な技術家を多數擁してゐたのであるが、之が全壊に依り所屬部員の大半を喪ふの悲しみに遇ふた。當社としては寔に哀悼堪へ難きものがあると共に、又量り知れぬ損失を蒙つたのである。左に殉難者の氏名を掲記して弔意を表すると共に當社沿革史上に永遠にその名を留めることとする。(括弧内は當時の職名及び所屬名を示す)

- | | | |
|------------------------|-------------------|--------------------|
| 藤井 謙 也氏 (研究所長) | 熊 谷 貞 吉氏 (技術部所屬) | 坂 爪 常 太郎氏 (研究所々屬) |
| 加藤 儉 二郎氏 (技術部長) | 松 山 朝 次郎氏 (機械工場長) | 味 知 弘 文氏 (研究所々屬) |
| 板 橋 盛 俊氏 (研究所副長) | 岡 澤 勝 太郎氏 (技術部所屬) | 牧 野 五 郎氏 (技術部所屬) |
| 大 橋 重 威氏 (研究所副長) | 稻 井 昶 氏 (技術部所屬) | 田 中 豊 一氏 (研究所々屬) |
| 四方 來 三 尾氏 (技術部副長) | 高 柳 太 助氏 (研究所々屬) | 羽 毛 田 鈿 次氏 (研究所々屬) |
| 小 松 茂 八氏 (特許課長) | 入 澤 忠 雄氏 (研究所々屬) | 田 坂 正 二氏 (研究所々屬) |
| 室 田 半 之 助氏 (技術部第一技術課長) | 津 津 泉 太郎氏 (研究所々屬) | 山 口 春 江氏 (製造部) |
| 大 場 昂 氏 (技術部第三技術課長) | 那 須 信 氏 (研究所々屬) | 大 谷 ヨシ 江氏 (研究所) |
| 塚 本 純 氏 (研究所々屬) | 小 林 庄 司氏 (研究所々屬) | 大 塚 ハ ナ 氏 (技術部) |

- 守 山 修 三氏 (技術部所屬)
- 岡 木 紀 氏 (技術部所屬)

- 館 岡 儀 市 郎氏 (研究所々屬)
- 中 岡 己 之 助氏 (製造部所屬)

- 小 串 ヲ ヨ氏 (技術部)
- 平 川 コ ウ氏 (研究所)

- 龜 山 宗 一氏 (研究所)
- 彦 坂 進 氏 (伸線科)
- 牧 野 新 次 郎氏 (第四技術課)
- 宮 崎 松 太 郎氏 (X光線科)
- 熊 谷 剛 太 郎氏 (第一技術課)
- 岩 崎 煎 之 助氏 (研究所)
- 佐 生 梅 吉氏 (研究所)
- 稻 村 ハ ナ 氏 (研究所)
- 鈴 木 条 吉氏 (研究所)
- 石 井 サ ト 氏 (研究所)
- 鈴 木 武 雄氏 (研究所)

- 白 井 シ モ 氏 (X光線科)
- 田 島 美 代 司氏 (研究所)
- 小 野 田 キ ヨ 氏 (伸線科)
- 瀧 口 順 氏 (第四技術課)
- 長 田 ウ メ 氏 (ウエルズ工場)
- 谷 口 順 太 郎氏 (第四技術課)
- 金 子 エ イ 氏 (研究所)
- 花 井 春 雄氏 (製造部)
- 佐 藤 シ ゲ ノ 氏 (伸線科)
- 代 田 タ カ 氏 (伸線科)
- 板 倉 ナ ツ 氏 (伸線科)

- 鹽 田 モ ト 氏 (ウエルズ工場)
- 岡 安 ハ ツ 氏 (X光線科)
- 鹽 田 タ カ 氏 (X光線科)
- 鈴 木 ト リ 氏 (X光線科)
- 關 口 セ ン 氏 (研究所)
- 田 邊 モ ト 氏 (伸線科)
- 中 林 ト メ 氏 (伸線科)
- 古 市 ウ メ 氏 (研究所)
- 山 崎 ヨ シ 氏 (伸線科)
- 横 山 リ セ 氏 (X光線科)
- (以上職員)

津守氏の震災記録

震動と被害の最も激しかった九月一日より三日迄の様様に就いては、直接救済、消火作業に當つてゐた當時の總務部長津守豊治氏(現在東京芝浦電気株式会社副社長)が救護の傍ら認めた生々しい「震災記録」中よりその一部分を引用して、當時の慘狀を偲ぶこととする。

九月一日午前十一時五十分震動始る。十三號建物全壊。新倉庫東側半分倒壊、その他の建物大小の被害なきものなし。夕刻、病院を工員食堂北側露天、福利係及び柔道場に移す。死體の搬出に力むれども作業意の如くならず、激震休むことなし。十三號北寄りの高閣火を發す。用水タンクより吸水して消火に力むれども、火勢甚だ強く、火災のため壓倒者の燒死せんことを恐れ、極力防火をなせども到底及ばず、夜に入りて川崎町消防隊の來援を乞ふ。

之より先き田村(實一)、立川(龍)、清水(與七郎)、石井(伍四郎)、内阪(素夫)、吉岡(不二彦)、野口(專太郎)、河村(允明)等と相談の結果、社員にして自宅の安否氣遣はるゝ人は歸宅せしめ、若し家族安全ならば直ちに來社する様通達す。當夜は兎も角津守、清水全責任を以て應急作業をなすため居残る。社員にして居残る者三十名、工員の居残りし者及び夜に入りて駆付けし者五十名、之等の力を藉りて、十三號生存者の救助作業に取掛る。容易に救ひ出し得たる者佐藤進三氏外二、三名のみ。火は十三號建物床のビツチに燃え移りしが、同建物北側の高閣は古書類を入れ置きしため火勢甚だ強く、炎々たる劫火天に映じて凄慘極りなし。

夜十時本部を正門傍に置き萬事を統括す。即ち治療、炊出し、必需品の買入れ、勞力の雇入れ等獨斷專行す。然し地方一般の災害故必需品を得ること頗る困難にして、例へばハンマ、鋸、蚊遣り線香、米、蠟燭の些物に至る迄容易に得難し。但現金四百圓を所持し居たりし爲非常に便宜を得たり。

この日午後三時頃在籍根山副社長への旨急報すべく須永、深井兩社員を特派す。山口副社長はこの特派を俟たず、東京の變事を仄聞するや最も速き歸社の方法を考へ、三島へ陸行し、名古屋、大阪を経て舟行歸來せんとせしが果さず、大阪にて關係會社と製品配給に就き應急の打合せをなし、北陸を廻り、輕井澤を經、途中困難の極みを嘗めて六日歸社せらる。

二日朝、當社工員は倒壊家屋の破壊處理等の荒仕事に馴れず、救助作業意の如く進まず、爲に齋藤組に來援を求め、十三號その他の建物の鐵筋を切断すべく酸素を用ひ、極力破壊處理を急ぐ。火勢未だ衰へず、置々たる音響に伍して四方、室田、松山諸氏等の救ひを求める聲明らかに聞ゆ。焦躁長憐の情骨を咬むと雖も亦術なし。

職員共僚友を救ひ出すべく必死の努力を續く。一人を救ふ毎に萬歳を歡呼す。第三技術課の階上に工員三名遭難し居る旨聞き、手を藉り救助をなせども、時遅く死屍を見るのみ、慘狀目を掩はしむるものあり。午後、更に大林組より人夫を入れ救出、發掘をなさしむ。

三日朝來全従業員を數班に分ち、救出、醫療、物品供給、食事、警務等の夫々の作業に當らしむ。

三日二夜不眠不休の努力を續けたため、擔當職員の疲勞甚だしく、一は遭難生存者全部救出せしこと、一は〇〇襲來の畫語頻りに飛び自宅の安否氣遣はるゝに依り、作業は晝間のみにし、夜間は數十名宛交代宿直をなさしめ應急作業に當らしむ。火焰已に熄むと雖も號々たる白亜の牙城或は燒け或は潰え、一望焦野と化す。

臨時復舊部設置

當社は震火災の熄むと共に、直に臨時復舊部を組織し、極力復興を急いだ結果十月一日に至つて、二、三工場を除いて他は全部作業を開始し、次いで十一月初旬には全工場の作業を行ひ得るやうになり、茲に大略の復舊は成り製造を舊態に戻すことを得た。

この間に於ける製造上の被害は川崎工場のみ止つて、大井工場その他は全然異狀なく作業を續け得たので、電球その他各種製品の配給には殆んど支障を來すことなく、殊に震災後間も無い九月中旬には、交通運輸の不完全を慮り、應急の處置として、一と先づ倉庫を大阪及び仙臺の二ヶ所に移し、電球の全國的配給に萬遺漏なきを期した。

従業員に告示

尙ほ川崎各工場の被害が餘りに甚大であつたため、當時従業員の内には事業繼續に關して疑念を抱く者もあつたので、當社は九月九日、左の告示を掲げて全員を安堵せしめることに力めた。

告

一、本日出勤したる工員は明日必ず出社すべし

一、會社は極力復舊を急ぎ益々盛んに事業を繼續する方針なり。故に従業員各位は安心せられたし

一、被害最も甚だしかりし研究所及び技術部は俱に當社重要なる機關なるを以て、今回の被害を迅速に復舊し從來通り之を存續せしむる事に重役會に於て決定をみた

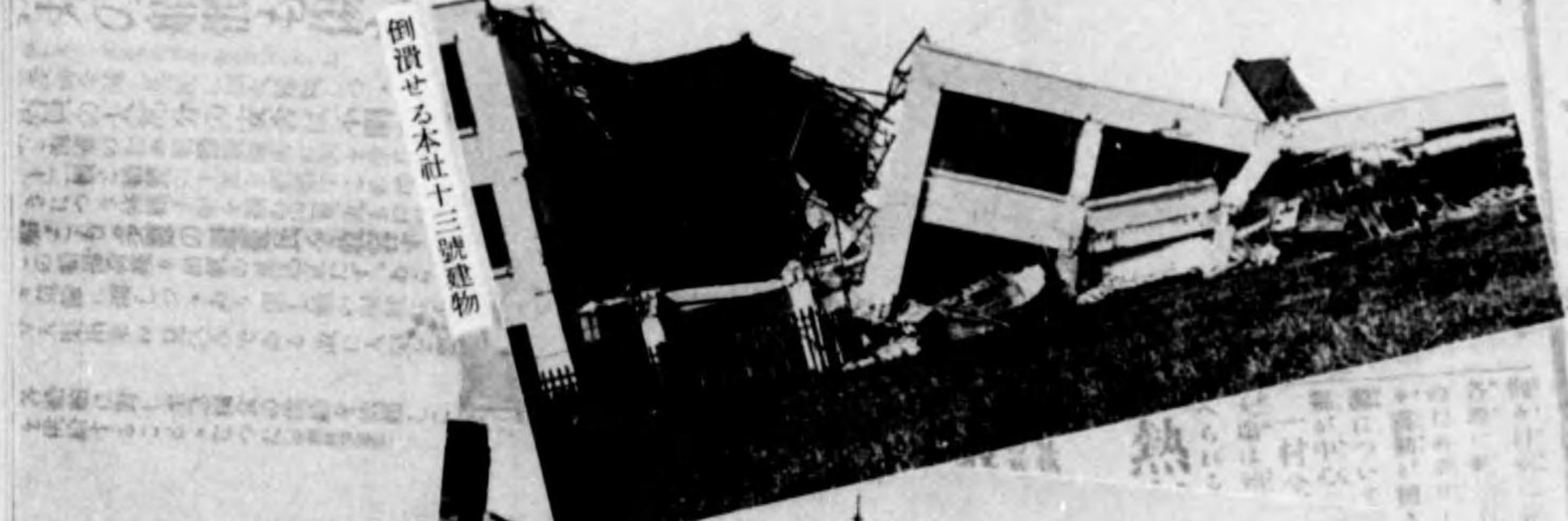
日本未曾有の大地震

関東東海方面の被害

東京市
火災四



天を捲く白晝の劫火



倒潰せる本社十三號建物



日本橋三越附近の惨状

凄惨な全滅地

救済第一船
午前中に三船積港へ
飲料水を載せ

大混雑
大混雑

東京全市焦土と化す



猛火に包まれた御前橋



川崎本社工場被害の一部



安否をたづねる貼り札を並べざる

止まず

一船渠破壊す

死傷者数知

御前橋
附近に激震

清水東京間
海上連絡

川も海嘯で全変

橋神田下谷
四は全部沈

山山火爆
噴煙天に

怖

八

状獄如
本最深刻

東京の死者
下見込

下見込

木

一、災害整理のため當分の内工場を休業す。但し休業期間は工員全員に對して休業手當を支給す。會社事業に就きての不安は一掃ありたし。
 ……云々

殉難者に對する弔慰

斯くて復舊作業に全力を傾注する傍ら不幸殉難せる人々に就いては、死體の搬出、假埋葬、供養並に遺族に對する弔慰等に最善の方法を講じ、その死を衷心より哀悼すると共に生前の功勞に對して夫々酬いる所あつたが、この間に於ける山口副社長及び各重役等の個人的な弔慰に就いては、特に銘記し感謝すべきものがあつた。

殉難者の社葬

次いで十月十六日、神奈川縣鶴見町總持寺に於て、社葬の禮を以て遭難者六十五氏の合同葬儀を執行し、その靈を厚く弔ふた。

當日、山口副社長は、

「今次ノ震災ハ古來多ク其例ヲ見ザル所ニシテ之レガ爲メニ我帝都ノ大半ハ焦土ニ歸シ我橫濱市ハ殆ンド全滅セリ而カモ人命ノ損失ニ至リテハ殊ニ其甚シキモノアリテ今日之ヲ回想スルモ尙肌ニ粟ヲ生ズルヲ覺ユ此間我社ノ損害亦尠少ナラザリシト雖物質上ノ損失ハ努力以テ之ヲ補フノ途ナキニ非ズ唯多數有爲ノ諸氏ニ至テハ何レノ日カ能ク之ヲ將來セン更ニ想フテ諸氏遺族ノ衷情ニ到レバ涕淚坐ロニ禁ズル能ハズ復言フベキノ辭ナシ唯我社々規ノ方法ヲ盡シ以テ諸氏ノ靈ヲ弔慰スルノ微意ヲ表セントス
 今齋壇ニ臨ミ諸氏ノ在リシ日ヲ追懷スレバ哀愁交々至リ言辭ヲ爲サズ恭シク微衷ヲ陳ベテ諸氏不滅ノ魂ヲ弔フ」と切々たる哀悼の意を陳べた。

第十一節 大戰後の電球需要と定價の變遷

大戰後の電燈界 歐洲大戰中並に大戰以後に於ける本邦電燈事業の趨勢は、一般經濟界の未曾有の好況と之が反動としての恐慌に引續く不況等目まぐるしい幾變轉を他所に、逐年進展の一途を辿り、全國各地を通じ電燈の恩恵に浴せぬ所無き迄に普及を見るに至つた。寔に電燈照明の普及發達は、近代科學文化の進歩と密接不離の關係にあつて、苟も文明國と稱せられる諸國に於て、之が發展を見ぬ所とはなく、かゝる趨勢は世界各國を通じての一般的な現象であつたのである。而して當時の我が國に於ける電燈普及の狀況は、大略左表の如きものであつた。

年次	項目	電燈取付燈數	電燈需用家總數	總獨光數	百世帶家當電燈需要數
大正五年		九、〇三五、四六八	三、七四四、一四一	九八、〇一一、一五三	三九
大正六年		一〇、三二七、三〇三	四、二四三、四三〇	一二三、〇五八、〇八〇	四一
大正七年		一一、九〇〇、六八三	四、八六〇、九七八	一四六、九一四、二五二	四六
大正八年		一四、一六七、六八五	五、六九四、五〇六	一八一、五三二、四六二	五三
大正九年		一六、一三七、八七〇	六、四二二、八五七	二一八、一五三、一四二	六〇
大正十年		一八、一一四、〇九五	六、九八五、八四五	二五六、一八一、一二二	六二
大正十一年		二〇、五二二、三二四	七、八九九、七一八	三〇七、一一三、七五七	七一
大正十二年		二一、六八七、八一〇	八、三〇五、二一八	三三四、一六二、三八三	七四
大正十三年		二四、四四七、六三二	八、七九六、九九一	四〇四、二一〇、六三五	七九
大正十四年		二七、三二〇、七四〇	九、六五二、〇五三	四六一、〇七三、五七六	八〇

(大正十五年電氣事業要覽ニ據ル)

電燈料金の状況 電燈の需要は前表の如く逐年遞増したが、大戦中より大戦後に至る間の電燈料金は、左表の如く却て大戦前に比して高騰した。これは當時の一般經濟界の趨勢に左右せられたと解する外はない現象である。

全國平均電燈料金増減表

年次	種類	従量キロワット時	定額十燭光	定額十六燭光
大正六年		一五・九 ^(機)	六二・八 ^(機)	八〇・七 ^(機)
大正八年		一九・三	六九・三	八五・六
大正十年		二一・〇	七五・三	九二・二
大正十三年		二二・二	七五・六	九一・一
大正十四年		二〇・七	七五・二	九〇・三
大正十五年		二〇・〇	七四・四	八九・四

當社工場の復舊と擴充 扱て前記の如く當社は關東大震災による災害の迅速なる復舊と、之を契機として製造設備に一層の擴充を行つた結果、同年内には既に災害前の生産能力に復歸し、越えて大正十三年以降は幾割かの増産を行ひ得るに至つたが、更に同年末には、多年の研究に係る當社獨特の最新式電球製造方法を一部に採用して良好な成績を収めたので、後之を全電球工場に實施しその生産能力を殆ど倍加せしめ得たのみならず、G・E會社より硝子棒曳機械の特許を購入して硝子製造作業の能率を著しく増進せしめたと共に年額數萬圓の工費を節約し得た外、大正十

五年初頭には、豫て設備中のアルゴン瓦斯製造所が竣工したので、低燭光瓦斯封入電球の製造範圍が擴大されると共に、當社電球製造材料の完全なる獨立を實現し得たのである。

電球の定價引下 斯くて當社は震災以降、工場設備並に機械の増設等に依り、着々大量生産の實現と努力の節約を圖つた結果、製造原價も相當低減することを得たので、當時一般經濟界が猶ほ高物價時代にあつたにも拘らず、大正十三年以降數次の電球定價引下げを斷行した。

即ち大正十三年四月一日には、マツダC電球の一部値下げを行ひ、次いで同年九月一日には、マツダB電球全部に互り約三割の値下げを斷行し、更に翌十四年二月一日には、マツダC電球六〇ワット以下を二割五分、一〇〇ワット以下を三割三分、其の他全部の種類につき二割強の大幅値下げを行ひ、同年十二月には、各種回線用マツダ瓦斯入電球六〇ワット以下全部に對して更に二割以上の値下げを行つた。

右の如き連續的な定價引下げの斷行は、一は當社の技術及び設備の進歩に基く大量生産と、一は電燈事業の發達に依る市場の旺盛な需要とに依るもので、このことは當時已に電燈の使用が近代的な社會生活の要素となつてゐた證據であつて、當社製電球の値下げが我國に於ける電燈普及の上に尠からず利便を興へたことは言ふ迄もない。

電球の合理化標準化 この間に於て、當社は電球の形態その他に就き注目すべき二つの改善を行ひ、更に一種の劃期的な新電球の製作に成功した。前者は即ち電球全部を無尖頭(チップレス)に改めたこと及びその品種の單純化を行つたことで、後者は即内面斃消電球の研究が完成して、その發賣を見たことである。

無尖頭電球 從來本邦に於て使用せる電球は、全部ガラス球に尖端を有するものであつたが、電球の日用品化に

伴ひ、尖頭のあることは種々の點に於て不都合が多いので、当社では大正十二年頃より之を無尖頭にする研究を進めて居たが、十四年八月に至つて遂に優秀なる無尖頭電球の製作に成功し、直ちにマツダC電球の一部に之を實施し、越えて十五年には特殊電球を除く全電球を悉く之に變更することを得た。而して無尖頭電球を工業的に製作し得たことは、單に形態上の問題のみでなく、實に電球工業上に一大變革を與へたものであつた。即ちチップ（尖頭）を無くした爲に生じた利益を舉げて見ると(一)取扱並に運送に由る破損率を少くした事、(二)取扱上チップに由る怪我をなくした事(三)チップをなくした、め電球の全長が短くなり、荷造費及び運賃等が節約せられた事(四)體裁が優美となつた事等である。

電球品種の單純化

嘗て真空タングステン電球のみの時代に於ても、電球の品種は相當複雑多種であつて、電球製造業者は勿論、電燈事業者、販賣業者に至るまでその取扱ひに不便を感ずること甚しかつたが、更に瓦斯入電球の出現するに及んでその種類は益々多くなり、大正十三、四年當時に於ては、内外市場に於ける使用電球の種類は、之を燭力、ワット、電壓、ガラス球等によつて類別すれば、その品種實に六千種に及ぶ有様であつた。従つて世界各國の電球業者間にも、夙に之を合理的に單純化することを企圖しつゝ、あつたが、電球個々の沿革、使用者の趣味等、各種の事情に因つて容易にその實現をみるに至らなかつたので、當社は獨自の見解を以て大正十五年十一月一日を期して、第一次の標準品種の統一を行ふこととした。

即ち、ワット、燭力等の變改整理は到底一朝一夕に實行不可能であるので、先づ實際問題として、全電球を常時ストックをすべき一般電球と、特別の用途に供せられる特殊電球とに大別し、この内一般電球については使用者側の日

常に不便を生せぬ程度に統合單純化を行ひ、特殊電球については、需要數の一割内外の過不足は需要者側の責任負擔として、この種電球の常時貯藏を全然廢止することとした。

この第一次整理に依つて、形に現はれた著しい統一單純化は期せられなかつたが、當社の内部的關係に於ては、從來の如き多種電球の貯藏設備並に之が整理、點檢、運送等に要する多額の經費を節減することが出来、延いては生産原價の負擔を軽くし得たのであつた。

内面艶消電球

從來とても電球光源からの直射光線を柔らげ、且その眩輝を防ぐ意味から、ガラス球の艶消は行はれてゐたのであるが、是等は何れも外面艶消方法に依るもので、この艶消をした爲に電球の光度を低め、且塵埃や油脂の附着によつて光度を低下せしめる缺點があつた。

當社研究所副長不破橋三氏は、この外面艶消による硝子球の缺點を除去するため、多年研究を積んで居たが、遂に大正十四年硝子球を内面艶消にすること及内面艶消電球を製作する方法の發明に成功し、在來の外面艶消の缺點を一掃すると共に、電球工業上に於ける劃期的な進歩を將來せしめるに至つた。不破氏と殆ど時を同じうして、米國に於ても、G・E會社研究所技師マアビン・ピプキン氏(Marvin Pipkin)によつて内面艶消電球の製作を完成せしめたが、本邦に於ける内面艶消電球の最初の特許は、ピプキン氏の特許に先だつて不破氏に依つて獲得されたのである。

よつて當社は、翌大正十五年三月一日より、真空電球を内面艶消せるものを「新マツダ電球」、又瓦斯入電球に内面艶消を施したものを「新マツダ瓦斯入電球」と稱して發賣したが、在來の電球に比して性能上格段の優秀さを示したのみならず、その定價も在來の電球と同値であつたため、發賣後疾風の如き賣行を示し、その販賣數量も數年ならずし

て当社製電球の殆ど大半を占めるに至つた。

商標の統一

従来當社の商標は各製品毎に異なつて居た爲めに種々の不便を感じて居たので、震災後之を(多)の商標に統一することに決定し大正十四年五月先づ此の商標を電球に使用し始め、漸次他の各製品に及ぼして昭和六年十一月には遂に全部の製品に使用するに至り、茲に商標の統一を實現することを得て今日に及んで居る。

第十二節 震災後の設備充實

工場の新築及修繕

關東大震災によつて全般に互り大損害を蒙つた川崎工場の建家は極力作業の復舊を急いだため、その再建築又は補修工事は、單に一部の修繕乃至假建物を建設するに止め、本格的な復舊工事は後日に譲ることとしたのであつたが、製造事業の目覺しい進展に伴つて、長期間假建物による作業の不便を痛感するに至つたので、大正十三年初頭より、永久的工場の新築並に完全なる補修工事に着手することゝなつた。

即ち大正十三年末より翌十四年にかけては、第三十三號建家(電球及び半成品倉庫)、第三十一號建家(機械工場)、第三十二號建家(電球貯藏倉庫)、第三十四號建家(研究所)、第三十五號建家(研究室)、第三十六號建家(蓄電池室)、第三十七號建家(伸縮工場)、第三十八號建家(貯藏倉庫)、第三十九號建家(應接室)、第七號建家(研究所)、第九號建家(瓦斯工場)、第二十五號建家(材料倉庫)、第二十二號建家(器具工場)等の新築並に修築工事が相次いで竣工を告げ、十四年末には第八號建家(器具工場)、第十八號建家(コンパウンド工場)及び第四十一號建家(藥品倉庫)等が竣工し、更に翌十五年十一月に至つて第四十號建家(新館事務所)の新築工事成るに及び、茲に復舊全工事の竣成を見、震災以前にも

増した偉容を備へるに至つた。

而して是等の諸建物は、震火災の苦き經驗に鑑み、殆ど總べてを堅牢なる鐵骨鐵筋コンクリート造りとなし、不時の震動又は火災に際して被害を最小限度に止め得る様十分なる研究と考慮とを加へて設計され、又内部の機械設備に於ても殆ど全部に互つて舊態を改め、専ら設備の合理的運用による勞力の節約と、作業能率の増進に基く大量生産の遂行に副ひ得る様各種の點において考慮が拂はれた。

斯くの如く川崎工場の修築、充實を行ふ傍ら、大正十三年七月には、既設の小倉工場を擴張するために、福岡縣企救郡板橋町字中津江所在の地所約一萬五千二百餘坪並に工場建物及び附屬設備一切を購入したので、茲に当社電球工場は川崎、大井及び小倉の三箇所に存在することゝなり相互に作業能力を砥礪することゝなつた。

震災後の増資 當社は大正十三年九月二日開催の臨時株主總會に於て、現在資本金壹千萬圓に壹千壹百萬圓を増資して、その資本金を倍額以上の貳千壹百萬圓とし、その拂込金を以て工場の整備、擴張に充てると共に、來るべき多角的企業經營に備へた。

當社の新製品

因に震災後に於て發賣せる當社の新製品は次の如くである。

大正十三年 電氣計器—I—3型積算電力計。照明器具—ハイウエイ器具、トロチヤリヤA型及びB型。研究所製品—石英水銀弧光燈、透明熔融水晶、弗酸、マツダ光電管、タンガー整流器、マツダブラウン管、トリエーテッド・タンダステン織條、真空管一九九型、二〇一A型、二〇二型、二〇三型等、サイモフオンA型。

大正十四年 照明器具—サテンセード、X線管—深部治療用高級レントゲン管球。研究所製品—真空管二〇四型、二〇六型、サイモフオンA-2及びB型、タンダステン弧光燈用スターター、二〇萬ボルトH型タリーリツチ管球、一〇〇アンペア水銀整流器、螢光燈、新型タンガー整流器、



時進時進

三球式サイモフォンC型。

大正十五年 照明器具—屈光エキステリヤ。配線器具—A スナップ・スイッチ、ヒーター・スイッチ、モーター・コントロール・スイッチ、ホルダー・ソケット。研究所製品—ラヂオ用避雷器、ネオン放電管、スピーク・ヘトログイン、光電池、二〇八型真空管、バラストランプ、大型ホトエレクトリックセル、水冷装置附クーリッツ管球、携帯用ラヂオ受信器。

尙ほ轉賣品として屋内配線用コンセント・チューブ及ワイヤー・モールドがあつた。

關係會社との連繫

斯く當社は震災後事業の内部的強化充實を圖ると共に、更に關係會社及び同業諸會社との連繫を緊密にし、以て斯界に於ける當社の地位を愈々鞏固ならしめることに力め、大正十五年十二月には、京阪地方に於ける當社の關係會社たる日本電球株式會社と關西電球株式會社とを合併せしめて、新に京都市下京區四條通御旅町四三番地に關西聯合電球株式會社（資本金七拾萬圓）を設立し、マツダ製品の販賣配給に當らせることとした。

斯くて當社は、大正二年七月本社の川崎移轉以後十有餘年の間に、對内的には事業、設備を擴張充實すると共に對外的には着々同業諸會社との連繫を緊密にして、本邦事業の大道を驀進し來つたが、この間に築き上げられた堅實なる社礎と、嶄新にして豊富なる事業上の知識とは相俟つて、昭和の新しき聖代を迎へると共に、當社も愈々茲に躍進時代に進み入ることとなつたのである。

重役の異動

尙ほ震災後の人事異動としては、大正十三年十二月三十一日には取締役大井才太郎氏、翌十四年十二月十四日には取締役立川勇次郎氏が夫々逝去せられたため、大正十五年六月二十二日開催の定時株主總會に於て之が補缺選舉を行ひ、立川龍、エッチ・ユー・ピヤース（H. U. Pearce）の兩氏が取締役に、石井伍四郎氏が監査役に夫々當選就任した。

第六章 躍進時代

(昭和二年より同十四年まで)

第一節 時代の進運に伴ふ当社事業範圍の擴大

昭和年代に於ける當社の進路 當社は大正の初頭よりその末期に至る十五年間を通じて、堅實なる經營方針の下に著々其業務を進展せしめ、電球工業を根幹として真空管工業に及び更に各種家庭用乃至醫療用電氣機器の販賣にまで進出したが、昭和年代に入るに及んで一層綜合的電氣機器製造會社の形態を整備する方向に進み、時代の進運に順應して將來性に富み規模の擴大を要する新製品は逐次新會社を設立して其業務を擔當せしめ、當社は親會社として之を統督する形式の下に著々その事業形態を多角的に推擴整頓し、今や電氣科學工業會社としては之を歐米の第一流同業會社に比するも遜色なきまでの地歩を確立し得るに至つた。而してこの事は單り當社の本懐であるのみならず實に我が國の電氣工業界のために祝福すべき一事績であると思ふ。

然し乍ら、そのこゝに至るまでには財界の景氣幾變轉する動亂の中にその風波を凌ぎつゝ幾多の年月を重ねた不屈不撓の努力の集積であつて、其の間に於ける當事者の苦心經營は非常なものであつたが、幸に國運の興隆に導かれて大體順調に經營の歩を進めることを得て當社の今日あるを致したのである。以下昭和年代に於ける當社の歩み來れる足跡に就て其概要を記述する。

財界の動亂と當社 昭和二年三月、當時財界の癘であつた震災手形處理に關する政府の失言に依り、本邦金融界は未曾有の混亂に陥り、各地銀行の支拂停止や休業が相踵いで行はれ、金融動亂、取付騒動は全國的に波及するに至り、次いで政府の緊縮政策の強行、金解禁の斷行等に依つて一般經濟界は空前の不況時代を現出するに至つた。之に伴ひ電氣事業界も多大の影響を蒙り、業績不振と各種難問題の續出とに依つて一大難局に當面したのであるが、當社は幸にも半平たる需要地盤を確保して居たので、營業上何等の動搖を受けることなく、却つて之を轉機として、當社の有する底力を活用して製造販賣品目を増加し、且企業上にも、多角的に電氣工業界の凡ゆる分野へ進展する態勢を整へ得た。

家庭電化の促進 而して之が第一着手と看做されるのは、内外の一流電氣會社から家庭用電氣機械器具や配線材料等を仕入れ、之を轉賣することにより家庭電化の促進を圖つたことである。

我が國の發電力は、大正十五年末の調査に據ると既設のみで優に三百萬馬力を越してゐたが、その負荷率は六〇乃至七〇%に過ぎぬ有様であつて、而も我が國の全發電力推定量一千二百八十萬馬力の内、猶ほ未だ一千萬馬力近くが未開發の儘残されてゐた状態であつたから、之が開發の進捗に伴つて日常生活に電力をより多く利用することは、電力の適正な消費を圖る上に於ても亦現代文化生活を營む上から見ても喫緊事であつた。

茲に於て當社は、昭和二年三月、從來營んで居た百數十種に上る屋内屋外照器具、配線器具等の製造轉賣の外に、更に芝浦製作所及びG・E會社その他米國諸電氣會社等と家庭用電氣機器類の代理（輸入）販賣に關する契約を締結し、同年八月よりは是等の大量轉賣業務を開始することとした。而して當時の新轉賣品及び製造者は左の如くであつた。

つた。

(新發賣品)	(製造者名)
(1) 電氣扇(卓上用、天井取付用、通風用)	芝浦製作所
(2) 芝浦電熱器具各種	同 前
(3) 家庭用電動機(スモール・モーター)	同 前
(4) 電氣美容竝に理髮用器	同 前
(5) ホットポイント電熱器具各種	同 前
(6) ホテル、レストーラント及びペーカリー用大型電熱器各種	同 前
(7) 自動電氣皿洗機	ウォルカー・デイツシユ・ウオツシヤ・コーボレーシヨ
(8) 自動電氣床磨機	セント・カンパニー
(9) 電氣真空掃除機	エレクトリック・ヴァキユム・クリーナー・カンパニー
(10) 自動電氣冷蔵庫	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー
(11) 電氣自動ポンプ	デイトン・ポンプ・エンド・マニユファクチュアリング・カンパニー
(12) 電氣洗濯機	エレクトリック・ハウスホールド・ユードイリテイス・コーボレーシヨ
(13) 自動電氣工具	エレクトリック・マグネティック・ツール・カンパニー
(14) 自動電氣時計	ワイルン・テレクロン・カンパニー

然し當時に於ては遺憾ながら電氣料金が概して低廉でなかつた爲、是等優秀な電氣機器類の利用は極めて特殊な領域に限られ、販賣數量の如きも殆んど數へるに足らぬ状態であつたが、その後漸次電氣が電燈以外の熱源として、或は家庭内の動力として採用されるに至つて、簡易で安全な家庭電氣機器の使用者は頓に増加し、昭和四、五年以降に於

ては、各機器共販賣數量は著しき増進を示すに至つた。就中G・E會社製電氣冷蔵庫は、その性能の優秀と、當社の簡易な販賣方法とによつて逐日その需要を増加し、遂に本邦他製品を凌駕して壓倒的地位を占めるに至つた。

マツダ照明學校の開設

かく當社は是等電氣機械器具類の輸入轉賣を行つて家庭電化促進の一助たらしめたが、更に同二年七月には、第二十五號建物内にマツダ照明學校を開設して、一般照明知識の普及發達を圖ると共に、家庭電化の實地教授と最新式の屋内配線方法の實物説明をも併せ行ふこととした。

當社は大正三年末照明課設置以來、十數年に互つて本邦照明界並に照明技術の發達に多大の努力を拂つて來たが、電燈事業の飛躍的な發展に基く近代生活複雑化は、經濟的にも、將た又衛生的見地からも、益々電燈照明の適正な使用を必要とする情勢となつたので、茲にマツダ照明學校を新設して、從來當社に於て研究された照明上の成果を照明全般に互り模範的な設備として、一堂に蒐め、來觀者に優秀な照明とは如何なるものなるかを一見して理解せしめるやうにしたのである。

マツダ照明學校開設の目的乃至使命と稱すべきものは、大略左の五項に要約される。即ち、

- (一) 高遠な學理を平易に了解し得るやう、實驗設備を施して何人でも一見して之が利用をなし得る事
- (二) 電燈事業に關係する人々に參考資料を提供して需要家に對するサーヴィスの安全を期する事
- (三) 最新式の各種照明方法の實物教授
- (四) 有效適切な屋内配線法の實物教授
- (五) 家庭電化の實物教授

而して照明學校は、右の趣旨に基き開設以來、單に電燈事業或は照明、建築等の關係者のみならず、廣く一般の人々にも公開して、些かでも照明知識の普及に資するやうに力めてゐるが、見學者は年々その數を増し、現在では一ヶ月平均數千人を算へる有様である。

照明講習會

照明學校の開設に先立つて、當社は大正十一年六月、本邦各地電燈會社從業者を講習員とし電燈、照明に關する技術的知識、照明方法の實際、或は電燈需要家に對する指導並にサーヴィス等に就き研究教授をなす目的を以て、當社内に「照明講習會」を開催し、爾來この講習會は現在に至るまで春秋二回に互つて續開せられ、電燈事業に携る人々の照明知識の向上と我が國照明界の發達に貢獻するところ尠からざるものがあつたが、照明學校開設以降は、講習會場を照明學校とし、理論のみならず、照明設備の實際についても研究指導をなし得た爲め、從來に比して一層多大の効果を收め得るやうになつたのである。

第二節 電球工場の擴充と研究所の新築

小倉工場の竣工

當社は關東大震災の被害に鑑み、爾來可及的に製造工場を一箇所に集中することを避け、以て天災地變による事業上の打撃を最小限度に止める方針を執つたが、此方針の下に豫て購入した福岡縣企救郡板橋町に於ける一萬五千餘坪の敷地に増築中であつた小倉工場は、昭和二年八月に至つて建築工事の竣成をみるに至つたので同年九月、從來の小倉市室町六五番地にあつた舊小倉工場（元大正電球株式會社工場）の設備一切を新設工場に移し、直ちに操業を開始した。同工場は建家二十一棟、建坪三千四百六十五坪の大電球工場で、當社の電球製造部に於ける樞

要は一翼となり、現在九州全土及四國方面に對する供給は、全部同工場製品を以て之に當てゝゐる。

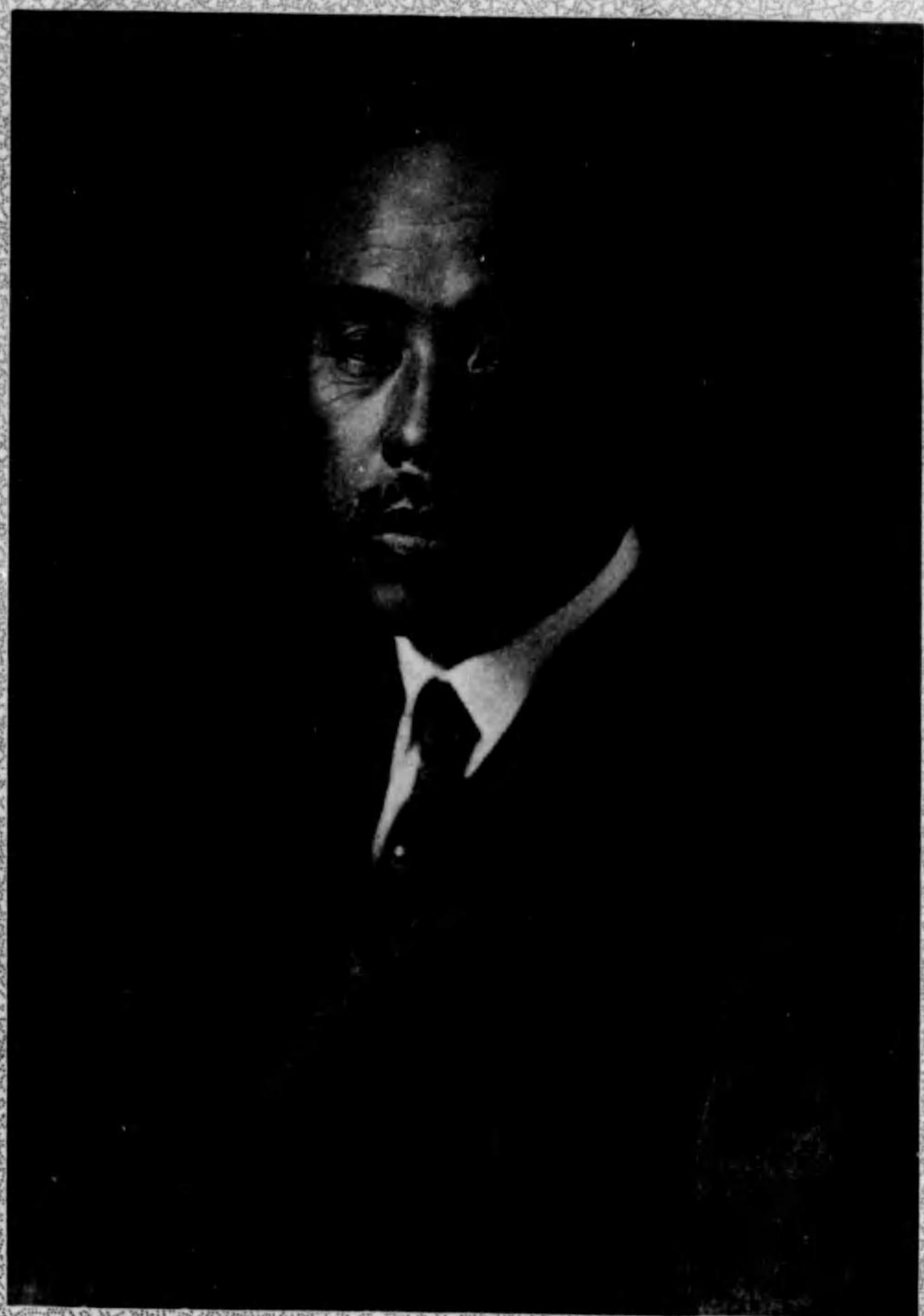
川崎工場の増設

この小倉工場の竣工によつて當社は關東に川崎、關西に大阪、九州、小倉の三大電球工場を有することになつたので、天災地變による災害を最小限に止める意味の工場分散施設は略ぼ目的を達したのであるが、更に電球大増産計畫の歩を進める爲めに川崎工場内に工場の増設を行ふこととなり、昭和三年五月、建設豫算六拾萬圓を計上して、舊第十三號建物敷地跡に鐵筋コンクリート造り三層樓の電球工場（第四十五號建物）を新設した。而して同工場は單に生産能力の點に於て他工場に比して一頭地を抜くのみならず、換氣、保溫、衛生、防災等の諸設備に於ても殆ど完璧に近く、數多い當工場中でも模範的工場である。

大連工場の新設

更に當社は、滿洲及び支那市場に對する積極的な進出並に製品の適正迅速なる製造配給を期する爲に、大連に電球工場を新設することになつたが、當社が大連工場を新設するに至つた直接の動機は昭和五年七月従來滿洲に於て電球の製造を行つて居た南滿洲鐵道株式會社の電球工場が、その製造を中止することになつたので、當社は同社の所有に係る販賣圏の讓與を受けると共に、此機會に於て一層滿洲方面に於ける當社の地盤を擴充するたために、工場を新設することに決したもので、昭和六年二月、先づ工場敷地として大連市秋月町二〇番地に三千九百餘坪の地所を購入して、直に電球工場の新築に着手し、同年十月、建築工事の竣工を俟つて操業を開始し以て滿洲に於ける電球市場の要球に順應した。

而して同工場は昭和十二年六月、當社の企畫經營に係る東京電氣股份有限公司（本店新京特別市大同大街第三〇一號大連市榮町三五番地所在、現滿洲東京電氣會社）の設立に伴ひ同社所屬となり、現在では同奉天工場（滿洲國奉天鐵西區南二路四二番地所



取締役社長
山口喜三郎氏

在)と共に、新興滿洲國竝に北中支方面に於ける電球市場の活潑なる需要を充してゐる。

當社工場の概観 以上により當社工場(主として電球工場)の建設は一應完成を告げるに至つたが、是等各工場の敷地、建家數、建坪、並に延坪等は左記の如くである。(昭和六年末現在調査に據る)

(工場名)	(地坪)	(棟數)	(建坪)	(延坪)
川崎工場	四一、〇二坪	七八棟	一三、〇九四坪	二六、四三四坪
大井工場	八、二五三	一四	二、八一七	三、二二二
小倉工場	一五、八八八	二一	三、四六五	三、八五四
大連工場	三、九一八	四	四九一	四九一
大阪工場	八、二六二	二二	一、九二一	四、二三四
合 計	七七、三四二	一三九	二一、七八八	三八、二三五

研究所の新築

尙ほ關東大震災の際甚大の損害を受けた當社研究所は、其の後直ちに復興に努め漸次陣容を整備し得たが、研究所の使命は益々重要を加へ来るので、その設備の充實を期して、數拾萬圓の豫算を以て昭和二年の初頭より四階建鐵骨コンクリート造り總床面積一、三三二坪の新築に着手し、一年有餘の日子を費して、昭和三年六月に至つて竣工を見、捲上重來の意氣を以て電氣科學工業の基礎的研究に一層精進すると共に各種研究所製品の製造殊に無線用真空管の製作に懸命の努力を拂ひ、著々其成績を挙げたが、昭和九年には更に總床面積約七〇〇坪餘の大増築を行ひ、本邦有數の研究所たる體容を整へ、研究員百數十名を擁し、年々七、八拾萬圓の研究費用を計上して電氣科學工業の凡ゆる部門に互つて眞摯な研究を續け、新製品を生み出しつゝあるが、それ等の詳細に互つては本史「研究

所篇」に譲ることとする。

山口氏社長となる この間昭和二年六月十三日開催の重役會に於て、ジェー・アール・ゲリー氏の辭任に伴ひ専務取締役副社長山口喜三郎氏が専務取締役社長に就任して當社代表者となり、ゲリー及びオー・ブルスマンの兩氏は同副社長に就任した。次いで昭和四年九月には、業務執行上の輔佐機關として新に取締役に非ざる副社長制を設けて、當時當社の最高職員にして大阪電球株式會社専務取締役の任に在つた田村貫一氏を擧げて之に就任せしめ、事業運営の上に一段の強味を加へた。

第三節 傍系會社の新設

昭和初期の財界 昭和の初期は財界の動搖甚しく各事業共著しくその安定性を缺いたのであるが、當社は傳統的の堅實なる經營によつて一面内容の充實に努めると共に、他の一面に於ては且は將來の發展に備へ、且は單一事業に依存することによる危険性を脱却すべく、業務範圍を擴大して多角的經營に推移する工作を進めて行つた。而して當社が多角經營に向つてのその歩を進めた最初のものとして擧ぐべきは蓋し左記諸會社の新設であらう。

川北物産株式會社の設立 大阪市北區堂島通り一丁目所在の株式會社川北電氣企業會社（資本金六百萬圓、社長川北榮夫氏）は、嘗て當社製品の販賣に關して緊密なる提携を結んでゐたが、同社の營業不振により、當社は從來同社の手を通じて行つてゐた主なる得意先との商取引を確保する爲、同社より一部の出資を得て、昭和二年九月、資本金貳拾萬圓の川北物産株式會社を創立した。同社は、本社を東京市麹町區丸ノ内一丁目六番地東京海上ビルディング内に置き、當社製品並に一般電氣機械器具の販賣を行ひ、後乾電池ケースの製造に著手するに及び社名を東京電氣商事株式會社と改めた。（本史關係會社篇「東京電氣商事株式會社」參照）

電氣金融株式會社の設立 當社は我が國に於ける電氣事業の發展を助長する一方法として、昭和三年九月、資本金拾萬圓を以て東京市麹町區内幸町一丁目二番地に電氣金融株式會社を創立した。之は一方に於て特定需要家たる電燈會社を援助し、他方に於ては一般需要家への仲介機關たる電氣商を援助して相互取引の圓滑増進を圖ることを主要目的としたものである。同社は後、營業目的を擴張すると共に社名を日本電興株式會社と改め、現在資本金五百五十萬圓、借入金總額四千萬圓をして、當社多角經營の樞要なる一翼をなしてゐる。（本史關係會社篇「日本電興株式會社」參照）

大同信號株式會社の設立 當社は、昭和四年十月、關係會社たる大同電氣株式會社鐵工部を分離獨立せしめ、信號機、警報機、遮斷機、轉轍器等の製造販賣を目的として大同信號株式會社を設立した。同社は設立以降經濟界の變動に依り、幾度か難局に遭遇したが、最近に於ては社體漸く強固となり事業も漸次順調に向ひ、製品も信號機類及び通票閉塞器類等大小數十種の多きに上つてゐる。（本史關係會社篇「大同信號株式會社」參照）

日本醫療電氣株式會社の設立 當社は大正五年、X線管及びX線發生裝置の製作並に販賣を開始して以來、逐次一般醫療電氣機械器具類の製作をも行ふに至つたが、當時の組織としては、製造方面は醫療機工場が擔當し、販賣方面は販賣部内の醫療電氣部が之に當つてゐた。然し事業の順調なる發展と、製品種目の増加に伴ひ、之が販賣業務の擴充を圖る必要を生じ、昭和五年十月、資本金拾萬圓を以て、東京日本橋區通一丁目一番地野村ビルディング

夕内に標記の會社を設立し、醫療機器に關する販賣業務一切を同社に委譲し、之が販路の擴張を圖ること、した。爾來當社の醫療機器製造事業の發展に伴ひ、同社も益々繁榮に赴き、現在では資本金五拾萬圓を擁して、當社製品のみならず、他の諸會社製作に係る各種醫療電氣機械器具類の販賣をも併せ行つてゐる。(本史關係會社「日本醫療電氣株式會社」參照)

第四節 關係會社の整理と販賣網の擴充

世界的の財界不況 昭和四年(一九二九年)十月、米國證券界に突發した恐慌は、米國始め歐洲諸國に於ける信用膨脹の上に築かれた空景氣を根本的に覆滅し、列國をして世界的不況の渦中に沈淪せしめるに至つた。茲に於てか翌五年歐洲各國共之が對策として一齊にデフレーション政策を採り、各自國內經濟の回復に力めたが、その結果各國共に世界的な不況の重壓に抗し切れず、資本の流通は益々梗塞され、金利及び物價の續落と相俟つて不況は益々深刻化されるに至つた。

一方、我が國においても、昭和四年七月、濱口内閣の成立するや、政府は國內經濟界不振の打開策として消極政策を採り、公債非公募主義、財政の緊縮、個人經濟の節約等専ら緊縮政策を強行し、更に翌昭和五年一月には、國內經濟界の根本的立直しと安定回復を目的として金解禁を斷行したのであるが、然し世界的不況に基く各國間の經濟對立、關稅戰、國際貿易の萎縮等は却つて逆効果を將來し、解禁は豫想以上のデフレーション的打撃を與へて、本邦財界を沈衰の極に陥れ、國內購買力の萎縮に一般商工業界は慘澹たる不況裡に彷徨し、事業會社は軒並みに減配し、減

資、解散の否運に見舞はれた會社も夥しい數に上つた。

この間にあつて、本邦電燈事業界も亦甚大なる打撃を蒙り、電燈電力需要高及び販賣電力量の著減と餘剩電力の激増等に依つて、各社共營業成績は愈々低下し、暗澹たる沈滞状態に陥るに至つた。

當社の内容充實工作 かゝる國內經濟界一般の不況と且は電燈事業の萎靡に依つて、當社製品の販賣高も亦著しき減少を來し、營業状態も尠からず打撃を受けるに至つたが、この間當社は此不況に處する對策として販賣機構の整備充實を圖ると共に生産の合理化經營を行ひ、先づ社礎を堅實にして一般的不況の影響を可及的僅少な程度に喰ひ止めると共に、應て來るべき電燈事業界の景氣回復期に備へる陣容を整頓した。

而して是等の内容充實工作の内、特記すべきは、(一)從來關係會社として電球その他電氣器具類の製造乃至販賣に従事してゐた各電球會社を合併して經營の單一合理化を圖つたこと、(二)東京市内及び地方主要都市に販賣會社を新設して、全國的な小販賣網の開發に著手したこと、である。

關係電球會社の整理 當社關係會社中の帝國聯合電球、關西聯合電球、大日本電球及び大正電球の四會社は、當社の全國的な販賣配給網の樹立に伴つてその使命を果したので、昭和五年十二月二十四日を以て一齊に之を當社に合併解散し、大阪電球株式會社も一旦之を當社に合流すると共に、直ちに新大阪電球株式會社を設立して新組織の下に當社の一翼としてその營業を繼續せしめること、した。而して是等諸會社の合併に依つて、當社は從來の資本金貳千百萬圓を倍額増資して四千貳百萬圓とし、社礎を充實すると共に將來の發展に備へることを得たが、特に是等諸會社の合併に關しては、貯藏品並に有價證券等を極力堅實に評價し、且合併後に於ては、資産償却を利益金處分の事前に



當時に於ける當社の株券

行ふ等の方法を講じたので、當社の内部的資産状態は愈々堅實の度を加へるに至つた。

尙この合併に伴つて、経営並に技術上の輔佐諮問機關たる顧問及び囑託の陣容強化を行ふこととなり、顧問には木村駒吉(前大阪電球株式會社取締役)、吉村鉄之助(前大日本電球株式會社長)、伊藤傳右衛門(前大正電球株式會社長)、の三氏を、囑託には星野行則(前大阪電球株式會社監査役)、木原敏胤(前帝國聯合電球株式會社常務取締役)、根岸鐵太郎(前帝國聯合電球株式會社監査役)、奥村龜太郎(前大日本電球株式會社常務取締役)、武田孟(前關西聯合電球株式會社常務取締役)、山本信雄(前大正電球株式會社常務取締役)の六氏を依頼した。

來同社をして當社製品の販賣業務に従事せしめることとし、更に昭和七年十一月には關西方面に於ける販路の擴張を目的として、株式會社川崎電球製作所(大阪市北區北同心町二ノ三 資本金百萬圓、社長江崎政忠氏)を買収合併して、同方面に

おける供給地盤を確立した。

小賣販賣網の擴充 關係會社の整理と並行して、當社は更に全國の電氣小賣店に對する配給機能を完備し小賣販賣網の擴張を行ふ爲に、東京市内は勿論、全國各主要都市に販賣會社を新設して、各地出張所と密接な連繫の下に、マツダ製品の全國普及を圖ることとした。

左に、昭和五年以降に設立した當社製品の販賣會社を、略々設立年代順に掲記し、小賣販賣方面への陣容整備の状況を示すこととする。

壽美屋電氣株式會社	所在地 静岡市札之辻町一四番地	資本金 參萬圓	設立年月 昭和五年一月
城南電氣株式會社	所在地 東京市芝區仲門前一丁目三番地	資本金 七萬圓(全額拂込済)	設立年月 昭和五年四月
城北電氣株式會社	所在地 東京市本郷區本郷二丁目一八番地	資本金 七萬圓(全額拂込済)	設立年月 昭和五年四月
株式會社中央電氣商店	所在地 東京市神田區須田町一五番地	資本金 七萬圓(全額拂込済)	設立年月 昭和五年四月
山手電氣株式會社	所在地 東京市四谷區荒木町二七番地	資本金 七萬圓(全額拂込済)	設立年月 昭和六年二月

因に右四會社は、東京市内を四分し、各自區域に於て小賣店に對し懇切なるサービスを爲すことを主たる目的として着々供給地盤を形成しつゝあつたが、之が基礎的な開發工作の終了と共に、昭和九年七月、新設の東京マツダ販賣會社に合流して、現在では同社の販賣機關として、

専ら市内の小賣業務に當つてゐる。

株式會社金港電氣商會

所在地—横濱市中區辨天町四丁目六四番地 資本金—參萬圓(全額拂込済) 設立年月—昭和五年九月

因に同社は横濱市内に於けるマツダ製品の小賣販賣機關として設立されたが、昭和十一年末、その業務を東京マツダ販賣株式會社に譲渡して解散、現在では同社横濱營業所となつてゐる。

愛京電氣株式會社

所在地—名古屋市中區武平町四丁目一〇番地 資本金—參萬圓(全額拂込済) 設立年月—昭和六年九月

同社は名古屋を中心とする近縣一圓に於ける小賣並に卸賣機關として設立され、後社名を名古屋マツダ販賣株式會社と改め、現在では大井川以西及び中京一圓に於ける當社全製品の配給會社となつてゐる。

平安電氣株式會社

所在地—京都市下京區四條通御旅町四三番地 資本金—參萬圓(全額拂込済) 設立年月—昭和七年二月

東青電氣株式會社

所在地—青森市大字寺町三六番地 資本金—五千圓(全額拂込済) 設立年月—昭和八年二月

大分電氣株式會社

所在地—別府市秋葉通八丁目 資本金—五千圓(全額拂込済) 設立年月—昭和八年五月

阪神共同電氣株式會社

所在地—大阪市西區京町堀上通一丁目三八番地 資本金—拾萬圓(全額拂込済) 設立年月—昭和八年七月

東京マツダ販賣株式會社

所在地—東京市芝區新橋一丁目三番地(後、同市神田區花房町六番地に移轉す) 資本金—貳拾六萬圓

(全額拂込済) 設立年月—昭和九年七月

福岡マツダ販賣株式會社

所在地—小倉市室町一丁目四二番地 資本金—拾萬圓(全額拂込済) 設立年月—昭和十年四月

中國マツダ販賣株式會社

所在地—岡山市内山下三二番地 資本金—五萬圓(全額拂込済) 設立年月—昭和十二年八月

北陸マツダ販賣株式會社

所在地—金澤市下堤町三五番地 資本金—參萬圓(全額拂込済) 設立年月—昭和十二年八月

是等の各社は、當社各製品の卸賣機關として設立され、夫々の地方に於て専ら小賣販賣の擴張に力めつつあつたが、この内東青、大分の兩會社は、その使命を一應果すと共に業務一切を夫々仙臺出張所並に福岡マツダ販賣株式會社に譲渡して解散し、又阪神共同電氣株式會社は、昭和十二年商號を大阪マツダ販賣株式會社と改め、次いで同年末には平安電氣株式會社を合併し、現在では京阪神及び近縣一圓における總配給業務を行つてゐる。

賣店の新設

以上の如く當社は全國各地に販賣會社を新設して、卸賣業務の發展を圖つたのであるが、直營販賣店に就て云へば、大正三年四月東京銀座に小賣課設置の當初から宣傳の目的を以て銀座賣店を開設し、小賣課が大正四年四月第二課に吸収されて後も、依然賣店として直營を營んで居た。又大阪は大正十二年八月堂島ビルディング内に直賣店を設け、電球の小賣を行つてゐたが、昭和六年八月には、東京に新に新宿賣店を設置し、同七年末は元關西聯合電氣會社の陳列場を利用して之れを京都賣店とし、是等賣店には各種のマツダ製品を陳列してその使用方法を實驗することにより、店頭購入者の便宜を計るは勿論、一般人に對する電氣器具の知識普及にも役立たせる仕組としたのである。

尙ほこれ等の賣店の所在地は次の如くである。

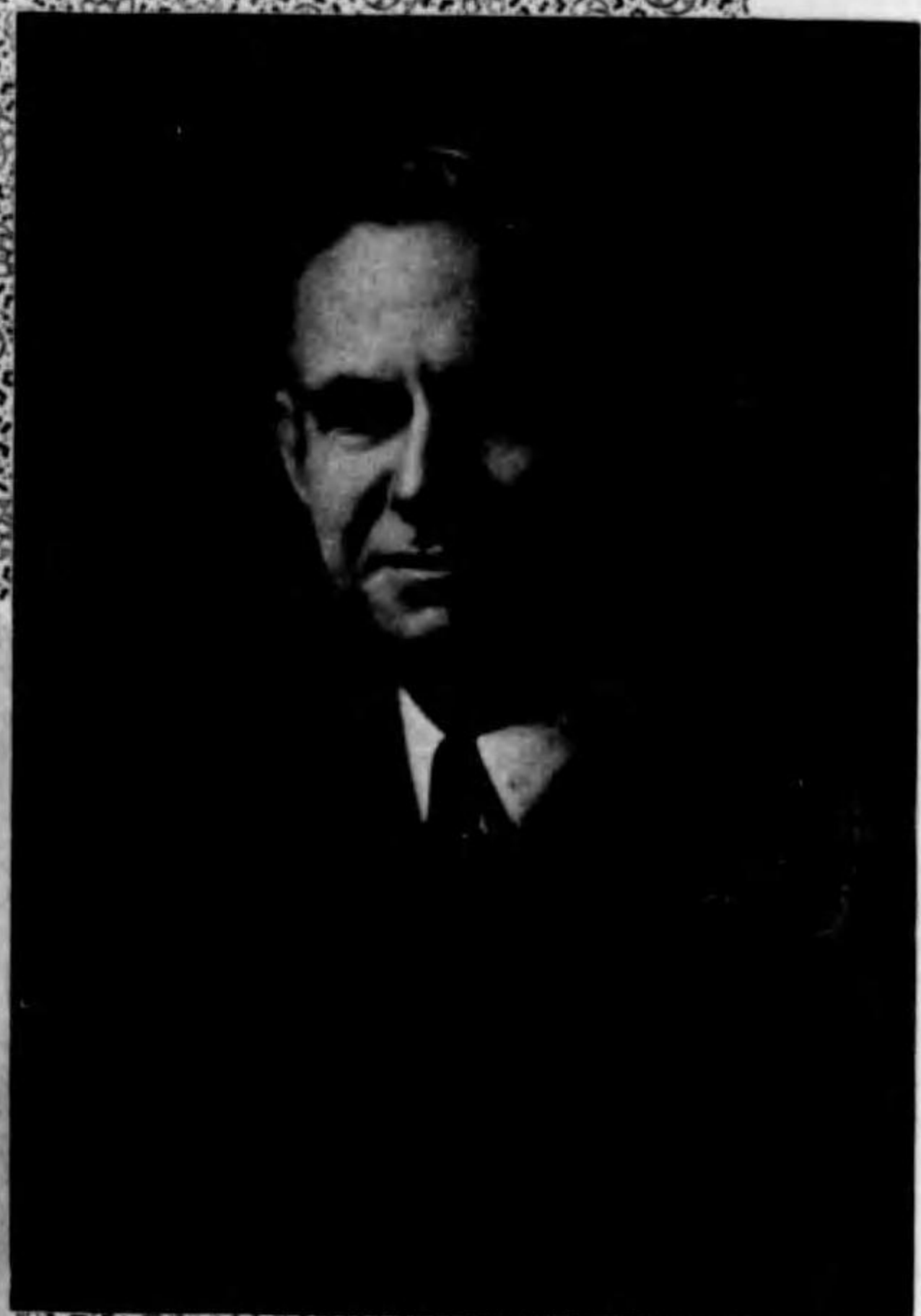
銀座賣店 (東京市京橋區尾張町一丁目一番地、後に東京市京橋區銀座西五丁目二番地マツダビルディング内に移轉)
新宿賣店 (東京市四谷區新宿三丁目二番地)
大阪賣店 (後に心齋橋賣店と改稱) (大阪市北區堂島濱通二丁目一番地堂島ビルディング)
京都賣店 (京都市下京區四條通御旅町四三番地)

マツダ會 最初マツダ製品販賣店の指導機關をマツダ助成會と稱したが、昭和八年其組織を改めて之れをマツダ會と改稱し、同十四年一月更に之を改編して今日に到つた。而して本會の目的は、マツダ製品の販賣擴充、販賣店と當社の相互依存と共存共榮の精神強化、及び各會員相互の團結を計るにある。而して會員の資格は、當社に於て登録し、且販賣に熱意を有する販賣店にして、又當社と一定額以上の取引を有するものとする。尙又本會の指導委員長には、當社營業部長之に當り、以下各指導委員に依りて販賣店經營の各種援助其他各般の事業が爲されつゝある。

販賣機關の擴張 小賣網の擴充と共に從來第五課(大連出張所)に於て取扱つてゐた滿洲方面における販賣業務を一層擴張する目的を以て、昭和七年三月、奉天八幡町五番地に奉天駐在所を、越えて同八年七月には、新京市八島通三六番地に新京出張所を夫々新設したが、更に國內販賣機關を充實するため、從來行つてゐた家庭用電氣機器の現金賣及び月賦販賣に伴ふ諸種の弊害を除き且業務の迅速を圖る爲に、昭和七年九月本社内に直賣部を設け、東京及び大阪の兩都市には直賣部營業所を、又名古屋、福岡の兩都市には直賣部出張所を夫々設置した。

社内組織の變更 斯く營業機關の充實するに伴ひ、社内組織の改編を行ふ必要を生じ、昭和六年十二月一日付を以て、在來の組織中營業及び總務の兩部を廢し、新に監理、事業、販賣の三部を設けて、幅輳する各種事務の迅速なる處理を圖ることとした。この新組織は爾來昭和十四年七月、株式會社芝浦製作所と合併するに至る迄、その間二、

取締役副社長 H・U・ビヤース氏



常務取締役 津守豊治氏

三の部分的改編を爲したのみで、大綱はその儘踏襲されたのである。

貳百五拾萬圓減資 當社は世界的財界動亂の渦中にあり乍ら上記の如く或は關係會社の整理に、或は綜合的電氣機器製造會社としての地歩獲得に、或は又販賣網の擴充に各機宜の措置を講じてその機構を整備したが、更に昭和六年十二月二十四日開催の定時株主總會に於て、關係會社合併に依つて増額された資本金四千貳百萬圓の内舊株（額面五拾圓全額拂込済）三萬株、第一新株（額面同前、内貳拾圓拂込済）二萬株、合計五萬株額面合計貳百五拾萬圓の株式を任意買入償却の方法によつて減資し、資本金總額を參千九百五拾萬圓とし、一層其内容を堅實にした。又人事方面に於ては同年十月、田村貫一氏の副社長辭任に伴ひ、販賣部長津守豊治、事業部長清水與七郎の兩氏を夫々副社長に昇任せしめ販賣並に事業企畫の兩方面に一段の強化を行つた。

第五節 電燈五十年記念祭 (Light's Golden Jubilee)

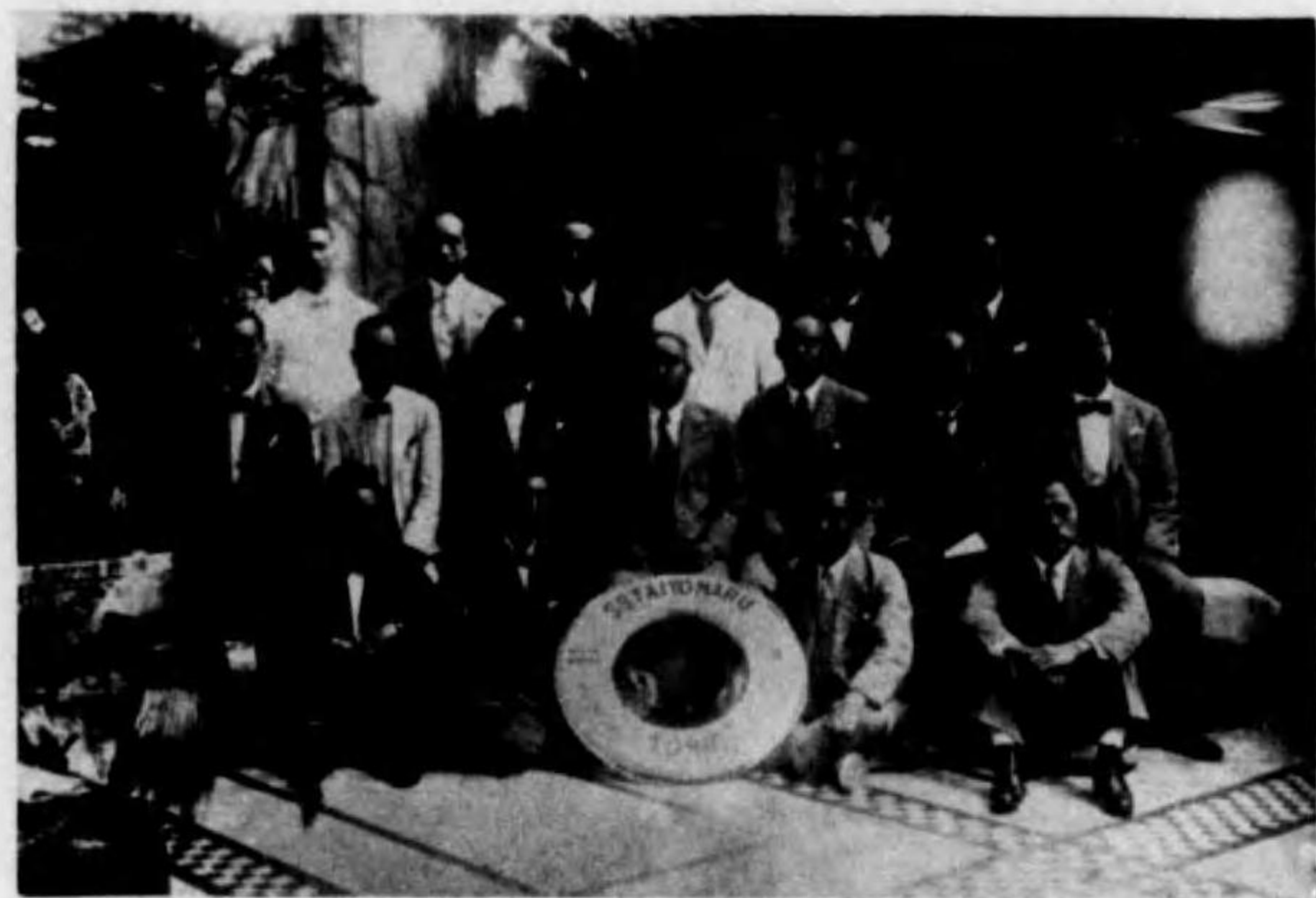
電燈五十年記念祭 尙ほ此間に於ける電球界の行事として記録に値することは、昭和四年九月一日より同年十一月三十日に至る三ヶ月間、全國に亙つて舉行された電燈五十年の記念祭である。この記念祭は電氣協會その他十團體の主催の下に行はれたものであるが、之に關する諸催し中には、直接或は間接に當社に關係する事柄も多かつたので、從つて當社が中心となつて奔走した行事も多く、幸に我が國の記念祭が各國に比類なき成功を收め得たことは、當社として寔に喜ばしき次第であつた。

一八七九年、エチソン氏によつて實用的炭素纖維電球の發明が完成されて以來、輝かしい電燈文化の華は人類の福

社増進に役立つこと一方ならぬものがあつた。適々一九二九年（昭和四年）電球發明五十周年を迎へるに當り、米國に於ては大統領フーバー氏を名譽會長とする特別委員會が組織され、アトランチック市に於て同年五月三十一日より「光の祝典」を開催し、英、佛、獨等の歐洲諸國に於ても、同年秋「アカリ祭」又は「電燈黃金祭」の名の下に盛大なる祝典を行ひ、電燈照明の偉大な恩恵に感謝の意を表したのである。

三ヶ月間の祝典 而して同年春、英國に本部を有する國際照明委員會（International Commission on Illumination）より、日本照明委員會に對して電燈五十年記念祭に参加するやうに勧誘があつたので、同委員會は之を電氣協會に移牒し、茲に同協會は全國支部を總動員すると共に、電氣學會、照明學會、照明知識普及委員會（照明學會）、日本照明委員會、家庭電氣普及會、帝國發明協會、東京電氣業組合、日本放送協會、農事電化協會等九團體の合同主催を以て同年六月六日電氣俱樂部に第一回打合會を開き、會長に時の電氣協會々々長井上敬次郎氏を推し、又記念會本部を東京市麴町區有樂町一丁目三番地電氣俱樂部内に設け、以てこの國際的祝典に参加する決議をなすと共に、盛大なる記念祭の實行準備に着手したのである。

即ち同記念會は行事の行程を決定すると共に名譽會長に子爵清浦奎吾氏を、名譽副會長に男爵阪谷芳郎氏を挙げ、各大臣その他朝野の名士を本會顧問に加へ、九月一日より愈々記念祭の實行に移り、爾來三ヶ月間、電氣協會本部及び東海、關西、中國、九州、東北、北海道等の各支部を通じて、各地電燈會社を中心に、學術講習會、記念放送、電氣展覽會、映畫會、照明競技會、百貨店電飾、光に因む舞踊會、探照燈照射、飛行機よりの照明彈の投下、記念賣出し「電氣市」等々各種各様の催しによつて、電氣照明の恩恵に對する感謝を新たにした。



大洋丸船上的日本ライトミッションの一行

當社はこの間、東京市内は勿論、全国各地の出張所を總動員して、この意義深き祝典に一段の光彩を添へるため、各記念事業並に各種催しの企画遂行に参畫し、聊か當祝典の趣旨徹底に努めたのであつた。尙ほ、同年十月二十一日、米國デアボーン市に開かれた國際電燈五十年記念會には、我が國よりも事業界を代表して十七名から成るライト・ミッション（Light Mission）を派遣して之に参列せしめ、親しくフーバー大統領にも面接して祝辭を述べ等、本邦電燈事業の進歩發達を國外に宣揚すると共に、日本文化の爲に氣を吐いたのである。而してこの行には當社よりも數名が東道の役を承つて參加した。

第六節 國產電球運動と當社の 電工聯加入問題

電球界の大勢 次に當社が本格的に綜合的電氣機器製造會社へと進展した徑路を説くべきであるが、その前に電球界に於ける見逃がすべからざる一事件として國產電球運動の顛末と、當社が日本電球工業組合聯合會に加入した経緯とに就て其概要を述べて、我が電球界の大勢を認識して置くこと

が便宜であらう。

國產電球運動 当社がG・E會社と提携して世界的最高標準の技術を採り入れ、一時國內に跋扈せる外國製電球を驅逐するや、その反面に於て外國產電球の壓迫を離脱し得たる本邦電球工業は年を逐ふて其の業者の數を加へ、大正十一年の初頃には是等電球製造會社は一團となつて所謂國產電球運動なるものを起し、当社に對抗するの氣勢を揚げた。而してその旗印とする所は当社資本の一部が外國資本である所から当社製品は之を國產品と見るべきでなく寧ろ外國製品と見做すべきものである。従つて本邦人が当社製品を使用することは即ち國產品を使用すること、ならずして、却て外國製品を使用して外國を利するの行爲となるのである、依つて極力之を排撃せなければならぬと云ふのである。

斯くて數年間に互り或は電氣關係の新聞、雜誌を通じ、或は演說會を開催し、或は「國產の意義」に關する懸賞論文を募集する等、凡らゆる手段を講じて得意先竝に一般民衆に当社製品即ちマツダ製品不買觀念を植ゑ附けることに懸命の力を注いだ。が、率平たる當社の地盤は斯かる感情に立脚する偏見的國產勵獎論によつて崩壊する程脆弱ではなかつたので、時日の経過と共に漸次その運動も下火となり、昭和二年五月には大同電氣、極東商事の兩會社が本運動より手を引いたのを始めとし、他の諸會社も各自の營業的利害の不一致から同一步調を取れなくなり、何時とはなしに自然消滅の形となつた。

日本電球協會 然るに昭和八年九月、偶々米、蘭兩國に惹起した本邦輸出電球に對する特許係争問題に關して、本邦の電球工業權を擁護する名目の下に日本電球協會を結成してG・E會社を相手に抗爭すること、なつたので、其

影響は自から当社にも及び、一時は感情的に当社を忌避する風潮を惹起せんとしたこともあつたが、此時も當社の公明正大なる立場は幸に一般社會の認識する所となり、後に説く如く当社が日本電球工業組合聯合會に加入するに及んで問題は自から解消し、日本電球協會もその組織を更改して業者間の親睦團體となつた。

統制經濟と工業組合 一方この間に於て我が國中小工業者の利益を擁護しその機能を助長せしめる趣旨を以て大正十四年三月工業組合法が制定せられたが、滿洲事變勃發後の我が經濟界は歩々統制經濟に向つて進んだので、工業組合も漸次中小工業者の團體と云ふ當初の立前より超脱して各工業者の統制機關たる役目を擔任する形態となり、その經濟界に於ける地歩は著しく重要性を加へるに至つた。

電球業者の工業組合 電球製造業者の工業組合も始めは所謂中小工業者の團體と云ふ立前で組織せられたもので、昭和六年十月、適々我が國輸出電球がその數量を激増し乍ら却て價格の暴落を伴ひ、前途の情勢逆睹すべからざる際に、業者の團結を鞏固にして相互に共通せる利益を擁護する趣旨の下に、東京輸出電球工業組合が結成せられたのを手始めに、東京電球工業組合（後に東京標準電球工業組合と改稱した）關西標準電球工業組合、大阪輸出電球工業組合が相前後して結成せられ、昭和八年十一月更に是等四組合を集合した大日本電球工業組合聯合會が結成せらるるに及び、当社並に大阪電球會社を除く全國の重なる電球製造業者は悉く之に加盟したので、當時の電球界は恰かも当社と日本電球工業組合聯合會とで二分されたやうな情勢となつた。

當社の電工聯盟 昭和八年末から昭和九年にかけては、斯くの如く我が國の電球界は二つの分野に對立した形ちであつたが、その儘では我が國電球界の統制は期せらるべくもないので、日本電球工業組合聯合會理事長益田元亮



電工聯と當社間の契約書調印當日の光景

氏は當社に對してその加盟に關する交渉開始方を提議し、商工省に於ても亦當社に對して同聯合會への加盟を勸奨せられたので、昭和九年六月七日當社對同聯合會との間に交渉を開始し、同年十一月十二日兩者間に當社加盟に關する契約書の調印を了した。當社は本件が我が國電球界の將來に及ぼす影響の重大なるべきを慮り、之に對處するに極めて慎重を期したので、交渉開始より調印に至るまでの間に双方會見を重ねて案件を審議すること數十回に及んだ。而して聯合會側に於ては理事長益田元亮、總務部長清水守衛の兩氏専ら其衝に當り、當社側では清水與七郎、津守豊治の兩副社長と藤井隣次、安井正太郎の兩名が社命を奉じて交渉の任に當つた。斯くて當社及び大阪電球株式會社が日本電球工業組合聯合會に加盟すること、なつて、本邦電球工業界の統制は茲に始めて完璧を期し得るに至り、業界の健全なる發達と、業者各自の事業繁榮の基礎を安定し得た。而してこの事は單り當社が國策に順應して統制經濟に對する重要な役目を果たしたと云ふに止まらず、又我が國電球工業界に於ける劃期的の事件である點に於て特に意義深きものあるを覺える。

東西電球會社の設立

尙ほ當社の日本電球工業組合聯合會に加盟した副産物とも見るべき電球界の重要事件は東

京電球工業組合並に關西標準電球工業組合加盟十二社（後十四社となる）によつて是等諸會社製電球の共同販賣會社たる東西電球株式會社（資本金五百萬圓、所在地東京市麹町區有樂町一丁目三番地）が昭和十年五月設立せられ、當社と同社との間に内地向一般照明用電球の販賣に關する協定を爲し、以て本邦電球市場を相互に確保し得たことである。而してこの電球市場の統制は工業組合の擔任する工業方面の統制と相待つて本邦電球事業の基礎を鞏固にする二大根幹を爲すものである。

第七節 景氣の好轉と多角經營への本格的進出

景氣好轉 前述の如く當社は關係會社合併に依る倍額増資と、之に伴ふ經營の合理化とによつて、當社の内容を堅實にし、以て不況時代の難局を凌ぎ、次で日本電球工業組合聯合會に加盟して本邦電球界の統制を助長することに寄與したが、この間昭和六年九月十八日に勃發した滿洲事變は、本邦經濟界一般に所謂非常時景氣を將來する端を啓き、同年末に於ける金輸出禁止と、翌七年の時局匡救費の支出とは、相待つて茲に、我が財界の景氣好轉に拍車を加へ、爾來經濟界の活況は歳を逐ふてその度を高めるに至つた。

而してかゝる一般的好景氣來の趨勢を、電燈、電力及び電氣工業等の方面から觀察すると昭和七、八年に於けるデフレーションからインフレーションへの轉換期に際し、電燈需要は著しく喚起され、從來のデフレーション時代に在つては、電氣事業の如き龐大なる固定資本を要するものは當時の高金利に抗し切れず、已むなく金融資本の軍門に降る外はなかつたものが、今やインフレーションの強行による金利低落によつて、從來引合はなかつた事業も採算可能

となり、且社債或は借入金はより低利なものに借換へられたので、斯業の實権は金融資本家の手を離れて漸次産業資本家の經營に委ねられ、更に軍需工業の股賑は必然的に電氣事業の繁榮を將來する結果となり、茲に電氣事業は本然の軌道に乗つて逐次健全なる發達を遂げるに至つた。

多角經營への本格的進出

斯の如く本邦電氣事業界は好景氣の波に乗つて著しき活況を呈するに至り、尙ほ續々電力擴充の方向に進んで居るので、當社は此狀勢に順應すべく、單り電球のみならず、或は無線通信機に、或は特殊合金工具に、或は耐火物に、更に進んで電氣化學工業にと著々其歩武を進め、茲に所謂マツダ・コンツェルンの建設を企圖するに至つたのである。

以上の如き方針の下に、昭和七年以降に於て當社が着手した事業名を列記すれば大約左の如くであるが、是等は或は當社が設立した子會社乃至共同出資又は投資關係に在る他會社を通じて行はれたものである。

- (一) 耐火煉瓦その他各種耐火物の製造事業
- (二) 電線管、金屬管その他高級引拔鋼管等の製造事業
- (三) ビルディング賃貸事業
- (四) 無線通信機並に同部分品の製作事業
- (五) タングロイ、ダイヤロイ等各種特殊合金工具の製造事業
- (六) 製紙製函事業

- (七) 電氣冷凍器、電氣洗濯機その他各種家庭用電氣器具の製造事業
- (八) 裸電線、電纜、ゴム絶緣線並に各種通信用電纜類の製造事業
- (九) 電氣化學工業

而して是等各種事業の内、(四)の無線通信機製造に關する當社無線部並に東京電氣無線株式會社の設立及び(九)の電氣化學工業に就ては別に項を設けて記述することとし、こゝには右兩社以外の各事業に就いてその概要を略述して置くに止める。

耐火物製造事業

嘗て當社の傘下に收められた株式會社三保舎は、當社硝子工業の技術的進歩に伴つて昭和八年一月、之を東洋耐火煉瓦株式會社(資本金貳拾萬圓、全額拂込済)に合併せしめ、三保舎の建物、機械器具一切を同社に出資吸收せしめると共に、當社は同社の經營に參與し、爾來同社を通じて各種耐火煉瓦並に耐火物等の製造を營んで居る。(本史關係會社富「東洋耐火煉瓦株式會社」參照)

電線管類製造事業

昭和七年、當社は附屬事業の一つとしてコンチット・チューブを發賣するに至つたが、之は日本鋼管株式會社製鋼管を購入し、更に他會社において鍍金加工を施したものを當社に於て發賣せるものであつたが、此方法を墨守して居たのでは、品質上優良な製品を得難いのみならず、供給その他の點に於ても多大の不便があつたため、昭和八年二月、資本金拾五萬圓(全額拂込済)全部當社出資の下に、東京コンチット製造株式會社を川崎市久根崎二〇七番地に設立し、一般電線管類、變壓機放熱管、高級熔接管等の各種電線管鋼管類の製造並に販賣に従事せ

しめることになつた。(本史關係會社篇「東京コンナット製造株式會社」參照)

ビルディング貸事業

當社は豫てより東京出張所(販賣部第二課)並に銀座賣店等の機構及設備の擴張と、東京市内に於ける當社關係事業會社を増設することによつて、事務の擴充、簡捷及連絡を圖るため綜合的事務所を設置する必要を感じてゐたので、昭和七年十月、京橋區銀座西五丁目二番地(數寄屋橋々畔)に地所約三百九十坪餘を購入したが、當時一般事業界は好轉に向ひ事務所用建物拂底の情勢にあつたので、この土地に一大ビルディングの建設を計畫し、同年十二月、資本金五拾萬圓(全額拂込済)を以て共同建物株式會社を設立するに至つた。

斯くて翌八年四月、建築工事に着手し、越えて九年末工事の竣工を俟つて賃貸を開始し、現在では當社關係諸會社並に各販賣機關を全部此處に收容したので、マツダビルとも稱せられて居る。

尙ほ、當社が東京芝浦電氣株式會社となるに及んで、本社を同ビルディング内に置くこととなつた。(本史關係會社篇「共同建物株式會社」參照)

特殊合金工具の製造事業

従來とても當社並に芝浦製作所の兩社に於ては、各々独自の技術に依つてタンクステン合金(タンガロイ或はダイヤロイ)の研究並に製造を行つて居つたが、その製造工業の隆盛に趣くと共に之が必要も亦急激に増加を見るに至つたので、昭和九年十月、兩社共同出資の下に、資本金貳拾萬圓を以て特殊合金工具株式會社を川崎市大宮町一、三〇二番地に設立して兩社の技術を集成し、以て大量生産を圖ることとなつた。

而して同社設立後は、タンガロイの外にダイヤロイ・バイト並にダイスその他超硬質合金製各種工具の製造に着手し多數の優秀製品を製作しつゝ、あつたが、後年經營合理化の目的を以て同社を芝浦マツダ工業株式會社に合併せしめ、

現在では同社特殊合金工具製作所として、前記の各種製品の製造を行つてゐる(本史關係會社篇「芝浦マツダ工業株式會社」參照)

製紙製函事業

嘗て大正九年、新莊吉生社長在任當時、當社は井上貞治郎氏外數名と共同出資の下に、紙器、包装用紙等の製造を目的として、資本金貳百萬圓を以て聯合紙器株式會社を東京市本所區大平町一丁目一番地に設立し、爾來同社を通じて製紙、製函事業を行ひつゝ、あつたが、昭和十一年十二月に至り、同事業一層の發展と、之が經營に關し當社との間に緊密なる連繫を圖る目的を以て、契約の更改を行ひ、同事業に對する一段の積極的進出を畫することとなつた。

又同年十月には、一般高級洋紙、電氣絶縁材料紙その他各種和洋紙類の製造に従事せる安倍川工業株式會社(資本金貳拾五萬圓、靜岡市御町六番地ノ一所在)と事業の協同經營をなすこととし、同社が六拾萬圓増資の際之が過半数の株式を引受けて之を當社の經營下に置くと共に、當社の關係事業たる電線電纜に使用する原料としての絶縁紙類の大量生産と之が供給を確保することとした。

尙ほ製紙並にバルブ製造事業への進出としては、以上の外に昭和十二年六月、特殊纖維工業株式會社々長大川義雄氏等との共同出資の下に、資本金貳百萬圓を以て高千穂製紙株式會社(東京市駒町區内幸町三丁目三番地所在)を設立し、越えて十三年十月、保土谷曹達株式會社並に聯合紙器株式會社との三社共同出資に依り名古屋バルブ製造株式會社(資本金百拾萬圓、東京市芝區今入町三番地所在)を設立する等、こゝ、兩三年間における斯業への進出は目覺しいものがあつた。

更に當社が直接大量に使用する尙造用紙函類の自給自足を圖る爲に、昭和九年四月、埼玉縣川口市大字領家芝川沿岸に工場敷地一萬六千三百坪を購入し、翌十年十月、工場建築並に設備の竣工を俟つて直に作業に着手し、こゝに當

社用の荷造用紙函類の自給を確立するに至つた。然し同工場は、当社に於て經營を行ふよりも、之を聯合紙器株式會社に委譲して經營せしむるを適當と認めらるるに至つたので、昭和十二年三月、同社が資本金六百萬圓に増資するに際し、同工場の製造設備一切を舉げて聯合紙器株式會社に譲渡した。(本史關係會社篇「聯合紙器株式會社」、「名古屋パルプ製造株式會社」、「高千穂製紙株式會社」、「安倍川工業株式會社」参照)

家庭用電氣機器の製造事業

當社は從來マツダ電氣時計、醫療用バイタライトその他家庭用電氣機械器具類の製造並に販賣を行ひつゝ、あつたが電氣事業の發展に伴ひ、逐年家庭用電氣機器類の需要が著しく増加した、め、芝浦製作所との共同出資並に協同經營の下に、之が事業の擴張を圖ることとなり、昭和十一年四月、資本金貳百萬圓を以て大井電氣株式會社(後に芝浦マツダ工業株式會社と改稱)を設立し當社大井工場の建家並に設備一切を新會社に譲渡した。

同社は當社並に芝浦兩社所有に係る家庭用電氣機器類の製造技術並に營業一切を集成したもので、その製造並に取扱品目の廣汎なると技術並に設備の優秀なる點とに於て、本邦業界に誇るに足るものであり、現在に於ける製造發賣品目は、家庭用電氣機器類の殆ど全部を網羅してゐる。(本史關係會社篇「芝浦マツダ工業株式會社」参照)

電線電纜類の製造事業

昭和十一年、當社は電線工業への進出を企て、同年五月資本金壹百萬圓を以て、川崎市東渡田三丁目二、四八二番地に昭和電線電纜株式會社を設立し、裸銅線、被覆電線、電纜その他各種の電線電纜類の製造を行ふこととなつた。

その後、同社事業の發展並に工場建設に伴ふ資金の需要と、且は本邦電線市場の健全なる發達に協力する爲に、昭和十二年八月増資を機會に、同業會社たる株式會社住友電線製造所、藤倉電線株式會社及び古河電氣工業株式會社の

出資協同を求め、以後是等諸會社の協同經營下に置かれて居る。(本史關係會社篇「昭和電線電纜株式會社」参照)

第八節 新製品の發賣と役員の変動

昭和年代に入つて後の當社事業發展の概要は、上述の如くであるが、この間當社の營業狀態は益々好調堅實の度を加へ、株主配當も終始一割乃至一割六分の間を上下し、又株價も百圓乃至百參、四拾圓を唱へ、有利なる資産株として市場に重きをなすに至つた。

而してこの營業成績は、一般事業界の趨勢に順應せる適正な事業經營の所産であることは勿論、或は販賣網の確立による各種製品の全國的な配給の徹底化、或は傍系會社事業の繁榮に基く増收等、各種有利なる條件の聚積に負ふものであるが、又この間における製造部門の著しい躍進——即ち電球、電氣計器、配線材料、配線器具、屋内並に屋外照明器具、ラヂオ用機械器具、醫療用機械器具、研究所製品等の各部門における製造技術の向上並に優良製品の多量生産が與つて力あることを認めざるを得ぬ。

而して、是等新製品の種目は相當多數に上り、一々列記の煩に堪へないが、是等の内、昭和二年以降同十二年末に至る間に發賣せる主要製品名を次に掲げ、その詳細は別項「製品篇」に譲ることとする。(各部門における列記の順序は主として發賣年月順に據る)

(一) 電球 サイン電球、大容量電球、真空内面半艶消電球、バイタライトランプ、閃光電球、赤外線電球、全光電球、寫眞電球、活動寫眞映寫用電球、ネオン・ランプ、燈火管制用電球、高壓水銀ランプ、耐燃安全電球、ナトリウム・ランプ、新マツダランプ、ツウライトランプ

- ブ、スリライイトランプ、光管電球、健康ランプ
- (二) 電氣計器 I-四型、I-四G型、D-三〇型、D-四〇型、D-三〇G型、マツダ時間計、携帯試験用マツダ積算電力計
- (三) 配線材料 一分厚コンチットチューブ、五厘厚コンチットチューブ、ファイバーコンチットチューブ、ファイバーダクト
- 四 配線器具 10Aタンブラースイッチ、アダプター、テコライトソケット、ベル、ブザー、パネルボードユニット、トリップアルタップ、ツインタップ分電盤、時間スイッチ
- (五) 屋内照明器具 グラスステイル、テコライト・トロジャリヤ、テコライト・ケルドン、デュープレクス
- (六) 屋外照明器具 各型ポールヘッド、交通整理燈、ロードサイン、自動車用前照燈及び尾燈
- (七) ラチオ用機械器具 四極、五極等各種の多極真空管、エーコンチューブ、マツダ電解コンデンサー、ビーム出力管
- (八) 醫療用機械 X線装置(深部治療用、特殊治療用、診断用、分析用、材料検査用等各種)、防電擊型X線管容器、ギバ物療装置、ギバ増感紙
- 九 研究所製品 アンブル硝子、テレックス絶縁體、ネオン檢電器、グリム繼電管、テコライトパウダー、水銀避雷器、トキー録音放電管、テコライト型押物、光高溫度計用標準電球、セレン整流器、マツダ光電池、マツダ陰極線オシログラフ装置、スライダック、マツダ水銀スイッチ、定電壓放電管、ガラスパネル、ガラス煉瓦、シユーパーロイ、マツダ光電測光装置、タイデンタイト絶縁體、接着劑、水面計硝子、アークカーボン、マツダ照度計、マツダ明視計、マツダ露出計、マツダ電磁計數器、テレビジョン用ネオン放電管、テコライト積層板、テコライト化粧板、テレックスファイバー

材料の自給自足 尙ほ、當社製造部面の著しき發展に關連して、特に附記して置きたいことは、當社は各製品の材料に就いては、國家經濟の見地から觀て極力國內資源に依據し、殆ど外國からの輸入を仰がざる方針を堅持し、更に工場生産によつて得らる、原料の如きは、假令如何に多額の經費を要するとも之が生産設備を當社内に入れて、極力材料の國産化に努め、以て産業報國の使命に副はんことに力を盡してゐることである。

今、その一例を電球材料に探つてみると、各種原料は挿入圖表に示す如くその全部を國內の鑛山或は製造會社より



取締役 森村 市左衛門氏



取締役 平田 篤次郎氏



取締役 清水 與七郎氏

仰いで居り、又電球封入用のアルゴン瓦斯の如きも当社内にその生産設備を設けて完全なる自給自足を行つてゐるのである。而して偶々是等材料の中、國內生産量の僅少なものは、或は全然その産出を見ないものに就ては、当社研究所に於て先づ之が代用品の研究に努め、適當なる代用品を得られず如何にしても輸入に俟つ外なき原料に就いては、特に數年乃至十數年間の使用量を貯蔵することによつて、國家的非常時又は國際經濟の變動時等に際しても、製品生産上に此かの支障も起きぬことを期してゐる。

役員の変動

次に昭和四年以降における役員の変動その他の人事關係に就いて略記すると、昭和四年十二月オー・ブルスマン(O. Priesman)及びエツチ・ユー・ゴアース(H. U. Pearce)の兩氏が夫々専務取締役副社長に就任し、越えて五年六月にはオー・ブルスマン氏は副社長の任を辭して取締役となり、昭和九年十二月には岩垂邦彦氏が取締役を辭任し、翌十年六月、森村市左衛門氏が取締役に、平田篤次郎氏が監査役に夫々就任した。

次いで同年十二月、ゼー・アール・ゲートリー氏が取締役に辭任したので、ダブリュー・ケー・ファウラー氏(W. K. Fowler)が取締役に就任し、更に翌十一年六月には取締役岩原謙三氏の死去並に取締役淺野應輔氏の満期辭任に伴ひ、津守豊治氏が取締役に就任し、次いで同年十二月には、津守氏が常務取締役に就任して社長並に副社長を輔佐し、一般業務の運営の衝に當ることとなり、又取締役に立川龍、監査役に平田篤次郎、監査役に石井伍四郎三氏の辭任があつたので、新に清水與七郎、平田篤次郎の兩氏が取締役に、立川龍氏が監査役に選ばれ夫々就任した。而してこの最後の重役陣は、爾來昭和十四年六月三十日、当社と株式會社芝浦製作所との合併實現に至る迄重任繼續せられたのである。

他方この間昭和十年六月に山口社長は株式會社芝浦製作所の取締役に就任し、更に同十二年五月に至つて、同取締
役會長となり、當社芝浦兩社間の緊密の度は愈々深きを加へるに至つた。

當社創立記念日の設定 又昭和十年は恰かも我國最初の電球製造會社であり、又當社の前身である白熱舎の創立
滿四十五年に相當するので、既往多難な時期に在社されて社業の發展に盡された従業員諸氏の現存者四十餘名に對し
て記念品を贈呈して謝意を表し、更に昭和十二年には白熱舎の創立が四月一日であることに因んで、此年以來毎年四
月一日を以て創立記念式を舉行して會社創立の使命を再認識すると共に、社業をして今日あるを得せしめた諸先輩を
追憶し、兼ねて當社に永年勤続せる従業員を表彰すること、したが、翌十三年には更に従業員特別表彰規程を制定し
て、特に有益なる發明又は考案を爲し、社業の發展に功績顯著なる者に對して特別表彰を行ふこと、し、又永年勤続
者の範圍を擴大して十年以上連続勤続せるものを表彰すること、した。

第九節 無線工業と當社

無線事業の勃興 昭和年代に入つて後電気科學工業の分野に於て、その進歩發達の最も顯著であり且重要性を有
するものは蓋し無線事業であらう。而してその根幹を爲すものは真空管工業であるが抑々真空管が無線通信に採用さ
れた最初は無線電信であつて、その後無線電話の研究が始められ、我が國に於ても、大正三年十二月、伊勢灣内の神
島、答志島及び鳥羽港の三ヶ所に無線電話所を設置して、同灣出入の船舶香港時刻の通報用に供したが、爾來近距離
間における陸上と船舶間の通信機關として漸次その使用範圍を擴め、殊に大正十一年、神戸無線電話所の開設以降

は、著しくその實用化をみるに至つた。

而して當社に於ては大正五年研究所（當時實驗室と稱す）の一部に真空管の研究設備を設け之が試作研究に着手し、同
六年八月本邦最初の真空管製作に成功し、同年末に電子放射を利用せる排氣法を完成して、真空管の性能を著しく向
上せしめ得たのを手始めに爾來、無線電信電話事業の進展に伴つて逐次真空管研究を本格化し、大正八年以後は、佛國
型受信真空管、送信用真空管（ブライオトロン）、海軍型受信真空管、D型ブライオトロン等の各種新製品を完成し、
越えて大正十四年三月東京放送局の芝浦に於ける假放送に引續き、芝區愛宕山より本放送の開始並に之に續く名古屋
放送局、大阪放送局等の設置に依つて、本邦ラヂオ（放送無線電話）の民衆化が漸次實現するに及んで當社製各種真
空管の製造技術も長足の進歩を遂げ、その需要も亦著しく増加するに至つた。

國産無線送信機の製作 更に大正十年以降は、軍部、遞信等の各方面より、大量納入と製造促進の特命を受け、
同十一年には、大型無線送信用真空管の製造に關し國勢院より研究獎勵金を交附せらるゝ等、各方面よりの獎勵、指
導を得、その期待に副ふべく懸命の精進を重ね著々優秀なる新製品の製造に成功し、昭和三年には真空管と不可分の
關係にある送信機の研究に進み、先づ當時の日本無線電信株式會社と共同して四〇キロワット短波無線送信機の製作
の研究に着手した。

而して此の送信機は、昭和四年五月その基礎的研究を終り、昭和五年七月に至つて完成したが、當時は勿論現在に
於ても國際通信用短波無線機中最大のもので、無線機器類の殆ど全部を海外よりの輸入に仰いで、國內に於ては單に
その組立作業を行ふに止まつてゐた當時に於て、かゝる大型の而も本邦最初の純國産品たる國際無線送信機の製作に

成功したことは、當社の大なる誇であつた。

各種無線機器の製造 前記の國際短波無線送信機の成功によつて自信を得た當社は、昭和五年末には各種無線機器（主として無線電信、電話用）の製作販賣を行ふことを中外に發表し、茲に當社多年の研鑽によつて産み出された優秀なる製作技術は、本邦無線工業界を指導する立場を占め得るに至つたのである。

東京電氣無線會社の設立 斯くて當社の真空管並に無線機器製造技術が著しき發達の過程を進みつゝ、ある際、適々昭和六年九月、滿洲事變勃發となり、無線機器は單に一般通信用のみならず國防上必要缺くべからざる重要軍需品となつたので、茲に無線工業は更に一段の飛躍を強要せらるゝ情勢となり、當社は益々其進歩發達に邁進したが、之を研究所の一部門に處理せしめたのでは規模小に過ぎて時勢の進運に即應し得ぬ虞れがあつたので、昭和九年一月その設備一切を研究所より分離して獨立せる無線部を新設したが、日一日と高潮する時代の要求にその規模を更に數段擴張するに非ざれば之に對處し得なくなつたので、昭和十年十一月一日、資本金六百萬圓（全額當社出資）を以て東京電氣無線會社を設立し、當社無線部の設備、事業の一切を舉げて之を同社に譲渡し、無線工業の發達に全力を傾注せしむることとした。而して同社は川崎市柳町一、二八四番地に最新式の一大無線機器製造工場を建設して、今や各種無線機器、送信用真空管、測定機器及び其の部分品等の外に、無線用絶緣體並にヴェロシタイ・マイクロホン、各種光電管、熱陰極放電管等無慮數十種に上る無線用機器の製作に日夜精進して其業績を挙げつゝある。（本史關係會社篇「東京電氣無線株式會社、並研究所篇、製品篇」參照）

第十節 電氣化學工業と當社

電氣化學工業への進出 無線機器製造事業に於て我が國に特異の地歩を占め得た當社はまた、電氣機器製造に要する使用材料の自給策を劃することの重要性を痛感し、その目的を貫徹すべく、昭和十一年以降、關係會社たる日本電氣株式會社を通じて、特殊合金の製造並に電氣化學工業への積極的進出を行はしめることとした。

山形工場の建設 即ち昭和十一年、當社が特殊合金鐵その他各種化學製品の製造を企圖し、之が工場建設地として電力の自給、材料及製品の輸送、並に將來に對する事業擴張の可能性その他の諸觀點より見て工場建設に最も有利な條件を具備せる山形縣西置賜郡小國本村に地所約十七萬坪を購入して昭和十二年より各工場の建設工事に着手した。尙ほ之に先ち、當社は合金鐵工場その他に對する電力の供給を自家發電に依る趣旨の下に、同縣西置賜郡玉川上流の水利使用權を申請し、昭和十一年八月その許可を得て、同郡南小國村長者原狐穴に、出力一萬二千八百キロワットの自家用水力發電所を建設し、各工場に對する電力配給の萬全を期することとした。

而して昭和十二年以降、日本電氣會社が同地方に建設の各工場は左掲の如くで、是等は何れもその規模の大、工事の綿密なる點に於て、又當に巨額の建設費を要したのみならず、全工場の竣成期日も、亦昭和十五年末に及ぶ前後四ヶ年の長年月を要する點に於て、當社未曾有の大建設工事である。

(イ) 合金鐵工場

(ロ) カーバイト工場

- (ハ) 石英管工場
- (ニ) カーボン工場
- (ホ) 長者原発電所

以上諸工場及発電所の内、発電所の竣工は最も早く昭和十三年十二月末であつた。之に次で諸工場も續々竣工を告げ、合金鐵工場は、現在既にフェロマンガ、フェロクロム、メタリツクシリコン等の特殊合金鐵を造り、又カーバイド工場に於てはカーバイド、カーボン工場に於てはアークカーボン、石英管工場に於ては熔融石英管等の製造を行つてゐるが、是等の内、石英管及カーボンの兩工場は、當社研究所製品の製造を繼承してその工業化を計つたものである。

日本電興會社の増資

當社はこの事業の着手に當つて昭和十一年十月、川崎本社内に山形工場建設部を設置して事業遂行上の諸般事務に完璧を期する所があつたが、更に同十二年六月には是等水力発電所並に電氣化學工場の建設工事執行當事者たる日本電興株式會社をしてその資本金五拾萬圓を一舉に五百五拾萬圓に増資せしめ、尙ほ當社よりの融資或は當社を通じての特種銀行よりの融資約四千萬圓を運用して以て當事業の完成に當らしめてゐる。

而して當社が電氣化學工業への進出によつて電氣機器製作に要する原材料を自給自足する方向に進んだことは、我が國電氣工業界に於ける劃期的進出の一標準として數ふるに足るべく、之によつて電氣工業の基礎は益々鞏固を加へ、更に他日に於ける發展の素地を築成し得たと見るべきであらう。(本史關係會社篇「日本電興株式會社」參照)

第十一節 日支事變勃發後の當社

日支事變と財界

昭和十二年七月七日勃發したる日支事變は、我財界をして所謂準戰時體制より漸次戰時體制へと進轉せしめ、業界に對する統制は益々強化せられ、凡らゆる部門の生産力擴充は愈々急を告げ、人的資源、物的資源の確保と充實とは國を擧げての喫緊事となつて、電氣工業界の如きも未曾有の繁忙を告げると共に、その經營には從來未だ曾て經驗せざる苦心と努力とを要することゝなつた。

當社の新事業

斯かる情勢裡に於て當社は一面その管掌下にある諸事業の充實を期すると共に、また苟くも機會あらば當社事業に關係を有する諸工業への進出に努め、愈々綜合的電氣機器製造會社としての體系を整備して行つた。而して當社が昭和十二年以降に着手した新事業は大約左記の如くである。

黒鉛滿俺礦石の探掘事業

本事業は當社が電氣化學工業に進出し、山形縣小國にその工場を設置した關係上、之に要する原料確保の必要上著手したもので、昭和十二年八月東京市品川區南品川五丁目一四七番地所在の合資會社杉林黒鉛滿俺製練所を資本金五拾萬圓の株式會社に改組するに當り、當社が其株式の過半数を引受けてその經營に参加することゝなつたものである。而して現在の同社は殆ど日本全土に亘つて鐵區を所有しその探掘鐵石も二酸化滿俺、金屬滿俺、炭酸滿俺、砂金鑛等の各種に及んで居る。(本史關係會社篇「杉林黒鉛滿俺株式會社」參照)

電氣計器類の製作事業

昭和十二年九月、當社は芝浦製作所と合議の上、大阪市東淀川區田川通六丁目一九番地所在の竹本電機計器製作所を貳拾萬圓の株式會社に改組する機會に、之に資本的援助と製作技術を交流せしめること

に依つて、その經營に参加することとなり、同社は現在精密携帯用、配電盤用、航空機用等の各種電氣計器、測定器具類の外に電磁開閉器、配電函等を製作して居る。(本史關係會社篇「株式會社竹本電機計器製作所」参照)

蓄音器、レコードの製造事業

横濱市神奈川區守屋町三丁目二番地所在、資本金壹千萬圓の日本ビクター蓄音器株式會社と、神奈川縣川崎市久根崎一二五番地所在、資本金壹千壹百貳拾萬圓の株式會社日本蓄音器商會とは共に日本産業株式會社の經營に係るものであつたが、同社が滿洲に於ける重工業を主たる營業とするに際し、昭和十二年十二月之を當社に於て肩替りし爾來當社關係會社として其の業務を營んで居る。

而してこの兩社は單に蓄音器、レコードの製作のみならず、ラヂオ用部分品、擴聲裝置、增幅裝置、錄音裝置等の音響工業の重鎮で、殊に當社がその完成に努力しつゝある、テレビジョン裝置に關しては樞要なる一面を擔任し、その技術の優秀性は將來刮目して見るべきものがある。(本史關係會社篇「日本ビクター蓄音器株式會社」「株式會社日本蓄音器商會」参照)

純鐵並合金鐵事業

昭和十三年五月當社は純鐵並に合金鐵(炭素を含有せぬクロム鐵及びマンガン鐵)の製造及び加工事業に著手することとなり、當時小倉市に於て個人經營で本事業を營みつゝあつた嘉村平八氏より工業所有權並に事業設備一切を買收し、他方小倉化學工業株式會社より、同社所有の小倉市日明中井口所在の工場建家を借受け、小倉純鐵工場を新設した。本事業は尙ほ規模小で語るに足る業績を擧げて居ないが、その前途は矚目するに足るものがある。

東京電氣股份有限公司の設立

更に當社は新興滿洲國に於ける資源開發の進展と、之に伴ふ同國産業界の活躍に

順應して同國に對する當社製品の配給販賣を擴充するに止まらず、更に彼地に於て當社製品を製造する事業を開始し以て急激に發展しつゝある同國經濟開發の一助たらしめんが爲めに昭和十二年六月、電球、真空管、電線及電纜、信號機その他各種電氣機器並に無線電信電話用機器等の製造並に販賣を目的とする資本金壹百萬圓(全額當社出資)の東京電氣股份有限公司を設立し、同時に奉天西區南二路四二番地に是等各種工場を建設することとなつたが、之と共に同國に於ける當社製品の製造並に販賣機關を統一合理化して同社業務の擴張に備へる爲に、從來當社に所屬せる大連工場、その他大連、新京、哈爾濱等の各出張所並に駐在所の業務一切を同社に譲與し、更に當社の傍系事業たる左記各社の同國內に於ける營業權並に營業設備の一切をも擧げて之を同社に譲渡した。茲に於て滿洲國並に關東州一圓に於ける當社の製造、販賣事業は滿洲國を本位とせる東京電氣股份有限公司の管轄下に入り、以て同國の經濟情勢に即應する措置を講ずると共に將來の發展に備へた。

因に同國に於ける營業權一切を東京電氣股份有限公司に譲渡せる諸會社は左の如くであつた。

東京電氣無線株式會社、日本電興株式會社、大同信號株式會社、日本醫療電氣株式會社、東京コンヂット製造株式會社、日本電氣工事株式會社

同社はその後商號を滿洲東京電氣株式會社と改め、現在に於ては、奉天、大連の二工場並に大連、奉天、新京、哈爾濱の四出張所を擁して、當社各種製品の製造並に販賣に目覺しい活躍を續けてゐる。(本史關係會社篇「滿洲東京電氣株式會社」参照)

朝鮮マツタ販賣株式會社の設立

次に當社は朝鮮に對する當社製品の販賣機構を整備充實する爲めに、昭和十四

年三月、資本金五萬圓を以て京城府長谷川町七四番地に朝鮮マツダ販賣株式會社を設立し、販賣部京城出張所（販賣部第九課）と協力して當社製品たる電球、真空管、各種ラヂオ用品及び電氣器具等の販賣配給に當らせることとした。

第十二節 増資並社債の發行

營業目的の變更

當社は上述の如く綜合的電氣機器製造會社たる内容を逐次整備して各種製品製造並に營業機關の擴張を行ふと共に、各種新規事業への積極的進出を企て、茲に名實兼ね備はるマツダ・コンツェルンを構成するに至つたが、かゝる企業的進展に伴つて、昭和十三年五月、從來定款に記載せる當社の營業目的

一、白熱電燈球及電氣事業ニ要スル機械器具其他硝子製品及溫度計ノ製造販賣、電氣工事ノ設計請負並之ニ關係アル事業ニ對スル投資

二、前號ノ附帶事業

を、左記の如く變更して、以て當社の現在並に將來の業態に適合せしめることとした。

一、電氣機械器具製造業

二、化學工業、金屬工業、窯業、鑛業、土石採取業、前號以外ノ機械器具製造業

三、前各號ノ附帶又ハ關聯事業

四、前各號ノ營業ヲ爲ス者ニ對スル投資

貳千萬圓を増資

尙ほ之より先、當社は事業の發展並に工場擴張資金に充當する爲め、昭和十二年六月二十三日

取締役 O・ブルスマン氏



監査役 大塚 榮 吉氏



監査役 立川 龍氏



取締役 W・Kラアウラー氏



開催の株主總會に於て資本金を貳千萬圓増加して、總額を五千九百五拾萬圓となすことの承認を得たので、新株式四十萬株を發行して、内三十九萬五千株は、之を昭和十二年十二月三十日午後五時現在の株主に對し、その所有株式二株に付き増資新株式一株の割を以て優先應募せしめ、殘餘の五千株は之を適宜引受申込人に割當てることとした。

社債の發行 而かも尙ほ當社の各種新規事業への投資、並に各工場の擴張等に要する資金は益々多きを加ふるで、當時恰かも旺盛期に入り來つた起債界の情勢を利用して昭和十三年三月十日、第一回物上擔保付社債總額貳千萬圓の内、號社債壹千萬圓（利率年四分參厘）を發行し、以て事業及び設備の擴充に善處することとした。



當社發行の社債券

次いで同年八月には、第一回社債の未發行分壹千萬圓を第一回號社債（年利率同前）として發行し、越えて昭和十四年二月には、更に第二回物上擔保付社債總額參千萬圓の内、號社債として壹千五百萬圓（年利率同前）を發行し、こゝに當社は増資による資金の外に參千五百萬圓に上る資金を擁して既設事業の擴張乃至新規の各事業に對し著々所期の躍進を遂行して行つた。

左に各次發行の當社社債に關する、發行年月日、發行總額、發行價額、償還方法及期限、受託、引受會社名等を列記して、その内容を明らかにする、而して各回共、起債市

場の高潮時に際會せると且は當社事業内容の堅實なることが相俟つて、賣出の即日満額締切と云ふ好成績を見るこ
とが出来た。

發行社債	發行年月日	總額	發行價額	利率	償還期限及 償還方法	利拂期日	引受料	受託會社	引受會社
第一回號	昭和二三、三、一〇	10,000,000	額面10,000,000 100圓	四・三分	拾ヶ年但シ貳ヶ年償還 其後毎年半年分拾ヶ年償還 却シ期償還ニ充テ入額ス	毎年三月十日 及ビ九月十日	額面10,000,000 一圓二五錢	日本興業銀行	興業代表、第一、 三井、三友、住友各 銀行
第一回ろ號	二二、八、五	10,000,000	額面10,000,000 100圓	四・三	同	毎年二月五日 及ビ八月五日	同	日本興業銀行	同
第二回い號	二四、二、二	10,000,000	額面10,000,000 100圓	四・三	拾ヶ年但シ貳ヶ年償還 其後毎年半年分拾ヶ年償還 却シ期償還ニ充テ入額ス	毎年三月二十 五日及ビ九月 二十五日	同	日本興業銀行	興業代表、第一、 三井、三友、住友各 銀行及ビ三井、三友、 住友各信託會社

第十三節 芝浦製作所との合併

時局の進展と事業の團結 斯くの如く當社は多年の研究の集積たる優秀なる技術と、完備せる諸設備並に營業機
關とを擁して、社運愈々隆盛に趣き、本邦斯業界に確乎不動の地歩を築き得たが、時局の進展に伴ふ新東亞建設の大
業は、益々國內における各種部門の飛躍的發展と共にその堅實なる擴充を要する情勢を將來したので當社は、昭和
十四年七月一日、興亞の聖業翼賛の微意と且は社勢一層の躍進を期する爲に、關係最も緊密にして、且電氣製造業界
一方の覇者たる株式會社芝浦製作所と合併し、兩社の有する技術優秀性と資本力とを結合して、以て電氣工業全部門
に互る一大電氣機器製造會社たるの形態を整へ、その團結せる全社力を根幹として劃期的發展を企圖するに至つた
のである。

芝浦東京兩社合併の経緯

兩社合併のことは、既に記せる如くその萌芽は夙に伏在して居たが、機未だ熟せな
かつたためにその實現を見るに至らなかつたのであるが、茲に國家非常時に際會し、國を擧げて新體制に編成替を必要
とする時、之が實現をみたことは單に兩社發展の爲に慶賀すべきのみならず、延いては邦家産業隆昌の上にも寄與す
るところ蓋し甚大なるものあるべきを信じて疑はざるものである。

而して兩社の合併實行に關しては、凡ゆる點において對等條件を以て進捗し、合併期日たる昭和十四年七月一
日を以て、當社を東京芝浦電氣株式會社（株式會社芝浦製作所を改稱）に合併し、茲に從來の芝浦製作所は新會社の芝浦
支社となり、又當社は新會社のマツダ支社となつて、その各々の持場に於て當社の事業を分擔繼續することとなつた
のである。

合併契約書 合併に先立つて、昭和十三年十二月十三日、當社と芝浦製作所との締結せられた合併契約書の内、
左に數ヶ條を摘録して、上述の記事の缺を補ふて置く。

合併契約書

- 株式會社芝浦製作所（以下甲ト稱ス）ト東京電氣株式會社（以下乙ト稱ス）トハ契約スルコト左ノ如シ
- 第一條 甲及乙ハ合併シ甲ヲ存續シ乙ヲ解散ス
- 第二條 甲ハ合併ニ依リ新ニ資本金六千四百拾七萬五千圓ヲ増加シ左記各號ノ株式ヲ發行ス
- 一 額面金五拾圓全額拂込済株式 八十九萬三千五百株
- 二 額面同上内金拾貳圓五拾錢拂込済株式 三十九萬株

第三條 甲ハ合併實行期日ニ於ケル乙ノ最後ノ株主ニ對シ左記各號ノ比率ニ依リ甲株式ヲ割當交附ス

- 一 乙ノ額面金五拾圓全額拂込済株式(乙舊株式)百株ニ付甲ノ額面同上全額拂込済株式百十三株
- 二 乙ノ額面金五拾圓内拾貳圓五拾錢拂込済株式(乙新株式)五十株ニ付甲ノ額面同上内金拾貳圓五拾錢拂込済株式五十株及甲ノ額面同上全額拂込済株式三株

第六條 乙ハ昭和十三年十一月三十日現在財産目録及貸借對照表ヲ基礎トシ之ニ合併實行期日ニ至ルマテノ増減ヲ加除シタル一切ノ資産及負債ヲ同期日ニ於テ甲ニ移轉ス

第九條 甲ハ乙ノ従業員全部ヲ引繼ク

第十二條 甲カ合併ニ依リ乙ヨリ現在乙ノ所有ニ係ル左記各號ノ甲株式(此額面總額金七百拾七萬五千圓)ヲ承繼セルトキハ甲ハ遲滞ナク其株

主總會ノ決議スルトコロニ從ヒ右株式ヲ償却シ資本ヲ減少ス

一 甲ノ額面金五拾圓全額拂込済株式 七萬一千七百五十株

二 甲ノ額面同上内金參拾七圓五拾錢拂込済株式 七萬一千七百五十株

昭和十三年十二月十三日

東京市麹町區有樂町一丁目十番地

株式會社芝浦製作所

取締役會長 山口喜三郎

川崎市堀川町七十二番地

東京電氣株式會社

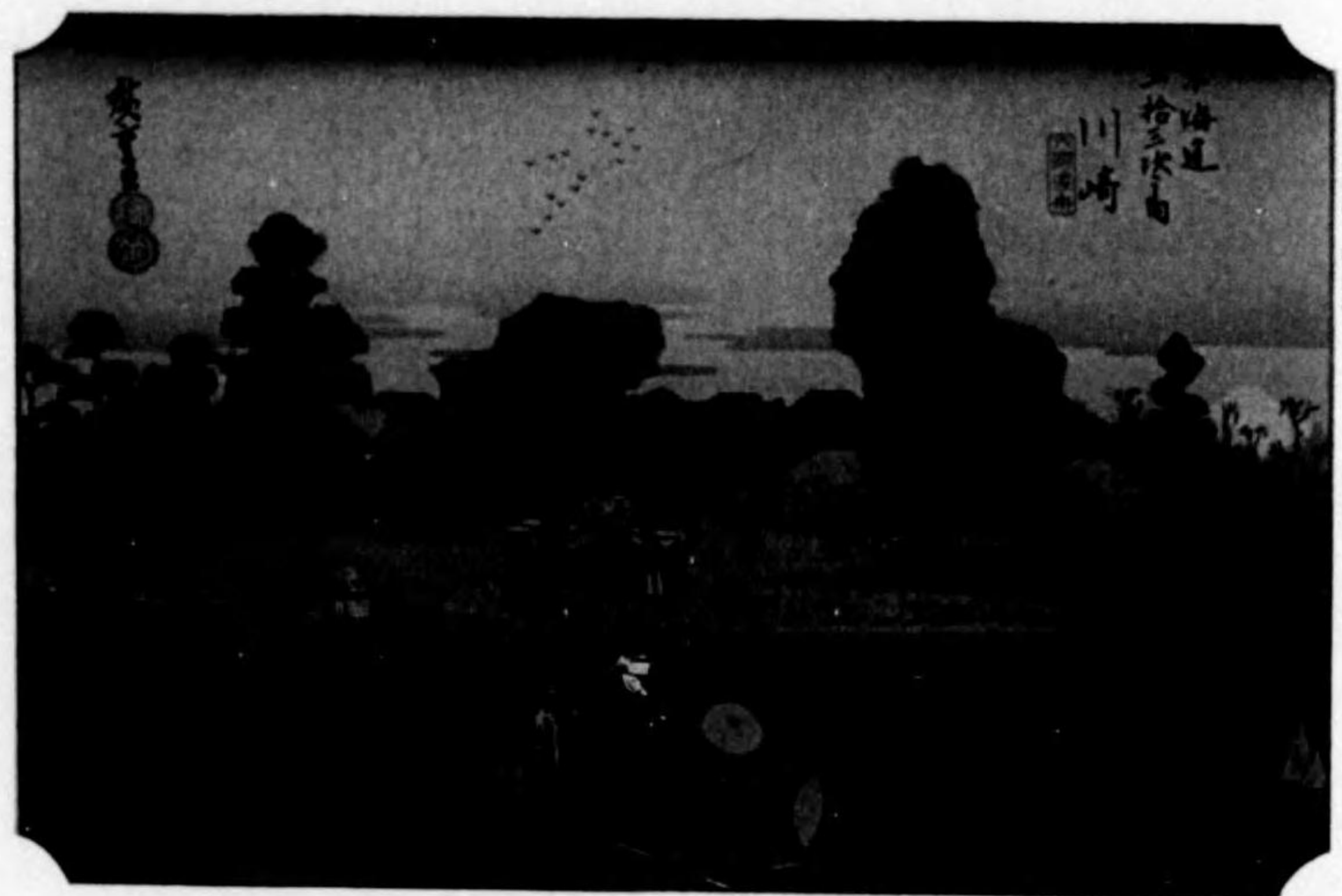
取締役社長 山口喜三郎

右の契約書は、兩社株主總會に於て夫々滞りなく承認せられ、爾來諸般の合併手續の進行を俟つて、東京市京橋區

銀座西五丁目二番地に資本金八千七百萬圓の東京芝浦電氣株式會社の設立を見るに至つた。この合併は從來兩社が緊密な姉妹關係にあつたこと、且は兩社の取締役社長並に會長に齊しく山口喜三郎氏が在任せること等に依つて、その間何等の支障澁滞無く圓滿に遂行せられ、又他面、各々優秀なる技術と設備とを有し、且永き傳統を誇る兩社が、その事業或は經營の上は何等の變改を行はれることなく、舊來の儘に新事業主體の下に渾然と合一し得たことは、合併兩社の最も欣快とするところであると共に、延いては新會社の將來に無限の發展を約するものである。

顧みれば、明治二十三年四月一日、白熱舎の名に依り本邦最初の白熱電燈球製造を目的として設立せられたる當社は、或は社運時に利あらずして荆棘の路に迷ひ、或は時運に際會して興隆の大道を歩み、拮据經營こゝに光輝ある五十の歲華を迎ふるに至つたのであるが、この間社名を改めること三度び、地を移すること四度び、舊を去つて衰頹の淵に瀕したこともあれば、新に即いて挽回の功を收めたこともあり、想へば迂餘曲折、波瀾重疊の間克く所期の目的を貫徹して今ぞその覇業を成就すると共に、思ひ出多き東京電氣株式會社の名を去つて、新たに東京芝浦電氣株式會社マツダ支社として、斯業界への再出發の歩を進めるに至つたことは、洵に感懷無量のものがある。

茲に本史沿革篇を終るに方り、過去五十年の間、一意産業報國の念に燃え、あらゆる困難を克服して今日の隆昌を將來せる赤誠不屈のマツダ精神を再認識し、その使命の彌々重きを痛感する次第である。



昔の川崎大船の寄船場

見よ

東に寄する磯崩

富士の姿を

異港に佇ぎ

赫く雲を

彩る多摩川

雲き渡る

サイレン!

今を明けゆく

我が川崎市

(川崎市歌の一節)



大船田を隔て、川崎市川崎町の東京電気株式会社（現東京芝浦電気株式会社マツダ支社）方面を望む

沿革篇附録第一

定款の變遷

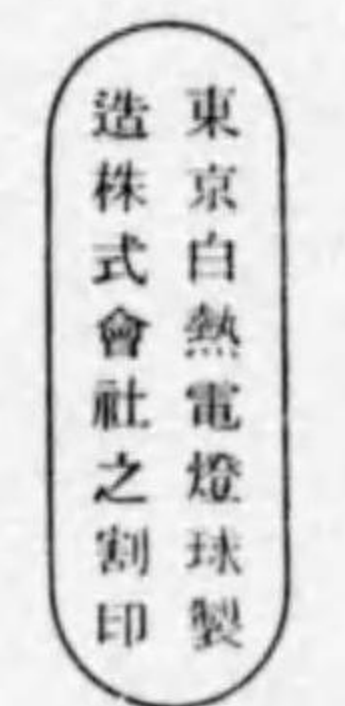
東京白熱電燈球製造株式會社定款 (明治二十八年十月十一日制定)

第一章 總 則

- 第一條 當社ハ東京白熱電燈球製造株式會社ト稱ス
- 第二條 當社ハ營業所及ヒ製作所ヲ假ニ東京市京橋區南鍋町一丁目一番地ニ設置ス
- 第三條 當社之營業ハ白熱電燈球ヲ製造シ且ツ販賣スルヲ以テ目的トス
- 第四條 當社之資本ハ金五萬圓ニシテ之ヲ壹千株ニ分テ壹株金五拾圓トス
- 第五條 當社ハ有限責任ニシテ株主ノ負擔義務ハ會社財產ニ止マルモノトス
- 第六條 當社存立期限ハ設立免許之日ヨリ滿貳拾ケ年トス
但滿期ニ至リ總會之決議ヲ以テ繼續スル事アルヘシ
- 第七條 當社株主ハ株金第一回之拂込ミヲナスニ於テ株主タル權利ヲ得義務ヲ負フモノトス
但其他之會社若ハ組合ニ於テ當社株主トナリタル時ハ其代表者一名ヲ定メテ登錄ヲ受クヘシ
- 第八條 當社之印章ハ左之如シ
但朱印ニシテ本條規定之會社印ナキ權利義務ハ本社其實ニ任セス



一寸五分
分五寸一
印割



社長印



支配人



徑六分

徑六分

第九條 定款ヲ變更セントスル時ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲナス

第二章 株式

第十條 當社ノ株式券狀ハ壹株金五拾圓ノ壹種トス

但株金滿拂込ミマテハ假株券ヲ發行ス

第十壹條 當社株式ハ株主名簿ヲ備置キ左ノ事項ヲ記載ス

- 第一 株主之氏名住所
- 第二 株主所有株式之數及ヒ券面記番號
- 第三 各株式ニ付拂込ミタル金額
- 第四 株式之取得及讓渡ノ年月日

第十貳條 當社ノ株式ヲ買賣讓與セントスルトキハ當社所定ノ書式ニ依リ雙方連署ノ書面ヲ出シ株主名簿及ヒ株券ノ名義書換ヲ請求スハ

シ本社ハ規定ノ手数料ヲ領收ノ上之ヲナス

但株主死亡等ニ付其相続人ヨリ本條ノ書替ヲ請フ時ハ其親戚二名以上ノ保證ヲ要ス

第十參條 株式券狀磨滅切損燒失等之事アル時ハ其事實ヲ明瞭ニ認メ二人以上ノ證人ヲ以テ新株式券狀之交付ヲ請フモノトス本社ハ規定ノ取調方及ヒ新聞廣告ノ上手數料ヲ領收シテ之ヲ交附ス

第十肆條 通常總會前二十日間ハ第十貳條本文ノ登錄ヲ停止ス

第三章 株金拂込ミ

第十五條 株金拂込ミハ之ヲ參回ニ分テ左ノ期節ニ拂込ヲナスヘシ

但シ拂込ミ時日及場所ハ取締役會議ニ於テ決定シ十四日以前ニ株主ヘ通知スヘシ其通知書ニ拂込ヲ爲ササル爲メ株主ノ被ルヘキ損失ヲ併示スルヲ要ス

第一回 壹株ニ付金參拾圓設立免許之日ヨリ三十日以内

第二回 壹株ニ付金拾圓明治二十九年七月

第三回 壹株ニ付金拾圓明治三十年七月

第十六條 當社ハ拂込ヲ怠リタル株主ニ對シ更ニ當日ヨリ拾五日間ニ拂込ヘキ催告ヲナスヘシ之ヲ受ケ尙拂込ヲ爲ササルトキハ其株主ニ通知シテ未拂込株式ヲ公賣ニ附シ其代金ヲ以テ拂込ムヘキ金額并ニ拂込期日ノ翌日ヨリ金百圓ニ付一日金三錢之割合ヲ以テ遅延利子及ヒ遅延ヨリ生シタル費用ヲ控除徵收スヘシ剩餘アリタルトキハ之ヲ前株主ニ還付シ不足アレハ追徵ス

第四章 役員

第十七條 當社役員ハ左ノ如シ

- 一 取締役 四名
- 一 監査役 二名

第十八條 取締役ハ總會ニ於テ五拾株以上ヲ所有スルモノヨリ監査役ハ貳拾株以上ノ所有者ヨリ選定ス

但第二期以後役員ニ選任サル、ニハ其株式ヲ所有シタルヨリ六ヶ月以上經過セルヲ要ス

第十九條 取締役及ヒ監査役ノ在職期限ハ二年トシ都度一月之通常總會ニ於テ改選ス

但其時期滿了ノ後再選スルハ妨ケナシ

第貳拾壹條 取締役及ヒ監査役中不時ニ缺員ヲ生スルトキハ臨時總會ヲ招集シテ補缺選舉ヲナスヘシ補缺員ノ任期ハ前任者ノ在職期限ヲ以テ滿了トス

第貳拾貳條 取締役ハ互選ヲ以テ專務取締役一名ヲ選定シ之ヲ社長ト稱ス

但シ事務ニ對シテハ連帶責任ヲ負フモノトス

第貳拾參條 取締役ハ會社内外ノ事務ヲ統轄シ業務ヲ施行スルニ權利責任ヲ有ス然レトモ法律命令定款并ニ總會ノ決議取締役會議決議ヲ遵守スル事ヲ要ス

第貳拾肆條 取締役ハ在職中所有株式五拾株ヲ當社ニ預ケ置クヘシ

當社ハ之ヲ封印シテ融通ヲ禁ズ任期中ノ退職者ハ當該年度ノ通常總會ニ於テ各議案ノ承認ヲ經タル後還付ス

第貳拾伍條 監査役ハ取締役ノ施行スル業務ヲ監視シ會計及總會ニ報告スヘキ諸般ノ書類ヲ精査スヘシ且必要ノ場合ニハ臨時總會ヲ招集スル事ヲ得

第貳拾陸條 取締役及ヒ監査役ノ俸給報酬ハ總會ニ於テ定ム

第五章 株 主 總 會

第貳拾柒條 當社總會ハ通常臨時之ニ種ニ分テ通常總會ハ毎年一月七月之兩度ニ開會シ臨時總會ハ取締役若ハ監査役之必要ト思量スル時

又ハ總株式數五分ノ一以上ニ當ル株主ニ於テ當社ノ利害ニ關シ其事項ヲ舉テ請求アリタル時開會ス

第貳拾捌條 通常總會ハ前季間之計算書財産目錄貸借對照表事業報告及ヒ利益配當案ヲ議決シ取締役監査役ヲ選舉スルノ外他議ニ涉ルヲ得ス

第貳拾玖條 臨時總會ハ其開會ヲ要スルニ付豫テ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルヲ得ス

第貳拾十條 總會ハ開會之場所時日及會議之目的等日數十五日以前ニ取締役ニ於テ定メ株主ニ通知スヘシ

第參拾條 總會ノ議長ハ專務取締役トス都合ニ依リテハ他ノ取締役代理スル事ヲ得

第參拾壹條 總會ハ總株式數ノ三分一以上ニ當ル株主出席スルニアラサレハ開ク事ヲ得ス

但債券之發行又ハ定款ノ變更及任意解散ノ決議ニ付テハ總株主ノ半數ニシテ總株式二分ノ一以上ニ當ル出席者ヲ要ス且ツ定款變更及ヒ任意解散之場合ハ議長決票ノ例ニ由ラス

第參拾貳條 總會ニ定數之株主出席セザル時ハ假ニ決議ヲ爲ス事ヲ得此場合ニ於テハ其決議ヲ總株主ニ通知シテ二十日以内再ヒ總會ヲ招集ス而テ其通知書ニハ第二總會ニ於テ出席株主決議權之多數ヲ以テ第一總會之決議ヲ認可シタル時ハ之ヲ有效トナスヘキ旨ヲ

明告スヘシ

第參拾參條 總會ノ決議錄ニハ決議之要領出席株主之氏名ヲ記載シ議長及ヒ出席株主中二名以上之ニ署名捺印スヘシ

第參拾肆條 株主ノ議決權ハ一株ヲ以テ一個トス

第參拾伍條 總會ニ出席セザル株主ノ議決權ハ株主中之者ニ限り委任シテ行ハシムル事ヲ得

第六章 計 算

第參拾陸條 計算ハ毎年六月及ヒ十二月ヲ以テ決算シ前半季後半季トシテ總勘定ヲナス

第參拾七條 利益分配方ハ總益金ノ内ヨリ經費及ヒ損失金ヲ引去リ殘額ヲ純益金トシテ左之割合ニ基キ分配ス

但株主配當金ハ株金ニ對スル年一割五分ニ滿サル時ハ第四之分配金ハ停止スルモノトス

第一純益金額二十分ノ一 定例準備積立金

第二 同 十分ノ一 機械缺損補充積立金

第三 同 十分ノ七以上株主配當金

第四 同 十分ノ一 役員職員賞與金

第七章 解 散

第參拾八條 總會ノ決議ニ依リ任意解散スル事ヲ得

第參拾九條 任意解散ハ決議ノ日ヨリ解散ニ關スル手續キヲナシ株主中ヨリ精算人貳名ヲ選定スヘシ

東京電氣株式會社定款 (明治三十二年九月十五日改正)

第一章 總 則

- 第一條 本會社ハ株式組織ヲ以テ設立ス
- 第二條 本會社ハ白熱電燈球及電氣事業ニ要スル機械器具ノ製造販賣並電氣工事ノ設計受負ヲナスヲ以テ目的トス
- 第三條 本會社ハ東京電氣株式會社ト稱シ本社及製造所ヲ東京市芝區三田四國町ニ番地ニ置ク但シ事業ノ都合ニ依リ支社又ハ販賣店ヲ置クコトヲ得
- 第四條 本會社ノ資本金ハ拾五萬圓トス
- 第五條 本會社ノ存立期間ハ設立免許ノ日ヨリ滿二十ヶ年即チ明治四十九年二月十九日迄トス但シ滿期ニ際シ總會ニ於テ繼續ノ決議アリタルトキハ更ニ之ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第六條 本會社ノ公示方法ハ所轄登記所ノ公告スル新聞紙ヲ以テ公告スルモノトス

第二章 株 式

- 第七條 本會社ノ株式ハ總テ記名式ニシテ無記名式株式ヲ發行セズ
- 第八條 本會社ノ株式ハ一株金五拾圓トシ其株數ヲ參千株トス
- 第九條 本會社ノ株主トシテ權利ヲ行フ事ヲ得可キモノハ此定款ニ從ヒ株主名簿ニ記載ヲ經タル者ニ限ル
- 第十條 會社組合其他團體又ハ數人共同ニテ本會社ノ株式ヲ所有スルトキハ其代表者一名ヲ定メ前項登記ヲ經ルモノトス
- 第十一條 株主ノ氏名住所
- 第十二條 各株主ノ株式數及株券ノ番號

第三 各株式ニ付キ拂込ミタル金額及ヒ拂込年月日

- 第四 各株主所得ノ年月日
- 第十一條 本會社發行ノ株券ハ一株券ノ一種トス
- 第十二條 本會社發行ノ株券ニハ拂込金額、發行ノ年月日、株券ノ番號、株主ノ氏名、本會社設立免許ノ年月日資本ノ總額一株ノ金額及社名ヲ記載シ社印ヲ捺シ專務取締役即チ社長署名捺印スルモノトス但シ既發行ノ假株券ハ商法施行法第五十七條ニ由リ處理ス
- 第十三條 株式ヲ買賣譲與セントスルトキハ株券ノ裏面相當欄内ニ双方ノ氏名及住所ヲ記入捺印シ且本會社所定ノ株式譲渡請求書ニ連署連印シテ譲渡ノ記載ヲ請フヘシ本會社ハ之レヲ株主名簿ニ登記シ其株券ニ署名捺印シテ移轉ヲ證スヘシ但シ登記料トシテ一株ニ付金五錢ヲ徴收ス
- 第十四條 株券ヲ毀損又ハ汚穢シ新株券ト引換ヲ請求スルトキハ本會社所定ノ手續キテ履行シ新株券ヲ交付スヘシ又紛失盜難等ニ罹リタル場合ニ於テハ證人連署其事由ヲ證明シ而シテ所有者ノ自費ヲ以テ本會社ノ指定スル新聞紙ニ二日間以上廣告シ三十日ヲ經テ發見セザルトキハ新株券ヲ交付スヘシ但シ新株券交付手数料トシテ壹株ニ付金貳拾五錢ヲ徴收ス
- 第十五條 株主ノ死去破産其他法律ノ效果ニ依リ株式ヲ取得スルモノ其事實ヲ證明スルニ於テハ本會社ハ株主トシテ株主名簿ニ記載スヘシ但シ登記料ハ第十三條ニ同シ
- 第十六條 本會社ノ株式ヲ取得シタル者ハ其取得前ニ於テ本會社ヨリ從前ノ株主ニ通知セル事項ハ總テ知了シタルモノト看做ス
- 第十七條 本會社ハ株主名簿及計算閉鎖ノ爲メ公告ヲ爲シ事業年度毎ニ一ヶ月ヲ超エサル期間株式ノ譲渡ニ係ル株券ノ記名書換ヲ停止スルコトアルヘシ
- 第十八條 株主其氏名住所ヲ變更シ又ハ改印ヲ爲シタルトキハ直ニ本會社ニ通知スヘシ

第三章 株 金 拂 込

- 第十九條 本會社株金ノ内未拂込壹株ニ付金貳拾圓ハ明治三十二年十一月ヨリ同三十五年十二月迄ニ毎回壹株ニ付概ネ金五圓宛ニ分チ拂込ムモノトス毎回拂込ノ金額及ヒ期日ハ取締役合議ノ上之ヲ決定シ其拂込期日ハ三十日以前ニ通知スヘシ但其通知ニハ拂込ヲ爲

サ、ル爲メ株主ノ被ムルヘキ損失ヲ併示ス

第二十條 本會社ハ株金拂込期日ニ至リ拂込ヲ爲サ、ル株主アルトキハ其期限ノ翌日より未拂込金額ニ對シ金百圓ニ付日歩四錢ノ割ヲ以テ延滞利子ヲ徵收ス

第二十一條 本會社ハ株金拂込ヲ爲サ、ル株主ニシテ拂込期日後三週間ヲ經過スルモ拂込ヲ爲サ、ルトキハ更ニ二週間ヨリ少ナカラサル期日ヲ指定シ延滞利子ヲ添エ期間内ニ拂込ヲ爲スヘキ旨催告スヘシ

前項拂込期日ニ至リ仍亦拂込ヲ爲サ、ルトキハ再ヒ期日ヲ指定シ其期日内ニ拂込ヲ爲サ、レハ本會社ノ株主タル權利ヲ失フヘキコト及株式ハ公賣スヘキコトヲ併セテ通知スヘシ

第二十二條 前條第二項ノ手續ヲ爲シタルモ期日ニ至リ拂込ヲ爲サ、ルトキハ其株主ハ全ク本會社株主タルノ權利ヲ放棄シタルモノトシ其株式ハ公賣ニ付スヘシ此公賣ニ依リ得タル金額ヲ以テ意納金及ヒ之レニ伴フ諸費ヲ計算シ不足アレハ之レヲ追徵剩餘アレハ還付スヘシ右株式ノ讓渡人アリタルトキハ商法第五百三十三條同五百五十四條並ニ施行法第五十九條ヲ適用ス

第四章 株主總會

第二十三條 株主總會ハ定時及臨時ノ二種トス定時總會ハ毎年十二月之ヲ召集シ前期ノ會計決算及業務ノ報告ヲ爲シ利益配當案ヲ議スルモノトス

第二十四條 臨時總會ハ臨時重要ノ事件ニ付取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムル場合ニ之ヲ召集ス

第二十五條 會社資本十分ノ一以上ニ當タル株主ヨリ會議ノ目的及其理由ヲ明示シテ臨時總會ヲ請求スルトキハ取締役ハ二週間内ニ召集ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十六條 總會ハ會日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シ其日時場所及會議ノ目的事項ヲ通知スヘシ

第二十七條 總會ノ議事ハ豫テ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス

第二十八條 不動産ヲ擔保トシテ負債ヲ起スニハ總會ノ決議ヲ要ス

第二十九條 總會ハ總株主ノ五分ノ一以上總株式數ノ四分ノ一以上ニ當ル株主出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス

第三十條 債券ヲ發行シ定款ノ變更又ハ任意ノ解散ニ付テハ總株主ノ半數以上ニシテ總株金ノ半額以上ニ當ル株主出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス

第三十一條 總會ニ於テ出席株主及株式其定數ニ滿タサルトキハ前貳條孰レノ場合ニ於テモ假決議ヲ爲スヲ得而シテ此場合ニ於テハ其決議ノ事項ヲ株主ニ通知シ一ヶ月以内ニ再ヒ總會ヲ召集スヘシ第二總會ニ於テハ出席員數ニ拘ラス第一總會ノ假決議ヲ認可シタルトキハ之ヲ以テ其議案ヲ確定シタルモノトス

前項規定ハ會社ノ目的タル事業ヲ變更スル場合ニハ適用セス

第三十二條 株主自カラ總會ニ出席シ能ハサル時ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得但代理人ハ委任狀ヲ有スル本會社株主ニ限ル其委任狀ハ出席株主及株式ノ員數ニ算入スヘシ

第三十三條 株主ノ議決權ハ一株一個トス

第三十四條 總會ノ議事ハ總テ出席株主議決權(議長ノ議決權モ包含ス)ノ多數ニ依リテス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十五條 總會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長差支アルトキハ他ノ取締役之ニ任ス取締役悉ク事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選舉スヘシ

第三十六條 議長ハ會議ノ續行期日ヲ定メ又ハ會場ヲ轉スルコトヲ得但續行期日ニ於テモ前會議了セザリシ議案ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス

第三十七條 總會議事ノ要領ハ總會議事録ニ記載シ議長及出席株主二名以上之ニ記名捺印シテ本會社ニ保存スヘシ

第三十八條 本會社ニ取締役四名ヲ置ク

第三十九條 取締役ハ株主總會ニ於テ本會社ノ株式五拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ選任スルモノトス

第四十條 取締役ノ任期ハ滿三ヶ年トス但滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

第四十一條 取締役ハ上任直チニ本會社株式五拾株ヲ監査役ニ供托スルモノトス

第五章 取 締 役

第三十八條 本會社ニ取締役四名ヲ置ク

第三十九條 取締役ハ株主總會ニ於テ本會社ノ株式五拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ選任スルモノトス

第四十條 取締役ノ任期ハ滿三ヶ年トス但滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

第四十一條 取締役ハ上任直チニ本會社株式五拾株ヲ監査役ニ供托スルモノトス

第四十二條 取締役ハ同僚中署名ヲ互選シテ専務取締役即チ社長トナシ會社業務執行ヲ委任ス
社務ノ都合ニ因リテハ取締役中常務員ヲ選定シ社長ノ任務ヲ輔佐スルコトヲ得
第四十三條 取締役中缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲナス其補缺當選者ノ任期ハ前任者ノ殘期ヲ補フモノトス但法定ノ人員ヲ缺カサルトキハ次期ノ定時總會ト同時ニ臨時總會ヲ開クマテ之レヲ猶豫スルコトヲ得
第四十四條 取締役ノ報酬ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 監 査 役

第四十五條 本會社ハ監査役二名ヲ置ク
第四十六條 監査役ハ株主總會ニ於テ本會社ノ株式貳拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ選任スルモノトス
第四十七條 監査役ノ任期ハ滿一ケ年トス但滿期ニ至リ再選スルコトヲ得
第四十八條 監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及會社財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得
第四十九條 監査役ハ取締役カ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主總會ニ其意見ヲ報告スヘシ
第五十條 第四十三條第四十四條ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第七章 計 算

第五十一條 取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出ス
一 財産目録
二 貸借對照表
三 營業報告書
四 損益計算書
五 準備金及利益配當ニ關スル議案

第五十二條 取締役ハ定時總會ノ會日前ニ前條ニ掲ケタル書類及監査役ノ報告書ヲ本會社ニ備ヘ置クヘシ
第五十三條 本會社ハ毎年十一月三十日ヲ以テ計算期トス
第五十四條 損益計算ハ總テ利益金ヨリ總損金ヲ引去リ殘額ヲ以テ純益金トシ左ノ割合ニ依リ分配ス

- 第一 純益金額二十分ノ一 準備積立金
- 第二 同 十分ノ一 機械缺損補充積立金
- 第三 同 十分ノ一 役員及雇員賞與金
- 第四 同 株主配當及後期繰越金

第五十五條 利益配當金ハ毎計算期末ニ於テ株主名簿ニ記載シアル株主ニ配當スルモノトス
拂込ミタル金額ニ對シテハ拂込ミノ翌月ヨリ計算シテ配當金ヲ割賦スルモノトス
第五十六條 株主ハ配當金ノ通知ヲナシタル後三ケ年ヲ經過シ請求セサルトキハ株主ハ其權利ヲ拋棄シタルモノト做シ其金額ハ本會社ヘ沒收スルモノトス
第五十七條 準備積立金ハ取締役會ノ決議ニ依リ公債證書地方債券又ハ確實ナル會社株券或ハ債券ヲ以テ積立置クコトヲ得
附 則
第五十八條 定款ニ規定ナキモノハ總テ適法ノ規定ニ依ル
第五十九條 本定款ハ明治三十二年九月十六日ヨリ效力ヲ生シ之ト同時ニ舊定款ハ效力ヲ失フモノトス

東京電氣株式會社定款 (昭和十三年六月二十三日改正)

第一章 總 則

- 第一條 本會社ハ株式組織ヲ以テ設立ス
- 第二條 本會社ノ營業ノ目的左ノ如シ
 - 一、電氣機械器具製造業
 - 二、化學工業、金屬工業、窯業、鑛業、土石採取業、前號以外ノ機械器具製造業
 - 三、前各號ノ附帶又ハ關聯事業
 - 四、前各號ノ營業ヲ爲ス者ニ對スル投資
- 第三條 本會社ハ東京電氣株式會社ト稱シ本社及製造所ヲ神奈川県川崎市堀川町七拾貳番地ニ置ク但シ事業ノ都合ニ依リ支社、分工場又ハ販賣店ヲ置クコトヲ得
- 第四條 本會社ノ資本金ヲ金五千九百五十萬圓トス
- 第五條 本會社ノ存立期間ハ大正五十年十二月三十一日迄トス但シ滿期以前總會ニ於テ繼續ノ決議アリタルトキハ更ニ之ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第六條 本會社ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 株 式

- 第七條 本會社ノ株式ハ總テ記名式ニシテ無記名式株式ヲ發行セス
- 第八條 本會社ノ株式ハ壹株ニ付金五拾圓トシ其株數ハ百拾九萬株トス
- 第九條 本會社ノ株主トシテ權利ヲ行フコトヲ得ヘキモノハ此定款ニ從ヒ株主名簿ニ記載ヲ經タル者ニ限ル會社、組合其他團體又ハ數人

共同ニテ本會社ノ株式ヲ所有スルトキハ其代表者一名ヲ定メ前項登記ヲ經ルモノトス

- 第十條 本會社ハ株主名簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載ス
 - 第一、株主ノ氏名、住所
 - 第二、各株主ノ株式數及株式ノ番號、株式識別番號
 - 第三、各株式ニ付キ拂込ミタル金額及拂込年月日
 - 第四、各株式所得ノ年月日
- 第十一條 本會社發行ノ株式ハ壹萬株券、壹千株券、五百株券、壹百株券、五十株券、十株券、五株券、壹株券ノ八種トス
- 第十二條 本會社發行ノ株式ハ拂込金額、發行ノ年月日、株式ノ番號、株式識別番號、株主ノ氏名、設立免許ノ年月日、増資登記ノ年月日、資本ノ總額、壹株ノ金額及社名ヲ記載シ社印ヲ捺シ二名ノ取締役署名又ハ署名捺印スルモノトス
- 第十三條 株式ヲ移轉セントスルトキハ株式ノ裏面相當欄内ニ双方署名又ハ捺印シ且本會社所定ノ株式名義書換請求書ニ連署連印シテ移轉ノ記載ヲ請フヘシ本會社ハ之レヲ株主名簿ニ登記シ其株式ニ取締役二名署名又ハ捺印シテ移轉ヲ證スヘシ但シ登記料トシテ株券壹枚ニ付金五錢ヲ徵收ス
- 第十四條 代表者ニ依リ株式ヲ所有スル法人又ハ共有者ニシテ代表者ノ變更ニ因リ株式ノ名義書換ヲ請求シタルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス
- 第十五條 株式ノ毀損又ハ汚穢シ新株券ト引換ヲ請求スルトキハ本會社所定ノ手續キテ履行シ新株券ヲ交付スヘシ又紛失、盜難等ニ罹リタル場合ニ於テハ證人連署其事由ヲ證明シ而シテ所有者ノ自費ヲ以テ本會社ノ指定スル新聞紙ニ二日間以上廣告シ三十日ヲ經テ發見セザルトキハ新株券ヲ交付スヘシ但シ新株券交付手数料トシテ株券壹枚ニ付金貳拾五錢ヲ徵收ス但シ此場合ニ於テ後日ニ至リ舊株券ヲ發見スルモ無効トス
- 第十六條 株主ノ死去、破産其他法律ノ效果ニ依リ株式ヲ取得スルモノ其事實ヲ證明スルニ於テハ本會社ハ株主トシテ株主名簿ニ記載スヘシ但シ記載料ハ第十三條ニ同シ
- 第十七條 本會社ノ株式ヲ取得シタル者ハ其取得前ニ於テ本會社ヨリ從前ノ株主ニ通知セル事項ハ總テ知了シタルモノト看做ス

第十七條 本會社ハ株主名簿及計算閉鎖ノ爲メ公告ヲ爲シ事業年度毎ニ一ヶ月ヲ超エサル期間株式ノ移轉ニ係ル株券ノ記名書換ヲ停止スルコトアルヘシ

株主臨時總會ノ場合ニ於テモ必要ト認ムル時ハ公告シテ總會ノ前後必要ト認ムル期間株式ノ名義書換ヲ停止スルコトアルヘシ

第十八條 株主其氏名、住所ヲ變更シ又ハ改印ヲ爲シタルトキハ直ニ本會社ニ通知スヘシ

無能力者及其法定代理人ニシテ身分ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ代表者ニ依リ株式ヲ所有スル法人若クハ共有者ニシテ其代表者ニ變更ヲ生シタルトキハ其資格ヲ證明スルニ足ルヘキ書面ヲ添付シ遲滞ナク本會社ニ通知スヘシ

外國及ヒ臺灣、朝鮮、樺太、關東州、南洋群島ニ居住スル株主ハ日本内地ニ會社ノ總テノ通知ヲ受クヘキ代理人ヲ定メ會社ニ届ケ置クヘシ

前三項ノ通知ノ義務ヲ怠リタルニ因リ生シタル損害ニ付テハ會社ハ其責ニ任セス

第三章 株 金 拂 込

第十九條 本會社ノ株式ノ拂込金額及期間ハ取締役會ノ決議ニ依リ之レヲ定ムルモノトス

第二十條 本會社ハ株金拂込期日ニ至リ拂込ヲ爲ササル株主アルトキハ其期限ノ翌日ヨリ未拂込金額ニ對シ金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ徵收ス

第二十一條 削 除

第二十二條 削 除

第四章 株 主 總 會

第二十三條 株主總會ハ定時及臨時ノ二種トス定時總會ハ毎年六月、十二月之レヲ招集ス

第二十四條 臨時總會ハ臨時重要ノ事件ニ付取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムル場合ニ之レヲ招集ス

第二十五條 會社資本金十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ會議ノ目的及其理由ヲ明示シテ臨時總會ヲ請求スルトキハ取締役ハ二週間内ニ招集

ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十六條 總會ハ會日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シ其日時、場所及會議ノ目的事項ヲ通知スヘシ

第二十七條 總會ノ議事ハ豫テ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス

第二十八條 總會ハ總株主ノ五分ノ一以上總株式數ノ四分ノ一以上ニ當ル株主出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス

第二十九條 債券ノ發行、擔保付負債、定款ノ變更又ハ任意ノ解散ニ關スル總會ニ於テハ總株主ノ半數以上ニシテ總株金ノ半額以上ニ當ル株主出席スルニ非ラサレハ決議スルコトヲ得ス

第三十條 株主自カラ總會ニ出席シ能ハサルトキハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得但シ代理人ハ委任狀ヲ有スル本會社株主ニ限ル

其委任狀ハ出席株主及株式ノ員數ニ算入スヘシ

第三十一條 株主ノ議決權ハ一株一個トス

第三十二條 總會ノ議事ハ總テ出席株主議決權(議長ノ議決權モ包含ス)ノ多數ニ依リテス可否同數ナルトキハ議長之レヲ決ス

第三十三條 總會ノ議長ハ社長之レニ任ス社長差支アルトキハ他ノ取締役之レニ任ス取締役盡ク事故アルトキハ出席株主中ヨリ之レヲ選舉スヘシ

第三十四條 議長ハ會議ノ續行期日ヲ定メ又ハ會場ヲ轉スルコトヲ得但シ續行期日ニ於テモ前會議了セザリシ議案ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス

第三十五條 總會議事ノ要領ハ總會議事録ニ記載シ議長及出席株主二名以上之ニ記名捺印シテ本會社ニ保存スヘシ

第五章 取 締 役

第三十六條 本會社ノ取締役ハ拾名以内トス

第三十七條 取締役ハ株主總會ニ於テ本會社ノ株式貳百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ選任スルモノトス

第三十八條 取締役ノ任期ハ滿三ヶ年以内トス但シ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

第三十九條 取締役ハ上任直チニ本會社株式貳百株ヲ監査役ニ供託スルモノトス

第四十條 株主總會ノ決議ヲ以テ會社ヲ代表スヘキ取締役社長壹名取締役副社長貳名以内ヲ選任ス

取締役ハ互選ニ依リ常務取締役若干名ヲ選任スルコトヲ得

取締役社長ハ株主總會及取締役會ノ決議ヲ執行シ一般業務ヲ掌理シ取締役副社長ハ取締役社長ヲ輔佐シ常務取締役ハ取締役社長及取締役副社長ヲ輔佐シテ右業務ヲ處理ス

代表取締役ニ非サル取締役ハ取締役會ノ決議ニ依リ委任アルニ非サレハ會社ヲ代理スルコトヲ得ス

第四十一條 削 除

第四十二條 取締役中缺員ヲ生シタルトキハ株主總會ヲ開キ補缺選舉ヲナス其補缺當選者ノ任期ハ前任者ノ殘期ヲ補フモノトス但シ法定ノ人員ヲ缺カサルトキハ次期ノ定時總會ヲ開クマデ之レヲ猶豫スルコトヲ得

第四十三條 取締役ノ報酬ハ總會ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム

第六章 監 査 役

第四十四條 本會社ノ監査役ハ四名以内トス

第四十五條 監査役ハ株主總會ニ於テ本會社ノ株式壹百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ選任スルモノトス

第四十六條 監査役ノ任期ハ滿二ケ年以内トス但シ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得

第四十七條 監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及會社財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第四十八條 監査役ハ取締役カ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主總會ニ其意見ヲ報告スヘシ

第四十九條 第四十二條第四十三條ノ規定ハ監査役ニ之レヲ準用ス

第七章 計 算

第五十條 取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出ス

一 財産目錄

二 貸借對照表

三 營業報告書

四 損益計算書

五 準備金及利益配當ニ關スル議案

第五十一條 取締役ハ定時總會ノ會日前ニ前條ニ掲ケタル書類及監査役ノ報告書ヲ本會社ニ備ヘ置クヘシ

第五十二條 本會社ノ計算期ハ一ケ年ヲ二期ニ分チ十二月ヨリ五月迄ヲ前半期トシ六月ヨリ十一月迄ヲ後半期トス

第五十三條 本會社ノ使用人ノ功勞ヲ賞シ且之ヲ獎勵スル爲メ功勞社債ヲ發行ス

第五十四條 總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシ左ノ如ク處分ス

一 法定準備積立金 百分ノ五以上

二 別途積立金 若干若ハ零

三 株主配當金 同 上

四 後期繰越金 同 上

別途積立金ハ其使途ニ從ヒ別ニ項目ヲ設ケテ積立ヲ爲スコトヲ得但シ株主總會ノ決議ニ依リ項目ノ名稱ニ拘ラス之ヲ支出スルコトヲ得

第五十四條 利益配當金ハ毎計算期末ニ於テ株主名簿ニ記載シアル株主ニ配當スルモノトス

拂込タル金額ニ對シテハ拂込ノ翌月ヨリ計算シテ配當金ヲ割賦スルモノトス

第五十五條 株主ニ配當金ノ通知ヲナシタル後三ケ年ヲ經過シ請求セザルトキハ株主ハ其權利ヲ拋棄シタルモノト看做シ其金額ハ本會社ニ沒收スルモノトス

第五十六條 準備積立金ハ取締役會ノ決議ニ依リ公債證書、地方債券又ハ確實ナル會社株券或ハ債券ヲ以テ積立置クコトヲ得

物故歴代社長略年譜

初代社長 三吉正一氏略年譜

嘉永 六年 十月
山口縣玖珂郡岩國に生る。幼名忠輔後正一と改む。

明治 十一年 十月
東京電信修技學校に入學す。

十四年 七月
電信製造技手を拜命す。

十六年 四月
東京市芝區南佐久間町に工場を設立し電気機械器具の製作に従事す。

十八年
藤岡市助氏の設計に依り弧光燈用發電機を製作す。(本邦最初の發電機)

二十年
藤岡市助氏設計の白熱電燈用發電機を製作す。

二十三年 四月
芝區三田四國町薩摩原の空地に電機工場を新築し三吉電機工場と稱す。

廿四、五年
藤岡市助氏と共に東京市京橋區箱屋町に白熱電球製作所「白熱舎」を設立しその經營に當る。各地に水力發電所を起し同事業の開發に盡力す。

二十九年 一月
白熱舎を改組し東京白熱電燈球製造株式會社と爲し同社の専務取締役社長に就任す。

三十一年十二月
東京白熱電燈球製造株式會社専務取締役社長を辭す。取締役に當ること如故。

三十四年 十月
東京白熱電燈球製造株式會社取締役を辭任す。

三十九年 三月二十四日
前年來の宿痾癒えず東京帝國大學病院に於て歿す。享年五十四。

第二代及第五代社長 工學博士藤岡市助氏略年譜

安政 四年 三月 十四日
山口縣玖珂郡岩國町大字錦見に生る。父は喜介、母はウメ、博士はその長男なり。

明治 八年 四月
工部省工學寮に官費入學被仰付、エルトン教授に就き電信學を學ぶ。

十四年 五月
工部大學校卒業、工學士の稱號を受く。同六月工部大學校教授補に任ぜらる。

十五年 七月
矢島作郎、大倉喜八郎外三名と共に東京電燈會社の創立を圖る。

十七年 三月
工部大學校教授に陞任す。

十九年 四月
帝國大學工科大学助教授に任ぜらる。

十二月
東京電燈會社技師長に就任す。

二十三年 四月
三吉正一氏等と謀り白熱舎を創立す。

二十九年 一月
東京白熱電燈球製造株式會社(白熱舎の後身)取締役に當る。

三十年
東京馬車鐵道株式會社の顧問となり電氣鐵道敷設に盡力す。

三十一年 一月
東京電燈株式會社技師長を辭す。

十二月
東京白熱電燈球製造株式會社(東京電氣株式會社)専務取締役社長に就任す。

三十五年 五月
東京電氣株式會社々長を辭し、東京市街鐵道株式會社技師長に就任す。

三十九年 二月
藤岡電氣事務所を創設す。

四十年十一月
岩國電氣軌道株式會社取締役社長となる。

四十三年 一月
東京電氣株式會社専務取締役社長となる。

- 〃 四十五年 二月 腦溢血に冒さる。
- 大正 五年十一月 友人門弟等の計畫に成る壽像建設工事落成し盛大なる除幕贈呈式舉行さる。
- 〃 七年 三月 三日 風邪に罹り肺炎を併發、病勢危篤に陥る。
- 〃 三月 五日 逝去す。享年六十二。特旨を以て従六位勳四等に叙せらる。
- 〃 三月 九日 東京電氣株式會社々葬の禮を以て芝増上寺に於て葬儀を營む。

第三代社長 長富直三氏略年譜

- 嘉永 元年十一月 一日 山口縣萩西分村雜色に生る。父登一、母キヨ、氏はその長男なり。
- 明治 二十五年 名古屋郵便電信管理局に入り同局次長となる。
- 〃 二十八年 三吉電機工場主三吉正一氏の知遇を受け同工場に入り、後間もなく白熱舎に轉ず。
- 〃 二十九年 一月 白熱舎、東京白熱電燈球製造株式會社となるに付同社取締役に就任す。
- 〃 三十年 東洋護謨工業株式會社（現在東京機械工業株式會社）専務取締役に就任す。
- 〃 三十五年 五月 当社専務取締役に就任す。
- 〃 十二月 当社々長を辭す。取締役にたること如故。
- 〃 三十八年 一月 当社取締役に辭し監査役となる。（爾來逝去まで在任）
- 大正 八年 一月 糖尿病を病み香雲堂病院に入院す。
- 〃 二月 二十六日 逝去す。享年七十二。

因に氏は右以外に旭電化工業株式會社の創立に參與し、又富士生命保險株式會社、内國生命保險株式會社その他數會社の取締役に在任した。

に在任した。

第四代社長 田村英二氏略年譜

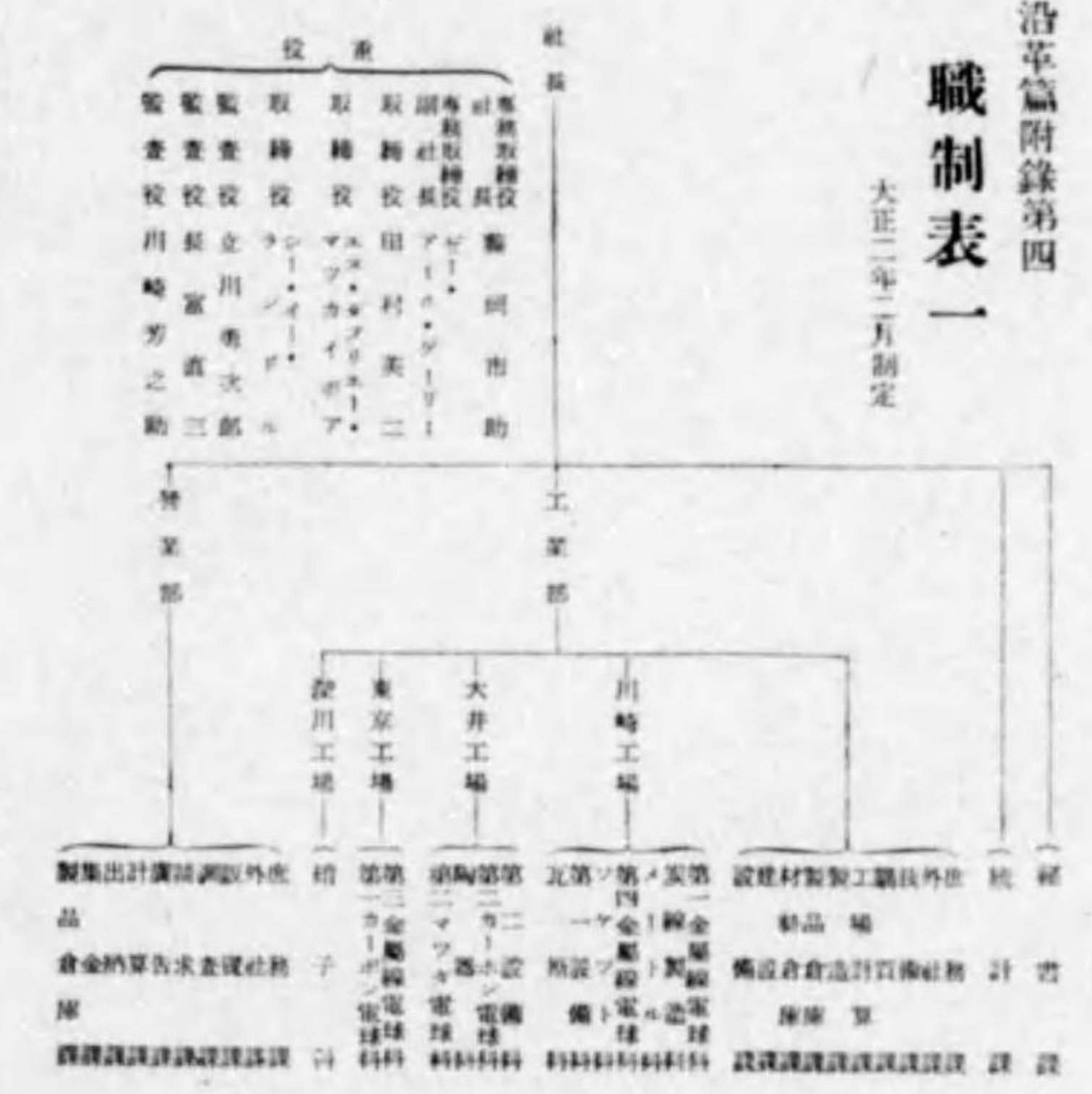
- 天保 十四年 十月 徳島縣勝浦郡勝古村に生る。田村仁三郎氏の次男。
- 明治 十二年 府縣會創設せられ勝浦郡選出の高知縣會議員となる。
- 〃 十三年 士族授産の目的を以て寸嶽製造所徳潤社を起し、その社長となる。
- 〃 二十六年 日本麥酒株式會社監査役に就任す。
- 〃 二十七年 明教保險株式會社を創立し監査役に就任す。
- 〃 三十四年 十二月 東京電氣株式會社監査役に就任す。
- 〃 三十五年 十二月 東京電氣株式會社専務取締役に社長に就任す。
- 〃 三十七年 七月 千壽製紙株式會社監査役に就任し、翌年七月取締役にとなり、四十年一月辭任す。
- 〃 四十三年 一月 東京電氣株式會社専務取締役に社長を辭任す。取締役にたること如故。
- 大正 四年十一月 二日 歿す。享年七十三。

第七代社長 新莊吉生氏略年譜

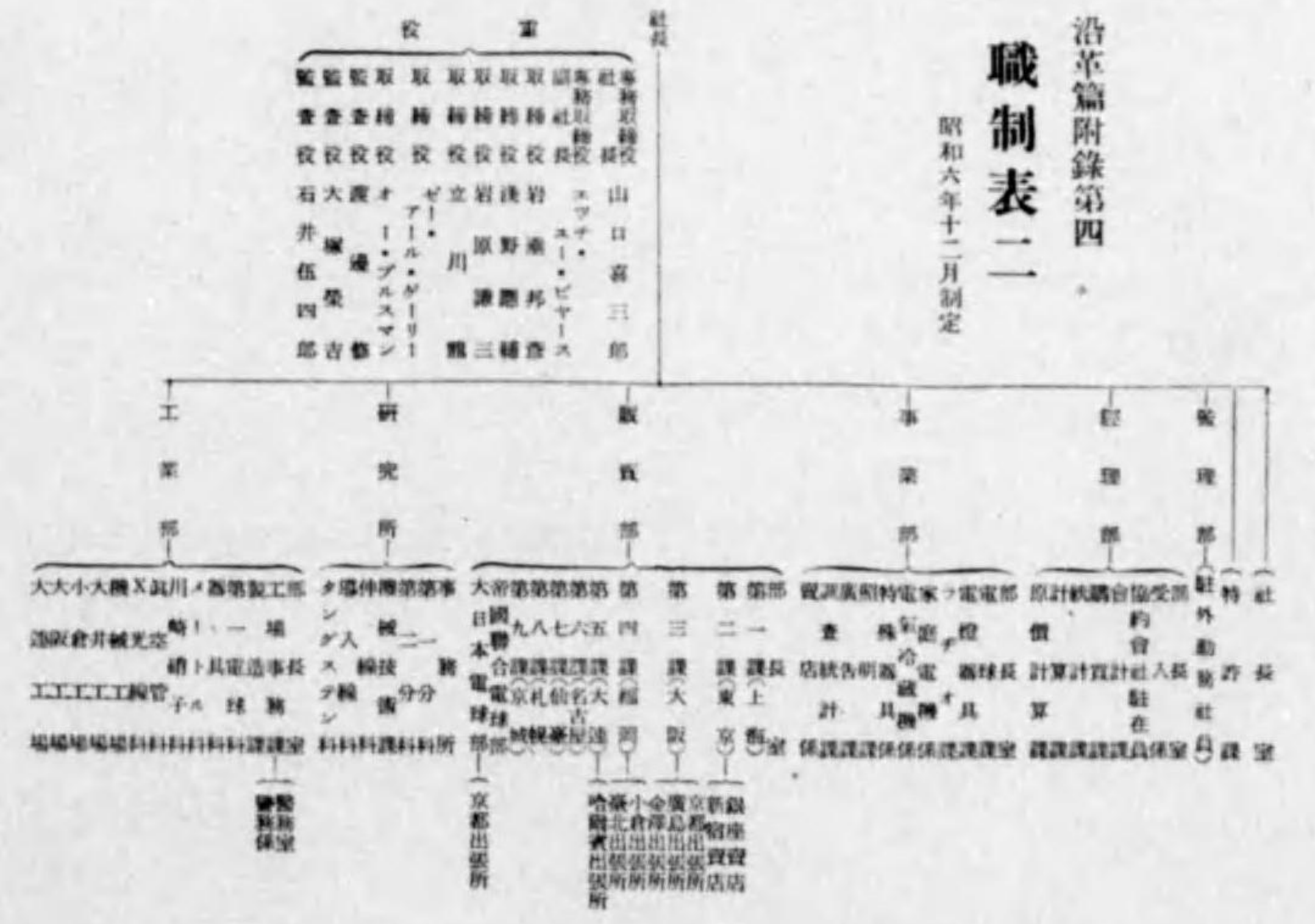
- 明治 六年 六月 九日 山口縣玖珂郡岩國町大字錦見に生る。新莊平平氏の四男なり。
- 〃 二十六年 東京帝國大學理科大學に入り物理學を専攻す。
- 〃 三十一年 七月 同校を卒業し直ちに浦和中學に奉職す。

清水與七郎	津守豊治	W・Kフアラ	平田篤次郎	森村市左衛門	石井伍四郎	H・Uビヤース	立川龍	岩原謙三	大塚榮吉	O・ブルスマン
昭和一〇・六・三	昭和一〇・六・三	昭和一〇・六・三	昭和一〇・六・三	昭和一〇・六・三	昭和一〇・六・三	昭和一〇・六・三	昭和一〇・六・三	昭和一〇・六・三	昭和一〇・六・三	昭和一〇・六・三
取	取	取	監	取	監	取	取	取	監	取
縮	縮	縮	査	縮	査	縮	縮	縮	査	縮
役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役
昭和一〇・五・三	昭和一〇・五・三	昭和一〇・五・三	昭和一〇・五・三	昭和一〇・五・三	昭和一〇・五・三	昭和一〇・五・三	昭和一〇・五・三	昭和一〇・五・三	昭和一〇・五・三	昭和一〇・五・三
常務取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取
縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮	縮
役	役	役	役	役	役	役	役	役	役	役
昭和一〇・七・三	昭和一〇・七・三	昭和一〇・七・三	昭和一〇・七・三	昭和一〇・七・三	昭和一〇・七・三	昭和一〇・七・三	昭和一〇・七・三	昭和一〇・七・三	昭和一〇・七・三	昭和一〇・七・三
現	現	現	現	現	現	現	現	現	現	現
職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職

沿革篇附録第四
職制表一
大正二年二月制定



沿革篇附録第四
職制表二
昭和六年十二月制定



沿革篇附録第五

海外派遣社員表

(派遣年月)	(氏名)	(研究目的)	(派遣先)
明治四十年 五月	中村繁太郎	タンダステン電球製造技術の研究	米 國
" 四十二年 七月	新 莊 吉 生	"	歐 米 國
" 四十五年 六月	高 野 穂 積	"	米 國
"	八 卷 升 次	"	"
"	石川久羅四郎	"	"
大正 二年 四月	立 川 龍	販賣方法研究	"
"	伊 藤 強	"	"
"	伊 東 二 三	窒素電球製造技術の研究	"
三 年 四月	四 方 來 三 尾	ソケット及び口金製造技術の研究	"
"	藤 岡 圭 助	メーター製作研究	"
"	綾 井 忠 彦	電氣事業視察	歐 米
四 年 二月	新 莊 吉 生	電球製造技術の研究	米 國
"	大 橋 重 威	"	"
"	岸 川 雄 二 郎	"	"

沿革篇附錄第六
從業員被表彰者

男子二十五年以上勤績被表彰者氏名 (括弧内ハ被表彰當時ノ所屬)

昭和十二年度

杉浦源次郎 (販賣部、第四課)	佐藤正文 (照明課)	石塚島之助 (真空管科)
小澤清作 (販賣會社)	兵頭勝 (山形工場)	土屋伊三雄 (検査課)
重城虎之助 (設備課)	野口專太郎 (總務部)	木村常吉 (硝子工場)
眞鍋一音 (大阪工場)	戸塚佑之 (器具技術課)	外山繁藏 (同)
高橋杲太郎 (販賣部、第三課)	横山源次郎 (總務部)	中村元吉 (放電管科)
三澤龜雄 (第二分科)	金子政一 (販賣部、第三課)	村島普次郎 (設備課)
井原將英 (製造課)	小泉正之 (東京倉庫)	齋藤留吉 (検査課)
吉岡不二彦 (日本電興會社)	遠藤巳之吉 (真空管科)	東小川吉三郎 (器具第二工場)
梅田徳太郎 (第一分科)	鈴木平次郎 (電球技術課)	小澤登 (硝子工場)
木村銀之助 (電球課)	金森宇七 (設備課)	土屋菊太郎 (器具第一工場)
原田良藏 (製造課)	山田慶之助 (検査課)	吉澤勝頼 (放電管科)
齋藤通二 (大同信號會社)	福田福 (同)	
新開廣作 (研究所)	加藤嘉津衛 (硝子工場)	

以上三十七名

昭和十三年度

河村尤明 (經理部)	高橋源作 (原價計算課)	高瀬吟次 (電球試作工場)
竹下佳助 (共同建物會社)	磯部長吉 (設備課)	長久保兼吉 (放電管研究室)
細淵修三 (東洋耐火煉瓦會社)	長崎太三 (同)	中山秀吉 (検査課)
天津友雄 (研究所)	矢向彌助 (同)	根本長作 (同)
石川安太 (事業部)	廣瀬源次 (同)	河合三喜三 (真空管科)
畑誠太郎 (小倉工場)	五十嵐左近 (機械工場)	
青木雄三 (大阪倉庫)	柴田萬之助 (設備課)	

以上十九名

昭和十四年度

林傳 (工業部)	馬場孝助 (販賣部、第二課)	長谷川末吉 (駐外社務部)
平野篤二 (工場事務課)	米原哲二 (研究所)	山元誠吉 (同)
吉岡美勝 (工業部)	不破橋三 (同)	伊藤格治 (同)
中村誠 (販賣部)	長島豐吉 (社長室)	曾根原耕治 (總務部)
野澤道定 (製造課)	植田量 (販賣部、第三課)	青野榮 (第一電球科)
田中茂一 (外社務、駐外勤務)	俣野景雄 (東京倉庫)	染谷清三郎 (工場事務課)
田邊順吉 (研究所)	北村品三 (研究所)	山崎鐵治郎 (機械工場)
松島喜作 (總務部)	平島重雄 (社長室)	渡邊乙吉 (同)
野上啓治 (同)	松丸健 (販賣部、第四課)	小林繁市 (検査課)

佐々木 謙之助 (製造課) 深澤 愛之助 (第二器具科) 穴倉 政吉 (總務部)
 廣澤 八藏 (工場事務課) 小泉 貞輔 (川崎硝子科) 以上三十四名
 吉田 梅吉 (第二器具科) 古川 唯治 (同)

女子二十年以上勤績被表彰者氏名

昭和十二年度

多田 テイ (販賣部、第二課) 林 もと (器具第一工場) 新海 つま (第一マツダ科)
 松崎 フク (第一マツダ科) 高橋 登代 (小型電球科) 林 晴 (同) 以上六名

昭和十三年度

伊藤 ます (メイトル科) 内田 ツル (第一マツダ科) 以上二名

昭和十四年度

荻野 ナミ (第二器具科) 玉上 ハツ (第一真空管科) 以上二名

特別被表彰者氏名

昭和十三年度

不破 橘三 (研究所) 三浦 順一 (事業部) 淺尾 莊一郎 (研究所)

被表彰者表

年 度	廿五年以上 男子勤績者		廿年以上 女子勤績者		十五年以上廿五年末滿勤績者		十年以上 男女合計	特別被表彰者
	男	子	男	子	男	子		
昭和十二年	三七		六		五八七		—	—
昭和十三年	一九		二		四一		七四	二
昭和十四年	三四		二		九七		一五	—

沿革篇附録第七
社業年譜

年	月	日	摘要
明治二十三年	四月	一日	藤岡市助、三吉正一の兩氏發起人となり、矢島作郎、谷村小作、野上由貞、玉木辨太郎、兒玉軍植、三宅順祐の六氏と共に資金貳千圓を以て白熱舎を創立す(場所—東京市京橋區館屋町十番地)
	七月	二十一日	届出人三吉正一、店主福田熊太郎の名義により營業届を京橋區長に提出す
	八月	十二日	白熱電球十二個の製造に成功す(本邦製電球の始め)
	十二月		フィラメント製作に竹を使用し始む
	十二月		十、十六燭光以外に八、廿四、卅六、五十の各燭光電球の製造を行ふ
二十四年	十月		藤岡、三吉兩氏以外の諸氏へ各出資額を返却し爾後兩氏之が經營に當る
	十一月		各地電燈會社へ電球販賣を開始す
	十一月		工場狹隘の爲同市同區南鍋町一丁目一番地へ移轉す
	十一月		海軍省の命に依り信號燈用小型特殊電球の製造を開始す
	十一月		電話交換用豆ランプの製造を行ふ
二十五年	六月		白熱舎を株式組織に變更し資本金五萬圓を以て新たに東京白熱電燈球製造株式會社を設立す
二十五、六年(頃)			
二十九年	一月	二十五日	

三十年	五月	五月	三吉正一氏專務取締役社長に就任す
	五月	十六日	農商務省より東京府廳を経て設立免許書を下附せらる
	四月	十六日	資本金を拾五萬圓に増額す
	四月	二十三日	白熱舎事業讓受手續を終了し營業を開始す
	七月	三十一日	取締役兼工業部長三宅順祐氏を米國へ派遣す
	九月	一日	東京市芝區三田四國町二番地第十八號地約七百八十六坪餘を借入れ事務所及び工場の建築に着手す
	五月		米國製電球製造機械を購入す
	五月	十六日	東京市芝區三田四國町二番地第十八號地へ移轉す
	十二月	二十九日	三吉正一氏專務取締役社長を辭し藤岡市助氏專務取締役社長に就任す
	一月	二十六日	社名を東京電氣株式會社と改稱す
	四月		電氣工事の設計及び請負を開始す
	七月	十日	電球製作上の研究機關として實驗室を設置す
	八月		『白熱電燈球型錄』を刊行し各地電燈業者へ配布す
	十一月		電球着色試験に成功す
	十一月		マニラ、新嘉坡及び上海方面へ始めて電球の輸出を行ふ
	三月		實驗室に於てタンタラム電球の試作を行ふ
	六月		フィラメント材料に竹を廢し綿(コットンと稱す)を使用す
	六月	十四日	新築中の纜線工場竣成す
	八月	一日	電球販賣部を新設す
	六月		最新式改良排氣ポンプ貳臺を英國より購入す
三十四年	六月		

七月 十九日	電球口金製造機械を米國へ註文す
三十五年 三月	東京府荏原郡北品川二百八十七番地に品川硝子製造所を設置す
四月 八日	電球口金工場新築工事竣成す
四月 三十日	電氣工事を廢止す
五月 三日	藤岡市助氏專務取締役社長を辭し長富直三氏專務取締役社長に就任す
六月 十九日	口金の製造に着手す
十二月二十五日	長富直三氏專務取締役社長を辭し田村英二氏專務取締役社長に就任す
三十六年 四月	曹達硝子を廢し鉛硝子を使用す
六、七月	舶來電球との角逐其の極に達す
七月 一日	第五回内國勸業博覽會に各種電球を出品し壹等賞牌を受く
九月 十一日	歐洲に「電球製造業者トラスト」結成さる
十二月	當社と電球輸入業者大倉組及びシーメンス・ハルスケ會社との三社間に販賣價格の協定をなす
三十七年 一月 一日	輸入税一割増率となり爲に舶來電球打撃を蒙る
八月 十二日	技師長新莊吉生氏を米國に派遣す
十一月	暹羅公使の斡旋に依り同國向電球の輸出を行ふ
三十八年 一月 八日	米國ゼネラル電氣會社（以下G・E會社と稱す）との間に提携談開始さる
一月 二十日	G・E電氣會社との提携につき假契約を締結す
十一月	臨時株主總會に於て貳拾五萬圓増資（資本金四拾萬圓とす）の議決定す
二月 十五日	J・R・ゲリー氏專務取締役副社長に就任す
	東京市深川區元加賀町一番地に硝子工場を新設す（深川工場）

三十九年 三月二十四日	元專務取締役社長三吉正一氏逝去す
四月 四日	豫備電動機設置工事落成す
五月	石炭の使用を止め東京電燈株式會社より動力用電力の配給を受く
七月 十八日	硝子製物品製作用鑄型に關する第一〇八一〇號特許證を下附せらる
十月 一日	輸入税法改正により従價税を廢し従量税となりたる爲電球輸入稍と衰ふ
十月 十二日	エヂソン商標に關する第二七四三九號登録證下附せらる
十月 十八日	臨時株主總會に於て百六拾萬圓に増資の議を決定す
十月二十五日	事業擴張の爲神奈川縣橋樹郡川崎町の一部地所（會社現在地）購入の議起る
	請負作業法を採用す
	「年間契約販賣法」を採り販路の擴張を圖る
四十年 三月 四日	新設鍛冶工場竣工す
四月 十七日	電動機直結發電機増設工事竣成す
四月 三十日	從業員海外派遣規程を制定す
五月 十日	川崎工場に電氣機械類製造工場設置のため臨時工事を設く
五月 十日	電氣計器、ソケット、スイッチ、カットアウト及び變壓器、電動機等の製造機械一式を米國G・E會社へ註文す
五月	神奈川縣橋樹郡川崎停車場附近の地所約二萬八千坪餘を購入す（會社現在地）
九月	バグナル・アンド・ヒレス合名會社門司支店をして九州地方の電球販賣一手取扱をなさしむ
十一月	アンダーソン・マイヤー商會と契約し支那、印度、マニラ地方の販路擴張を圖る
四十二年 四月	バグナル・アンド・ヒレス合名會社に大阪地方の電球一手販賣を委託す

五月 下旬	(川崎工場) 一部盛土工事竣成す
五月 二十二日	(川崎工場) ソケット工場及び變壓器工場の建築に着手す
七月	技師長兼幹事新莊吉生氏を米國及び歐洲に派遣す
八月 十八日	(川崎工場) ソケット工場竣成す
十一月 十二日	(川崎工場) 電氣機械器具製造工場竣成す
十一月 二十八日	(川崎工場) 自家用電氣事業工事竣成す
十二月 初旬	(川崎工場) ソケット工場機械据付完成し製造を開始す
十二月 初旬	(川崎工場) 變壓器工場設備完成す
十二月 初旬	(深川工場) 製造設備を増設しバルブの製造能力を倍加す
十二月 初旬	株式會社芝浦製作所と合併の議起る
二月	(三田工場) ブレックスド・タングステン電球の製造を試む
三月	(川崎工場) 變壓器修繕業を開始す
三月	(三田工場) ソケット用陶器の製作を開始す
五月 末	(川崎工場) タングステン電球工場の建築竣工す
七月 十三日	獨逸伯林アウエル・グリユーリヒト會社のタングステン電球製造特許權を購入す
七月 二十九日	芝浦製作所との合併問題一時中止となる
十一月 初旬	(川崎工場) 硝子工場の新築に着手す
十二月 初旬	昨四十二年十一月の電球賣上個數未曾有の巨額に達したるを以て之が祝賀會を行ふ
十二月 初旬	田村英二氏專務取締役社長を辭し藤岡市助氏專務取締役社長に就任す
一月 二十四日	(川崎工場) タングステン電球工場の設備完成し本格的製造に着手す
一月 二十四日	(三田工場) レセプテーター、ブラッグ、シェード、ホルダー其の他各種電燈用器具の製

五月 下旬	硝子工場の建築工事竣成す
五月 下旬	ゼムランプ(改良炭素電球)の製造並に販賣を開始す
五月 三十日	芝浦製作所株式四千株を應募す
八月	大洪水のため川崎、深川兩工場浸水し多大の損害を蒙る
八月	電燈事業の發達に伴ひ電球製造業者漸く興り本年末現在十餘の多きに上る
四月	「マツダ」の商號を使用す
四月	(ワイヤー・ドロイニング・タングステン電球アメリカ市場に現る)
五月 六日	メートル工場準備係を設け電氣計器の製造を計畫す
五月 六日	豫算總額六拾參萬圓を以て川崎工場の第一期工事に着手す
五月 六日	(深川工場) 陶器工場及び調合室の増設工事竣成す
十月 三日	ワイヤー・ドロイニング・タングステン電球を發賣す
十二月 三日	東京府下荏原郡大井町宇關ヶ原千三百二番地に電球假工場を設置す(大井工場)
十二月 三日	(大井工場) 陶器工場を設置す
一月 十八日	(大井工場) 電動機裝置の電球製造工場竣成しタングステン電球の製造を開始す
二月 九日	(三田) 陶器工場設備一切を大井工場へ移す
二月 九日	(大井工場) 電球製造工場増設工事竣成す
五月 十四日	(川崎工場) 汽罐室の建築工事竣成す
五月 十四日	(大井工場) 機械工場を移し他に炭素線電球工場一棟を新設す
九月 九日	一〇〇キロワット以下の電氣機械器具製作に關する權利一切をG・E會社に還付す
十一月 二十日	(川崎工場) 瓦斯製造工場一棟及び瓦斯貯藏タンク一臺設置工事竣成す

十一月二十六日 電球の特許權及び之が製造販賣に關し大阪電球株式會社と契約を締結す
 十二月 下旬 大井工場敷地及び建家一切を購入す
 二年 一月 十四日 帝國電球株式會社と電球の製造並に販賣に關し假契約を締結す
 一月 十八日 日本電球株式會社と電球の製造並に販賣に關し假契約を締結す
 二月 一日 タングステン電球の二割値下げを行ふ
 三月 十一日 營業組織を工業部及び營業部の二部に分つ
 當社と大阪、帝國、日本の三電球會社間に第一回四社聯合會議(後協約會社協議會と改稱)を開催す
 (川崎工場)第一期盛土工事竣成す
 社員職工養老救済基金制度を設定す
 (川崎工場)電球工場、炭素線工場、電燈用器具工場及び電氣用各種硝子製造所竣工す
 本社を神奈川縣橋本郡御幸村南河原千九番地(現在の川崎市)へ移轉す
 (川崎)電氣計器組立及び理化學的實驗室用建物設置の儀神奈川縣知事より許可せらる
 臨時株主總會の決議により資本金を參百六拾萬圓(増資額貳百萬圓)に増額す
 獨逸電球會社との契約事務其の他に就き工業部長新莊吉生氏を歐米へ派遣す
 空素電球を發賣す
 瓦斯發生工場を設置す
 東京市京橋區銀座一丁目一番地に販賣部出張所を設く(後第二課となる)
 電氣計器組立工場、理化學實驗室、電球工場、鍛冶工場等竣工す
 横濱市伊勢佐木町一番地に販賣部出張所を設く
 東京電球製作所と電球の製造並に販賣に關し契約を締結す

七月 十五日 マツダ新報を創刊す
 八月 十八日 大崎電氣株式會社と電球の販賣に關し契約を締結す
 九月 大阪市西區阿波堀一丁目五番地に販賣部出張所を設く(後第三課となる)
 十月 五日 電球其の他一般製造技術に關する學理的研究所を工業部技術課より分離し新たに實驗室を設置す(研究所の前身)
 照明課を設置す
 X線管の製作及び修繕開始計畫に着手す
 川勝ツネ氏所有に係る硝子工場建家其の他設備一切及び硝子窯特許權の一部を買收し之を惠比須工場となす
 (大井工場)小型電球工場竣工す
 タングステン電球の需要増進に伴ひカーボン電球漸次その數を減す
 I-14型電氣計器型式承認申請書を逕信大臣宛提出す
 電氣計器の製作を開始す
 レンズ用硝子並にレントゲン管球の製造發賣をなす
 百ワット電球の製造發賣をなす
 元専務取締役社長田村英二氏逝去す
 (大井工場)硝子工場一棟、硝子熔解窯、坩堝窯等竣成しバルブの製造を開始す
 三田工場を閉鎖し作業及び設備一切を大井工場へ移す
 (川崎)第二期擴張工事に着手す
 第十三號建家及び動力室竣工す
 坩堝及び耐火煉瓦製造所三保舎に投資し事業の協同經營を行ふ

四月	三十日	第二十一號硝子工場一棟竣成す
五月	二日	惠比須工場火災の爲建物設備の大半を消失す
五月	三十日	惠比須工場を廢止す
五月	三十一日	標準品としてのカーボン電球の製造を止め特殊品となす
六月	二日	G・E電氣會社組織變更に伴ひ新たにインターナショナル・ゼネラル電氣會社設立されたるに付同社と契約の更改締結を行ふ
六月	二十一日	E・W・ライス氏專務取締役社長を辭し新莊吉生氏專務取締役社長に就任す
十月	一日	關西電球株式會社とタンクステン電球の製造並に販賣に關する特許權實施に就き契約を締結す
十一月	十一月	陸軍省及び逓信省の特命に依り真空管の實用的研究に着手す
十一月	十一月二十一日	大連出張所の組織を變更し、販賣部第五課を設置す
十一月	十一月十五日	大日本電球株式會社とタンクステン電球の製造並に販賣に關する提携契約を締結す
十一月	十一月二十日	戰後原料品騰貴のため各種電球の二割値上げを行ふ
十一月	十一月二十日	當社所有の導入線特許の侵害者續出せる爲之に警告を發す
十一月	十一月二十日	臨時株主總會の決議により資本金を壹千萬圓(増資額四百萬圓)に増資す
十一月	十一月	第一回功勞社債拾萬圓を發行す
十一月	十一月	深川工場を再設、御國硝子製作所と改稱し化學用硝子及びコップ類の製造を開始す
十一月	十一月	帝國電球株式會社と東京聯合電球株式會社を合併し新たに帝國聯合電球株式會社を設立す
十一月	十一月	大正電球株式會社の工場建物及び機械設備一切を購入し之を小倉工場となす
十一月	十一月	當社内に積算電力計檢定試驗所設置の儀逓臣大臣より許可せらる
十一月	十一月	新莊社長當社研究所を代表し學術研究會議々員を拜命す

十二月	十二月	金澤、京城及び臺北の三都市に販賣部出張所を設く
十二月	十二月	販賣部に小賣課を設置し東京市内小賣事務を取扱はしむ
十二月	十二月	第六課を名古屋に、第七課を仙臺に、第八課を札幌に置く
十二月	十二月	福岡出張所を置き第四課の所管とす
十二月	十二月	專務取締役社長新莊吉生氏逝去す
十二月	十二月	芝増上寺に於て社葬の禮を以て故新莊社長の葬儀を執行す
十二月	十二月	御國硝子製作所(舊深川工場)を閉鎖す
十二月	十二月	專務取締役副社長J・R・ゲリー氏專務取締役社長に、取締役山口喜三郎、同O・ブルスマンの兩氏專務取締役副社長に就任す
十二月	十二月	電氣計器出張檢定所竣成す
十二月	十二月	當社商標を使用せる偽造マツダ電球續出す
十二月	十二月	無線用送受信管の製作漸く試験期を了へ爾後製造の増進に力を盡す
十二月	十二月	取締役立川勇次郎及び販賣部長立川龍の兩氏を米國へ派遣す
十二月	十二月	大型無線電信用送受信真空管製造に關し國勢院より研究獎勵金の交付を受く
十二月	十二月	專務取締役副社長山口喜三郎氏會社事業に關する用務のため渡米す
十二月	十二月	溫度計の製作並に販賣を併せ營む儀に付農商務大臣より營業を許可せらる
十二月	十二月	第二回功勞社債五萬圓を發行す
十二月	十二月	當社研究所に於ける大型真空管の研究並に製造著るしき發達を遂げ、陸海軍其他各方面の多數の需要に應ず
十二月	十二月	關東大震災の爲川崎本社に於ける工場建物多數倒潰し社員工員六十五名の犠牲者を出す
十二月	十二月	復舊に力めたる結果二三の工場を除き全部作業を開始す

十一月初旬 全工場の作業を開始す
 十一月二十一日 震災復舊事業全部完成せる爲臨時復舊部を解散す
 十二月二十日 本社隣接地南河原田二千八百三十三坪を購入す
 十三年 四月 一日 マツダCランプの一部値下げを行ふ
 四月 研究所用としての第三十四號第三十五號建物完成す
 七月二十三日 福岡縣企救郡板橋町板橋に小倉工場敷地として一萬五千二百五十四坪、同工場建物敷地として二千七百六十坪を購入す
 ダンナーマシン(硝子管及び棒曳機械)の特許権を購入す
 マツダB電球の値下げを行ふ
 九月 一日 臨時株主總會の決議により資本金を貳千壹百萬圓(増資額壹千壹百萬圓)に増資す
 九月 二日 無線用送信真空管の製作に就き農商務大臣より研究獎勵金を下附せらる
 十四年 二月 一日 瓦斯入電球(Cランプ)の二割値下げを行ふ
 四月二十八日 眞空管特許権及びマイスナー特許権に關し日本無線電信電話株式會社と暫定契約を締結す
 四月 三十日 X線管球の販賣に關しアルゲマイネ電氣會社と契約を締結す
 六月 一日 従業員の福利増進機關として共済組合を設置す
 八月 一部電球の硝子球を無尖頭に改良す
 内面艶消電球の研究完成す
 十一月 川崎小向に運動場敷地八千八百三十四坪を購入す
 十二月 瓦斯入電球六〇ワット以下全部の二割値下げを行ふ
 十五年 三月 一日 内面艶消電球を新マツダ電球及び新マツダ瓦斯入電球と稱し發賣す
 三月 各種電球を悉く無尖頭に改良し且硝子球の寸法を萬國的標準に改正す

昭和 元年 十二月二十七日 日本電球株式會社と關西電球株式會社を合併し新たに關西聯合電球株式會社を設立す
 十二月 各種製品及び其の他貨物の搬出入のため川崎驛に鐵道側線を増設し之を當社構内に引込み敷設をなす
 十一月 一日 大井工場に於てダンナーマシンに依る硝子管類の製作を開始す
 十一月 二十日 家庭用電氣器具及びソケット接続器具等の代理販賣に關し芝浦製作所と契約を締結す
 十二月 四〇ワット以下の各種電球の値下げを行ふ
 二年 二月初旬 タングステン、モリブデン箔の製作に成功す
 三月二十五日 J・R・ゲリーリー氏專務取締役社長を辭し山口喜三郎氏專務取締役社長に就任す
 五月 J・R・ゲリーリー及びO・ブルスマンの兩氏專務取締役副社長に就任す
 六月十三日 照明學校を開設す
 七月 アルゴン瓦斯製造設備を完成し電球材料の自給を圖る
 八月十九日 小倉市板橋町に於ける小倉工場新築工事竣成す
 九月 一日 大阪電球株式會社工場を當社の委任經營に移す
 九月五日 (小倉工場)小倉市室町所在の舊工場機械設備一切を新工場へ移轉す
 十二月一日 マツダ自動車電球の品種單純化並に大幅の値下げを行ふ
 三年 三月七日 電球工場(第四十五號建物)新築工事竣成す